



# 廣告

監獄費國庫支辨に關し内務省警保局長小松原英太郎君か抱持せらるゝ談話筆記は本會に於て公刊するの榮を荷ひ客月三十日先づ五千部を印刷し知事、書記官、警部長、典獄、郡市長、貴族院、衆議院、各府縣會議員、及全國新聞社等へ徧ねく一部宛を贈呈し今又五千部を刷出し實費を以て頒たんと欲す、宜しく本問題の利害を叩き、正義の存する所を究めんと欲する有志諸君は左の實費を添へ本會へ申込あるへし

●監獄費國庫支辨論(完) 一部金八錢 (郵稅共)

●同上 但上等洋紙四號活字假綴 一部金六錢 同上

●同上 但中等洋紙五號活字假綴 一部金六錢 同上

明治廿五年四月

警察 監獄學 會

## ●監獄本支署長ニ謹告ス

●小河滋次郎氏著日本監獄法講義ハ幸ニ當局者ノ贊助ヲ辱フシ數千部發賣致シ其發行ノ如キハ既ニ第四版ヲ經候處尙ホ今日ニ至リ需用セラレ候尙不懽候處發行ノ手許ニハ最早一冊ノ殘本モナク去レハ逆僅少ノ部數ニテハ印刷モ出來兼候間此際尙一千部ヲ限リ今一度印刷ニ附シ度就テハ御部下ハ勿論其他トモ充分御勸誘ノ上御需用ノ部數御手數ナカラ御取調之上否ヤ至急御回報ニ接シ度殊ニ該印刷ハ今回ヲ以テ終結致度見込ニ付將來新任ノ吏員方ニテ該書ヲ需用セラレ候モ到底發行ニ於テハ應シ兼テ候次第ニ付若シ出來得ヘキ儀ニ候ハ、右備本トシテ御需用被下度希望ニ堪ヘサルナリ

●像約出版廣告

白紙ノ合用ヲ以テ無難ニ見込ムベシイ月ヨリ付  
ハ應シ兼テ候次第ニ付若シ出來得ヘキ儀ニ候ハ、右備本トシテ御需用被下度希望ニ堪ヘサルナリ

# 豫約出版廣告

内務省警保局長監獄評議委員長小松原英太郎君序文  
内務省參事官兼法制局參事官文學士都筑警六君序文  
内務省參事官監獄評議委員文學士久米金彌君序文  
内務省警保局長監獄課長小河滋次郎君著

## 獄務提要

- 製本 本文上等舶來紙 表紙クローム金字入 一部金五拾錢
- 定價 一部金三拾五錢
- 豫約減價 一部前金四錢
- 運送費 一部前金三拾二錢

- 特別割引
  - 百部以上 運送費一部金四錢
  - 五十部以上 運送費一部金四錢
  - 一部金貳拾八錢

長本會費取綱主任ノ諸君ヨリ一  
上記ノ割引ハ官署典獄書記看守  
ノ申込ノ限ルヘシ

警察監獄學會

### 送金

### 申込

### 發送

## 完

二十拾部以上ハ申込ノ際前金ヲ要ス  
二十五日迄ニ於テ二回ニ割賦延スル  
節ハ郵便又ハ銀行爲替トシテ送金  
送付ハ郵便又ハ銀行爲替トシテ送金  
宮城縣管内其持込價トシテ送金  
書林三木村五日後限本會復シル  
リ年三月十五日限本會復シル  
勿論本會若今期後限千部限印刷部  
以期限本會若今期後限千部限印刷部  
本年二月十五日限本會復シル  
本會復シル  
便郵便ノ流車流船便ノ内冊數及土地  
出版部

警察監獄學會雜誌第二卷第八號

本書は著者が多年研究し得られたる監獄學上の識験を以て獄務殊に戒護事務に適切なる諸般緊要の事項を纂輯し、彼の獨逸聯邦諸國の監獄に於て監署より各看守に給與しある所の「看守必携」と題する教科用書の體裁に倣らひ秩序的且つ應用的に論述せられたるものにして一讀以て獄務の梗概を知り再編以て執務の要領を悟り數回之を誦讀研究するに於ては大に以て監獄學の知識を養成するを得へし。本書は分つて九章となす即ち第一章に於ては緒言を述へ第二章に於ては看守の服膺すべき一般義務の要領を述へ第三章に於ては看守の職務に必要な資格即ち體格性質技能知識等の狀況を述へ第四章に於ては戒護事務の要領と題し門衛看守として、夜勤看守として、日勤看守として將た一般の戒護官吏として如何に其戒護事務を執行すべきか又は戒護の要は何よにあるか如何せば能く適實に之を執行し得らるべきや等の諸點に就き一々事の實際に據つて之を詳述し第五章に於ては特に、監獄に於ては特だ、戒護及び學業を施行する所以の趣旨を論し之れに處する看守職務上の心得方を細説し第六章に於ては更らに進んで監獄作業の主義目的を痛論し且つ此場合に對する看守職務上の要訣を辨明し第七章に於ては看守が監獄官吏として囚人に接する所の方法即ち囚人處遇法の秘訣を詳解し第八章に於ては特だ、獨居拘禁の囚人に對する處遇の方法を述へ、上官及び同僚に對し看守の服膺すべき諸般緊要の事項は最も詳密に且つ適切に第九章を以て之を結論せり。

本書、題註して看守必携と謂ふと雖も強ち看守のみを目的として之を編述せられたる者に非ず所謂、看守と稱する内には看守以下の吏員をも包括しあるものなりとす、這は既に著者も本書中に明言せられたる所なるを以て看守諸君が本書を必要とせらるゝか如く女監取締、押丁、授業手等の諸君に於ても大に本書の必要を感せらるゝ所なるを信す、否な獨り看守及び其以下の吏員諸君のみならず、又他の上等司獄官吏諸君に至るまでも一般に本書に據つて大に參考に資せらるゝ所多かるべきを信す、何んとなれば先づ其下僚の職務を熟知するに非ざれば上官たる威信を保ち職務を行ふこと能はざるべきを以てなり是れ即ち本書の題名を以て單に看守必携と謂はすして汎く獄務提挈と命名せられたる所以なる歟、概要前記する所の如きものなるか故に各地方看守教習所等の教科用書として之を採用せられ且つ苟くも監獄官吏殊に看守として獄務に従事せらるゝの諸君は必ず一書を備へて之を研究せられんことを希望す。

書なるは論を撰たす故に願はくは先づ教科書として之を採用せられ且つ尙く監獄官吏殊に看守として職務に従事せらるゝの監獄は必ず一本書を備へて之を研究せられんことを希望す

警察監獄學會雜誌第二卷第八號

論 說

● 鑛山法及鑛業警察ノ法理

法學士 岡 喜 七 郎

余輩ハ鑛法ハ土地收用ノ手續ヲ適用スル一ツノ各段ナル規定ナリト認ムルモノナリ而シテ今茲ニ鑛山法發達ノ順序ヲ觀察スレハ我國及歐洲諸國ヲ通シテ元來土地ハ君主ノ領地ナリト一般世人ノ認メタル所ナルカ故ニ一私人ノ鑛物ヲ採ルコトハ必シモ土地所有權ト全一ノ者ニ非スシテ國家ヲ支配スル主權ノ特別ノ免許ヲ得スンハ之ヲ採掘スルコトヲ許サ、リシモノナリ換言スレハ從來立法ノ精神ハ專ラ主權ノ特權ニ屬シテ一私人ノ營業トシテ之ヲ爲スコトヲ許サ、リシ者ナリ然ルニ現行ノ立法ハ地中ノ鑛物ハ凡テ主權ノ特權ニ屬スト云フノ元則ヲ捨テ、鑛業ヲ行ナフノ免許ヲ與フルト云フ方向ニ向テ立法セルモノナリ公益ノ爲ニ之ヲ制限スルノ點ニ專ラニシテ所有權ヲ一私人ニ移スト云フノ點ニ專ラナラサルモノナリ此ヲ以テ國家

ニ於テ鑛業ヲ行ナフ場合ニ於テモ尙一私人ノ營業セルモノト等シク一般ノ行政法及ヒ民法ヲ以テ支配サル、所ノ一ツノ營業タルニ外ナラサルナリ只一私人ノ土地所有權ト鑛業ヲ行ナフ權ヲ付與スルノ手續ニ關シテ國家ハ命令權ノ作用ニ因リテ人ノ所有權ヲ制限シ得ルノ權力ヲ有スルモノトハ成レルモノナリ

以上ノ見解ヲ以テスルキハ鑛法ハ一般ノ營業トシテハ素ヨリ民法ノ規定ニ從フヘキモノナレモ民法ニ於ケル鑛法ハ行政取締リノ點ニ於テ規定セラレタル法規ヲ稱スルモノニシテ必スシモ鑛法ノ全體ヲ含有スルモノニ非サルナリ然レハ即チ其所謂行政取締リノ點ニ於テ行政法ニ屬スル部分ハ如何ナルモノナルカ余輩ノ見解ヲ以テスルキハ之ヲ區別シテ左ノ三種ノ法規ニ分類セント欲ス然レモ余輩ハ今茲ニ一般行政法ニ關スル手續キニ説入ルコト極メテ不必要ナルヲ信スルカ故ニ以下簡單ニ本雜誌ノ主領トスル警察ニ關スル行政ヲ研究シテ本題ヲ了ハラント欲スルナリ

### (一) 鑛業ヲ監督スル官府ノ組織

#### (一) 鑛業ヲ保護スルノ法

### (三) 鑛業警察

我現行法ニ於テハ既ニ鑛業警察ノ發布アリシヲ以テ該條例ヲ通覽シタルモノハ鑛業警察命令ノ執行及ヒ處罰ノ規定モ熟知セルモノナラント推測スルヲ以テ余輩ハ今茲ニ重テ該條例ノ細密ナル法理論ニ説入ルコトヲ欲セサルモノナリ然レモ今其警察法規ノ所在ヲ解説セハ鑛業ニ關スル警察モ亦凡テノ警察ト等シク公共ノ安寧秩序ヲ保持スル命令權ノ作用ニ外ナラサルモノナリ此ヲ以テ其關係スル所ノハ專ラ營業ノ安全、職工ノ生命、及健康ノ保護、一般交通ノ保護、及鑛業ノ他ノ營業ニ對スル弊害ヲ拒カントスル等ノ目的ヲ以テ凡テノ警察命令ト等シク一般ノ規定ヲ設ケ若クハ特別ノ警察處分ヲ以テ其目的ヲ達スルモノト信スルナリ茲ニ余輩ノ最モ注意スヘキハ前段論述セル如ク方今ノ鑛法ハ採掘スルモノヲ一般ノ營業ト見做スノ方向ニ於テ立法スルモノナルカ故ニ警察上ノ目的ニ於テハ營業停止ノ法理ヲ適用シテ警察官ハ法律ノ規定ノ外ニ於テ自由ニ營業ノ自由ヲ制限シ得ルコト是ナリ是蓋シ余輩ノ屢々唱道スルカ如ク我國ノ警察權ハ必スシモ法律ニ因リテ活動スルモノニ非スシテ尙大ナル權力ヲ有スルアルカ爲ナリ

以上余輩ノ略論セル鑛山法ノ發達及鑛業警察ニ關スル單純ナル理論ハ警察法ノ大問題ヲ解説スルニ足ルモノアルヲ知ル是レ蓋シ余輩ノ特ニ茲ニ本問題ヲ掲ケテ以テ迂遠ナカラモ警察法理ノ説明ヲ與ヘント欲スル所以ナリ而シテ其所謂大問題トハ何ソヤ曰ク警察處分ハ國家ニ對シテモ亦有効ナリヤ否ヤ是ナリ蓋シ本問題ハ歐洲ニ於テモ我現行行政法上ニ於テモ重要ナル實際問題トシテ學者ノ惱ム所ノモノナリ一般ノ原則トシテハ警察處分ハ臣民ニ對スルノ處分ナリ凡テ國權ニ服従スル者ニ對シテ之ヲ行ナフ者ナリ然リト雖モ普國行政裁判所ノ判決ヲ參照スル時ハ國家モ亦警察處分ノ下ニアリテ警察ヲ遵奉スルノ義務アルモノナリト論斷セサルヘカラス然レモ以上ノ論斷ヲ爲スニ當テハ固ヨリ國家ナル文字ノ意味如何ヲ研究セサルヘカラス判決例ニ因ルキハ蓋シ政府カ財産ノ本體タル私法上ノ法人ノ資格ニ於テ警察命令ノ下ニ立テ警察規則ヲ遵奉スヘキ義務アリト云フノ主意ナラント信スルナリ例セハ政府ノ各種ノ造營物ニ對シテ警察權ハ尙ホ一個人ノ家屋ニ對スル時ト等シク公ケノ秩序ノ爲ニ警察命令ヲ發シ又タハ處分ヲ強制實行スルコト得ルナリ政府ニ屬スル造營物ナリト云フナ口實トナシテ警察規則ニ抵觸スル圍範ニ入

ルコトヲ許サ、ルモノナリ又政府ノ採掘ニ從事スル場合ニ於テ營業者ナル一私人ノ資格ニ於テ鑛業警察ノ法規ニ則ラサルヘカラス政府ノ獨有ノ營業ニアラサルヨリハ他人ト同シク國權ニ服従スヘキモノナリ以上ノ説明ニ因レハ國家ノ警察處分ニ服従スルハ國家ナル公法上ノ團體ニ非スシテ國家ナル私法上ノ一人ナリト云ハサルヘカラス然レモ余輩ノ尤モ説明ニ苦ム所ノモノハ實際ノ事實ニ於テ國家ナル主權者ノ國家ノ所爲ヲ處分スルコト是ナリ然レモ此疑問ヲ詳論スルキハ稍時事論ニ徴セサルヘカラスアルコトアレハ暫ラク茲ニ筆ヲ措ヒテ以テ讀者ニ鑛法ノ概要ヲ示スト云フ爾

(完)

●犯罪ト刑罰ノ關係ヲ論シ併セテ

警察監獄ノ原理ニ及フ(承前)

法學士石田氏幹

抑モ何ニ因ツテ刑罰ヲ科スル乎即チ刑罰權ノ基礎如何ノ問題ニ就テハ古來三箇ノ說アルカ如シ

第一説、此説ニヨレハ刑罰權ノ基礎ヲ自由意志ト云フコトニ置キ苟クモ自由意志ナキ者ノ行爲ハ假令不適法ナルモ真正ノ行爲ト見做スヘカラス業既ニ真正ノ行爲ニアラサレハ之ヲ罰スルノ理由ナシ例ヘハ瘋癲白痴未成年者ノ行爲ノ如キ是ナリ故ニ刑罰ノ基礎ハ自由意志ノ有無ニ在リト

第二説、此説ニヨレハ刑罰權ノ基礎ヲ社會ノ秩序ト云フコトニ置キ苟クモ社會ノ秩序ヲ攪亂スヘキ程ノ行爲ニアラサレハ之ヲ罰スルノ必要ナシ瘋癲白痴未成年者ノ行爲ノ如キハ其者ノ真正ノ行爲タルヲ免レスト雖モ此等ヲ罰シタリトテ此等ヲ懲戒セシメ社會ノ秩序ヲ維持スルニ足ラス換言スレハ其行爲ハ必竟社會ノ秩序ヲ攪亂スヘキ程ノモノニアラス從ツテ之ヲ罰スルノ必要ナシト故ニ此説ノ如キハ自由意志ノ有無如何シテ問ハスシテ社會ノ秩序ヲ攪亂スルノ行爲ナルヤ否ヤヲ問フノミトス

第三説、此説ニヨレハ刑罰ヲ科スルニハ自由意志ノ有無ヲ問ハサルヘカラサルハ論ヲ俟タスト雖モ又其行爲ハ社會ノ秩序ヲ攪亂スル程ノモノナリヤ否ヤヲ併セテ考案セサルヘカララスト云フニアリテ上述ノ第一説及ヒ第二説ヲ折衷シタルモノニシテ刑罰權ノ基礎ヲ自由ノ意志ト云フコト、社會ノ秩序ト云フコトノ二者ニ置クモノ、如シ

以上陳述セシ所ノモノハ刑罰權ノ基礎ニ關シタル三箇ノ説ヲ列舉シタルモノナルカ余ヲ以テ之ヲ見レハ第一説ノ如ク自由意志ノ有無ヲ以テ刑罰權ノ基礎トナストキハ社會ノ秩序ト云フコトヲ度外視スルモノ、如シ而シテ刑罰ヲ科スルハ社會ノ秩序ヲ維持スル爲メナリトスレハ豈之ヲ度外視スヘケンヤ又若シ自由意志ノ有無ヲ問ヒ自由意志ナキトキハ其行爲ハ真正ノ行爲ニアラスシテ會社ノ秩序ヲ攪亂スヘキ程ノモノニアラサル故ニ之ヲ罰スルノ必要ナシトコトナレハ反ツテ自由意志ノ有無ハ刑罰ヲ科スルノ基礎タラスシテ社會ノ秩序ト云フコトカ其基礎タルカ如シ

之ヲ要スルニ第一説ノ如キハ其當ヲ得サルモノ、如シ果シテ然ラハ第二説即チ折衷説ノ如キハ其當ヲ得サルモノト斷言スルコト能ハスト雖モ抑モ亦社會ノ秩序ト云フコトヲ以テ刑罰權ノ基礎トナスヲ得ハ自由意志ノ有無ヲ問フノ必要稍減スヘケレハ更ニ第三説ヲ唱道スルノ理由ナカルヘシ

上來陳述シタル所ニヨレハ刑罰權ノ基礎ハ社會ノ秩序即チ國家人民ノ生存ト云フコトニアリト謂フヲ得ヘシ然ラハ刑罰其物ハ充分ニ國家人民ノ生存ヲ保護スルモノタラサルヘカラス而シテ又刑罰其物カ充分ニ國家人民ノ生存ヲ保護スルニハ其刑罰ハ充分ニ犯罪人ノ改悛ヲ促カスト同時ニ社會公衆ヲ警戒スル程ノモノタラサルヘカラサルナリ然リ而シテ其刑罰ハ如何ニシテ犯罪人ノ改悛ヲ促カシ社會公衆ヲ警戒スルヤト云フニ實ニ監獄ノ制ニ依ラサルヘカラス是ニ於テカ監獄ノ原理顯然リト雖モ刑罰ヲ執行スル監獄ノ制度ニ依リ犯罪人ノ改悛ヲ促カシ社會公衆ヲ警戒スレハトテ未タ以テ國家人民ノ生存ヲ充分ニ保護スルコトヲ得ヘシト謂フヘカラス尙ホ進ンテ豫メ犯罪ヲ防止スルノ策ヲ講セサルヘカラサルナリ又犯罪人ヲ逮捕シ其餘害ヲ防制スルノ道ヲ講セサルヘカラサルナリ然リ而シテ犯罪ヲ豫防シ犯罪人ヲ逮捕スルニハ實ニ警察ノ制ニ依ラサルヘカラス是ニ於テカ警察ノ原理顯ハル

是ニ由テ之ヲ觀レハ警察ノ制ハ實ニ犯罪善前策トモ謂フヘキモノニシテ監獄ノ制ハ實ニ犯罪善後策トモ謂フヘキモノナリ然レモ溯ツテ其原理ヲ尋ヌレハ兩者皆國家人民ノ生存ヲ保護スルモノタルナリ故ニ其形ハ異ナレモ其實ハ同シキナリ其職掌ハ異ナレモ其目的ハ同シキナリ之ヲ換言スレハ此兩者ハ其源泉ヲ同シクシテ其末流ヲ異ニスルモノト謂フヘシ

終リニ臨ミテ犯罪ト刑罰ノ關係ヲ略陳スレハ犯罪トハ國家人民ノ生存條件ヲ抗撃スル行爲ヲ云ヒ犯罪人トハ其行爲ヲナス者ヲ云ヒ刑罰トハ犯罪人ヲ懲戒シ併セテ社會公衆ヲ警戒スル爲メニ科スル惡報ヲ云フナリ故ニ犯罪ハ國家人民ノ生存ヲ害スルモノ刑罰ハ國家人民ノ生存ヲ維持スルモノト謂フヲ得ヘシ而シテ警察制度ハ犯罪ヲ豫防スルモノ監獄制度ハ刑罰ヲ執行スルモノト謂フヲ得ヘシ然レモ刑罰ヲ執行スルモノ犯罪ヲ豫防スルモノ共ニ是レ國家人民ノ生存ヲ保護スルモノナレハ其源泉一ニシテ二ナラスト云フモ過言ニアラサルヘシ

(完)

●清浦奎吾氏ノ講話ヲ聞キ習慣犯罪人ニ就テ所見ヲ述フ

余輩ハ茲ニ一言、過日開カレタル獄事講話會ニ於テ先輩諸君ノ有益ナル監獄上ノ談話ヲ拜聽スルコトヲ得テ爲ニ裨益スル所多ク特ニ大ニ新智識ヲ加ヘタル者アルヲ謹謝ス而シテ其席上ニ於ケル前キニ歐洲巡回ノ途ニ上リ實地見聞セル無量ノ材料ヲ齎ラシ此程歸朝セラレタル清浦奎吾氏ノ講話ハ監獄制度ノ改良ヲ謀ルモノ監獄制度ノ學理ヲ講究スルモノ及ヒ身ヲ司獄ノ業務ニ委スルモノ、爲ニ莫大ノ利益ヲ考ヘタルモノアルハ余輩ノ深ク信スル所ナリ特ニ幼年囚懲治ノ必要ナル所以及其方法、囚徒中初犯者ハ最モ懲戒根治ノ法ニ注意セサルヘカラサル理由、放免囚保護會社設立ノ必要ノ如キ其講話セラレタル主旨其希望セラル、前途之ヲ實驗ニ照ラシ之ヲ學理ニ究メ論シテ盡クサレサル所ナキハ、讀者其筆記ニ就テ復讀玩味スル所アレハ余輩ノ縷々百萬言ノ稱賛モ尙及ハサルモノアルヲ悟ラルヘキナリ

余輩ハ余輩ノ學業ノ淺薄ニシテ頗フル經驗ニ乏シク殊ニ監獄ノ事ニ關シテハ未タ其甚シキ者ナルヲ知ル然ルニ今習慣犯罪人ニ關シテ聊カ余輩ノ意見ヲ述ヘテ以テ大方諸君ノ一讀ヲ煩サントスルハ其極メテ暴ニシテ又清浦氏ノ講話ニ對シテ頗フル禮ヲ失スルノ甚シキヲ恐ル、モノナリ然リト雖モ余輩ノ平素確信セル卑見未タ氏ノ講話ヲ以テ氷解セサル所アルカ爲ニ茲ニ本雜誌ノ餘白ヲ假リテ以テ所見ヲ述フル事トハナセルナリ

余輩ハ清浦氏ノ初犯人及習慣犯罪人ニ對スル懲戒ノ意見ヲ簡單ニ省約セハ左ノ主意ニ則トルモノアルヲ信ス曰ク初犯人ノ社會ニ於ケルハ恰モ初期肺病ノ人身ニ於ケルカ如ク未ダ根治ノ見込ナシト云フ可カラス此ノ故ニ懲戒ノ法宜シキヲ施セハ必ス善良ナル人民ト化シ得ラルヘキモノナリ故ニ先第一ニ初犯人ノ懲戒ニ銳意從事スヘキ方法ニ出ツヘシ之レニ反シテ犯罪ヲ習慣トセルモノ及犯罪ヲ常業トナスモノ、如キハ社會ノ左程恐ルヘキモノニ非スシテ又到底根治ノ見込ナキモノナリ戒悟ノ念ヲ起サシメ能ハサルモノナリ此ノ如キモノモ勿論能フヘクンハ充分ナル治療ヲ施スニ從事セサルヘカラサレモ經費及其他ノ事情ニ於テ許スナクンハ是等ノ囚徒ハ苦役ニ服サシメ人ハ力メスンハ衣食スルコトヲ得サルモノナルコトヲ覺知セシメ力食ノ習慣ヲ養成スルノ法ニ出ツヘシト略言スレハ蓋シ第一ニ初期犯罪人ヲ前ニシテ習慣犯罪人ヲ後ニスヘシト云フニアルカ如シ然レモ氏モ絶體的ニ此二種

ハ犯罪人ヲ前後スルモノニ非スト雖モ強テ緩急簡嚴ノ別ヲナセハ前者ニ急ニシテ簡、後者ニ緩ニシテ嚴ナルヘシト云フニ在ルカ如シ

余輩ハ余輩ノ腦力ハ氏ノ談話ヲ講究研磨スルニ足レルモノタルヲチ保證シ得サルヲ以テ或ハ氏ノ意ヲ誤解シ謬見ニ陷レルヲ悟ル能ハサルモノナルヤハ慮ラレスト雖モ余輩ノ氏ノ所見ヲ解セルハ蓋シ甚シキ差異ナカラント信スルモノナリ若シ清浦氏ノ所説果シテ此ノ如クナラシメハ余輩ハ習慣犯罪人ニ關スル氏ノ講話ニ同意ヲ表スル能ハサルモノナリ否ナ余輩ハ寧ロ氏ト正反對ノ地位ニ立タサルヘカラス緩急簡嚴其所チ異ニスルノ意見ヲ有スルモノナリ余輩モ亦清浦氏ト全シク初犯人ト習慣犯罪人トチ間ハス凡テ之ヲ矯正懲戒セサルヘカラサルモノナルヲチ知ル然レモ能ハスシハ習慣犯罪人ニ銳意ニシテ初犯人チ後ニスルノ優レルアルヲ信スル者ナリ否慣行犯罪人ハ社會ノ最モ恐ルモノタルヲチ信スルモノナリ全治ノ見込ナシト斷言シ得ラレサルモノナルヲチ信スルモノナリ懲戒ノ法宜シキチ得テ之ヲ教誨シテ倦マスシハ亦正ニ善良ナル人民ニ化スヘキモノタルヲチ信スルモノナリ清浦氏ノ説ノ如ク初犯人ハ尤モ治療ノ見込チ有スルモノナリ再犯以上ニ至テ特

ニ犯罪ヲ慣行スルモノ、如キハ殆ント致シ方ノナキモノナリ故ニ再犯セサルノ前ニ拒キ、初期ノ間ニ充分教訓シテ善良ナラシメハ從テ再犯人チ減シ社會ノ病毒ヲ減少スヘキハ蓋シ何人ト雖モ首肯スル所ノ説ナルヘシ然レモ此理論ヨリシテ之ヲ初期ニ銳意ニシテ習慣犯罪人ニ緩ナルヘシトハ蓋シ其結果チ推シテ其源因チ見ルノ議論ナリト云ハサルヘカラス

(未完)

### ●警察官（前承）

石井 光 美稿

## 第六章 强制執行

國家ノ平穩無事ヲ維持シ人民ノ安寧幸福ヲ保全スルハ國家ノ責務ナリ故ニ國家行政ハ其性質ヨリ五個ニ分ツ曰ク外務、曰ク軍務、曰ク財務、曰ク司法事務、曰ク内務、是レナリ外務以テ外國トノ交際事務ヲ整理シ軍務以テ護國ノ備ヲ爲シ軍隊ヲ編制シ財務以テ財物ノ出納ヲ調理シ司法事務以テ詞訟ヲ裁定シ權利ノ枉屈ヲ回復シ内務以テ國民ノ福利ヲ増進ス而シテ内務ノ働キチ分ツテ二種トス人民ノ幸福ヲ増進セン

コトヲ司ルモノ翼育的ノ職分ト謂ヒ人民ノ應ニ享有スヘキ利益ヲ防害シ其安寧幸福ヲ傷害スルモノハ人行ト天爲トヲ問ハス之ヲ攘除スルヲ掌ルモノ之ヲ保護的ノ職分ト謂フ即チ此ノ消極的警察ノ職務ハ今將ニ述ヘントスル強制權ノ基ク所ニシテ警察ハ實ニ國家行政ノ一部ナルヲ以テ其淵源タル遠ク國權ニ由來スルコトヲ知リ得ヘキナリ

抑モ國家行政ノ事タル斯ノ如ク具サニ備ハルト雖モ邦國ノ廣キ人衆ノ多キ時ニ或ハ兇漢不良ノ徒アリテ害毒ヲ社會ニ流布シ人民ヲ禍害ニ陷ラシム是レ國ニ警察ノ設アル所以ニシテ即チ警察ハ國家ノ秩序ヲ紊亂セントスルモノヲ防護シ又ハ不虞ノ災害ヲ除去シ或ハ行政ノ命令ヲ執行ス而シテ強制權ハ執行ノ結果ニシテ一個人ノ權域ニ侵入シ公衆ノ安寧ヲ保護スル時ニ於テ初メテ發現スル所ノ權利ナルヲ以テ行政上最モ緊要トスル強力ナリトス碩學スタイン氏謂ハスヤ警察ノ名稱ハ固ト無形ナル執行權ヨリ生スト實ニ警察ハ無形ノ執行權ヨリ成立シタル一個ノ形體ナリ故ニ警察ニシテ執行權ナカラシカ是レ警察ナキト一般ナリ何ニ由ツテ國家ノ秩序ヲ維持シ人民ノ安寧ヲ保全センヤ

警察ナルモノハ其職分トシテ國家ノ全體ト一個人ノ權利ニ關スルコト極メテ重大ナルカ故ニ國家ノ治安ヲ圖ルカ爲メ個人ノ自由ヲ箝制シ其行フトコロ頗ル人心ニ感觸スルコト尠シトセス、知ルヘシ人困厄ニ遭ヘハ輒チ奔リテ救護ヲ警察ニ求メ其觀喜ノ聲未ダ絶ヘサルニ早既ニ之ヲ怨ム是レ職トシテ個人ノ自由ヲ抑制スルノ止ムヲ得サルモノアレハナリ然リト雖モ個人ノ自由ハ固ト貴重ノ權利タルヲ以テ濫リニ制縛スヘカラサルハ勿論之ヲ警察ノ專斷ニ任セスシテ更ニ公衆ノ意志ヲ表白シタル法律ヲ以テ之カ制限ヲ爲サ、ルヘカラス是レ行政ハ元ト法律ニ基カサルヲ得サルノ原理ヨリ出ツルモノニシテ彼此相制スルノ妙味茲ニ存ス咀嚼セサルヘケンヤ

強制權ノ行政上緊要ナル其由來ハ既ニスノ如クナルヲ以テ警察官タルモノハ愼密ニ之レテ處用シ決シテ其目的ヲ誤ルヘカラサルナリ假令ハ一個人カ深夜其門戸ヲ鎖サス賊難ノ豫防ヲ怠リ又ハ其邸宅ニ塵埃ヲ堆積シテ洒掃セサルカ如キ其害タル一人一個ニ止マルヲ以テ強制シテ爲サシムヘキ事項ニ屬セサルナリ之ニ反シテ惡疫流行ノ爲メ往來交通ヲ遮斷シ又ハ天災地變ニ際シ物價ノ沸騰ヲ制限スル如キハ

一個ノ自由ヲ害シ一私人ノ利益ヲ損スルコトアルヘシト雖モ其災害タル人民多數ノ頭上ニ墮落シ來ルモノナレハ斷行シテ之ヲ除却セサルヘカラス所謂私益ハ公益ノ爲メニ屈スルノ原則ヲ適用シテ可ナリ

此ノ重大ナル強力ヲ執行スルノ手段ハ時ト場合ニ依リ異ナルヘシト雖モ亦一定ノ順序莫ルヘカラス第一意志ニ及ホシ第二物件ニ及ホシ第三人身ニ及ホス是レナリ意志ニ加フル強制トハ即チ應ニ爲スヘキヲ爲サス又ハ爲スヘカラサルコトヲ爲シタル時ニ於テ之ヲ觀ル將ニ壞崩セントスル家屋ヲ修理セス又ハ傳染病ノ吐瀉物ヲ投棄スルカ如キ所爲ニ對シ或ハ命令シ又ハ禁止スルヲ謂フ物件ニ加フル強制トハ即チ第一ノ強制ヲ肯セサル時ニ於テ之ヲ觀ル其壞崩セントスル家屋ハ公力ヲ以テ之カ危険ヲ防キ其費用ヲ徵收スル是レナリ人身ニ對スル強制ハ即チ執行權中ノ最強力ニシテ既ニ命令禁止ヲ用ヰス公衆ニ非常ノ危害ヲ波及スルノ虞アルニ當リテ用ユル所ノモノタリ其例、人民多數集合シテ或ル目的ヲ達セントスル時ニ多シ蓋シ此ノ場合ニ於テハ國家人民ノ爲メ強制シテ解散セシムルヲ要ス然リト雖モ強制ノ程度タル其目的物ノ大小、抵抗力ノ強弱ニ依リテ範圍ヲ定メ濫リニ兵器ヲ弄スルカ

如キコトアルヘカラサルナリ若シ夫レ徒ラニ賁育ノ勇ヲ奮ヘハ一時威服スルコトアルモ忿怒ノ毒伏怨ノ愚ヲ貽シ却ツテ國家人民ノ危殆ヲ招ク警察官タルモノ宜シク茲ニ留意スヘキナリ矣

(未完)

## 蒼海一滴

此の欄は我が清浦奎堂先生が歐洲巡遊中に於て調査せられたる警察監獄に關する諸般有益の事項をは連載するか爲めに之を設けたるものなりとす而して其の事項は總へて先生が英佛獨逸奧地利白耳義等歐洲各國到る所の有名なる専門家は就て親しく諮問せられたる所のもの或は其の躬ら視察せられたる所のもの或は之れに對する先生の意見を述作せられたる所のもの若くは其の談話を筆記したる所のもの等にして或は警察に關し或は監獄に係り縱横採擷所謂隨て得れば隨て記するものなるか故に固より彼の類目を分列して秩序的に排纂するものとは同しからざるへきは勿論なり是は讀者の豫め諒知するあらんことを望む所なり要するに先生の精を取ることを多くして意を注ぐこと詳密且雋遠なる本欄掲ぐる所のものを一讀して其一斑を知るを得へし誠には靑箱鉢中の物一句々皆以て斯道の要略となすに足る今や世人殊に予輩斯道に従事する所の者其の片玉を得るも奉して拱壁と爲

さるは莫きの時に當り本會幸に斯々る貴重の賜を受け且つ特に之を本誌に掲げ  
て廣く讀者に割愛するの許可を得たるは實に本會無上の光榮とする所なり而して  
其の惠に浴する者豈獨本會のみならんや

警察學會記者識

### ●白耳義國司法省警保局長問答

問 各種監獄(中央監、附屬監等)ノ管轄區域并ニ其裁判管區トノ關係如何

答 王國內ニ二十六ノ裁判區アリ各裁判所々在在地ニ未決人并ニ其區内ノ違警罪及三ヶ年以内ノ禁錮ニ處セ  
ラレタル四人ヲ入ルヘキ監獄各々一ヶ所アリ

州ノ都會ニアル監獄ニハ未決人被告人ノ外ニ其土地所屬ノ裁判區内ニ於テ五年以内ノ禁錮ニ處セラレタル  
者并ニ其州内ニ屬スル他ノ裁判區ニ於テ三年乃至五年ノ禁錮ニ處セラレタル者ヲ入ル

五年以上ノ禁錮囚并ニ重罪囚ハ全國ノ各地ヨリ皆之ヲガン及ルーヴァンノ中央獄ニ送ル

ガンノ中央獄ハ其他十年間分房ニ監禁セラレタル後殘期ヲ合房ニ於テ執行セラレ度旨ヲ申立テタル重罪囚  
ヲ入ルヘキ合房監アリ、是レ千八百七十年三月四日ノ法律ヲ以テ附與セラレタル權利ナリトス、余ハ茲ニ  
此法律并ニ此法律ヲ以テ規定セル分房制ノ適用條件ヲ改正センカ爲メ千八百八十九年七月五日司法大臣ヨ  
リ提出セル法律案ヲ添付セリ

中央獄ハ單ニ男囚ノ爲メニ設ケラレタルモノナレハ女囚ハ其重罪者ナルト否トニ係ラス皆其裁判申渡ノ地

ニアル監獄ニ於テ其刑ヲ執行ス

右ハ一般ノ類別法ナレトモ或ル裁判區例ヘハオールドナルドニグーエル及トールヌウートニ於テハ多少變  
更セラレタル所ナキニアラス是他ナシ是等ノ監獄ハ尙ホ合房ノ制ニ依ルノミナラス他ノ監獄ニ於テモ囚徒  
ノ滿員ヲ避クルノ要アレハナリ

問 分房制施行以來合房制ヲ適用セル往時ニ比シテ重罪及輕罪ニ關スル統計上ノ結果如何

答 犯罪ノ増殖ハ各種ノ原因ニ基クモノナレハ白耳義國ニ於テ重罪犯及輕罪犯ノ數ニ對スル分房制及合房  
制ノ影響如何ヲ確知スルヲ甚困難トスル所ナリ若シ夫レ此點ニ關シ合房制ト分房制トノ結果ヲ統計的ニ對  
照比較センニハ少クモ同一ノ期限ニ付テ之ヲ行ハサルヘカラス、然ルニ我國ノ分房制ハ千八百四十四年ヨ  
リ千八百八十五年ニ至ルマテ漸チ以テ施行セラレタルモノニシテ現今オールドナルド、トールヌウート、ニグ  
エール及ブリニクセル府ノアチカルムノ諸獄ハ尙依然合房ノ制ニ屬スル位ナレハ此問題ニ付テハ確答スル  
コト能ハサルナリ

問 條件付假裁判ノ新制度施行以來其結果如何

答 別紙司法大臣ヨリ立法院ニ提出セル報告書ニ付テ條件付假裁判ヲ我刑律中ニ採用セル千八百八十八年  
五月三十一日ノ法律施行ニ關スル狀況ヲ知悉セラレタシ

別紙○千八百九十一年七月七日司法大臣ヨリ衆議院ニ提出セル報告書抜萃

假出獄及假裁判ノ事

千八百九十年中假出獄ヲ許シタルモノ百六人ノ内其中止ヲ命セラレタルモノ單ニ一人アリタルノミ又假出獄ノ新制實施以來殆ト二年半ノ間ニ此恩典ヲ蒙リタルモノ二百七十八人アリタル内ニテ其中止ヲ命セラレタルモノ八人アリタルノミ

又同年中條件付假裁判ヲ申渡サレタルモノ總計一萬四千三百九人ノ内(裁判申渡ヲ受ケタル者ノ總數ハ十六萬二千八百九十一人ナリ)其刑ヲ實行セラレタル者三百三十二人アリタリ而シテ此新制實施以來刑ヲ申渡サレタルモノ總計四十四萬七千七十人ノ内假裁判ヲ受ケタルモノ二萬七千五百四人アリ内其刑ヲ實行セラレタルモノ五百七十八人アリタリ、其割合即チ百分ノ二ニ當ル

假出獄ノ事タル千八百八十八年五月三十一日ノ法律施行以來未ダ幾クモナラサルヲ以テ監獄ノ事ニ當ル有司ニ於テモ未ダ十分ノ經驗ヲ積ムニ至ラザリシヤ言ヲ俟タサル所ナリ而シテ此事業ハ放免囚保護ノ事ト相待テ初テ完成スヘキモノナリ然ルニ此保護事業モ未ダ十分ナリト云フヲ得サルノミナラス而カモ重要ナル都會ニサヘ其協會ノ設ケナキ所アル位ナレハ假出獄ノ事タル未ダ法律ノ期望セル効果ヲ収ムルノ暇ナキハ人ノ皆許ス所ナラン

假裁判ニ至リテモ亦然リ、最初此制ヲ新設セル當時ニアリテハ世人モ其結果如何ヤト大ニ危慮セル所アリタレト今日迄ノ結果ニ因レハ其疑惑モ全ク氷解セラル、ニ至レリ今其統計ヲ徴スルニ實施ノ初期十九ヶ月間ニ於テ假裁判ヲ受ケタルモノ一萬三千九百九十五人ノ多キニ達シタレト其刑ヲ實行セラレタルモノハ僅ニ二百四十六人ニ過キヌ又次ノ十二ヶ月間ニ假裁判ノ宣告ヲ受ケタルモノ一萬四千三百九人ノ内其

刑ヲ實行セラレタルモノ三百三十二人アリタルノミ故ニ裁判所ハ頗ル此新法ノ適用ヲ擴張セルニ拘ラス其再犯者ノ割合甚寡少ナルハ實ニ十分ノ結果ナリト云ハサルヘカラス此兩期ノ員數ヲ合算スルハ三十一ヶ月間ニ再犯者凡百分ノ二ニ出テス、斯ノ如ク其効果ノ十分ナルモ裁判所ハ尙ホ未ダ實驗中ニ在ルカ如キモノナレハ其適用ニ關スル一定ノ標準トモ云フヘキモノヲ定ムルニ至ラス即裁判所ハ未ダ全ク法律ノ意望ヲ達シタリト云フヘカラスナリ此報告書ニアル表ノ示スカ如ク違警罪裁判所ニ於テ假裁判ヲ受ケタルモノ、其刑ヲ實行セラレタル者ハ百分ノ一ニ過キヌ、而シテ四十八ノ治安判事力裁判シタル二萬三千二百四十五人ノ犯者ニ至リテハ未ダ一回ダモ假裁判ノ恩典ニ浴セシメタルモノアラザリシヲ以テ若シ是等四十八ノ治安判事ニシテ他ノ判官ノ如ク此假裁判ヲ施用シタランニハ其員數ノ割合尙ホ數倍スヘキヤ疑ヲ容レサルヘシ

別表ニ示スカ如ク或ル輕罪裁判所ノ如キハ實ニ完全ナル結果ヲ以テ此法ヲ適用セルヲ見ルナリ即チ千八百九十年中ガングエルグエーオードナルド及イーブル輕罪裁判所ハ四百五十人、百八十五人、百七十六人及百七人ノ假裁判ヲ申渡シタルモノ、中ニテ一人モ再犯者ナカリシコト是レナリ又千八百九十年ノ輕罪裁判所ノ如キハ假裁判ヲ受ケタルモノ二百二人ノ内單ニ一人ノ再犯者アリタルノミ其他凡皆斯ノ如シ之ヲ要スルニ假裁判ハ大ニ再犯者ヲ減少スルニ付効果アルノ良法ナリト斷言スルヲ憚ラサルナリ云々

(假出獄ニ關スル統計表ハ略ス)

司法大臣、ルヴェーヌ

(未完)

# 法令註解

## ● 巡查採用規則註解

第八條 新ニ採用スル巡查ハ先ツ二級俸ヲ給スヘシ其陸軍現役滿期ノ士下及巡查精勤證書ヲ有スル者ニ係ルトキハ直ニ二級俸ヲ給スルコトヲ得但陸軍現役滿期ノ下士ニシテ士官適任證書ヲ有スル者ハ特ニ一級俸ヲ給スルコトヲ得

試驗ノ成績及第シ檢査モ亦合格シテ巡查ニ採用セラレタル者ニ給與スル俸給ハ初級俸ナラサルヘカラス故ニ三級俸ヲ給スヘシトアリ三級俸トハ月俸八圓ニシテ巡查俸給ノ最下額ナリ新ニ採用シタルモノナレハ云ハスト知レタル新參者ナリ新參者ノ得ル俸給ナレハ秩序上最下額ナルヘキ筈ナレハ之ヲ越ニ明規セ

スル者ナルトキハ新參者タリトモ前身分ニ對スル優遇若クハ精勤證書ニ對スル優待ノ爲メニ初級最下額ヲ給セス直ニ二級俸即チ九圓ノ月俸ヲ給セシムルナリ陸軍現役滿期ノ下士ハ巡查否警察官吏トシテハ經驗モナク事務ニ精練ナルヘキモノナキヲ以テ其初メテ巡查ノ職ニ就クヤ第一ニ事務ノ見習ヲ要シ其職務上ノ知識ハ教習所卒業生ニ及ハサルコト遠キハ自然ノ理ナリ然ルチ此卒業生ニ對シテハ先ツ最下級俸ヲ給シ却テ第二ノ位置ニ在ル新參者ニ中級ノ俸ヲ給スルハ甚謂ハレナキカ如シトノ論者アリ其說一應ハ理アルカ如クナレトモ畢竟本條ノ眞意ヲ知ラサルニ坐スルノミ陸軍諸兵科ノ下士ハ各其職務ニ就キ熟練ナルハ論ヲ待タサレトモ其職務ハ兵科ニ屬スルモノニシテ警察上ノ職務ニハ毫モ關涉スル所ナシ然レトモ軍紀ニ服從スルコト秩序ヲ守ルコト沐雨栴風ノ艱難ニ堪ユルコト能ク其本分ヲ盡スコト等ハ延テ警察官

法令註解

サルモ差支アラサルヘキニ殊更ニ斯ク明規サレタルニハ深キ仔細アラシク蓋情欲ノ弊ハ免レサル所ニシテ從來往々不能無經驗ノ新參者ニ多額ノ俸給ヲ與ヘシ例少シトセス之レカ爲メ故參者ノ不平ヲ起サシメ行務ノ圓滑ヲ缺キ同僚ノ平和ヲ紛リ因テ生スル不都合ハ復タ少ナカラサリシナリ是故ニ本則ニ於テ其順序ヲ定メテ最下額タル三級俸ヲ給與スルコト、セシモノナリ斯ク三級俸ヲ給與スルモノト本則ニ規定シアレトモ採用ノ上巡查教習所ニ在ル間ハ八圓ノ俸給ヲ受クルコトヲ得サルモノトス巡查俸給令第三條ニ云フ「巡查教習所ニ於テ職務教習中ノ者ニ限リ月俸六圓ヲ給ス但地方ノ便宜ニ依リ其半額迄ハ之ヲ減スルコトヲ得」ト故ニ教習所ニ在ル間ハ月俸六圓ヲ給スルチ以テ正則トシ尙ホ地方ノ便宜ニ從テ其半額即チ三圓迄ハ減額シテ之ヲ給與スルコトヲ得ルナリ然レトモ陸軍現役滿期ノ下士及巡查精勤證書ヲ所持

吏ノ職務ニ及ホスコトヲ得ヘク此ノ素ヲ養フハ實ニ數年ノ星霜ヲ經サルヘカラス且普通教育ニ就テハ十分ノ涵養アリテ或ハ巡查ノ上ニ位スルモノアラシク迄練達シタル者ナレハコソ明治廿二年七月內務大臣ハ訓令第三十號ヲ以テ各府縣ニ訓令シ陸軍現役滿期ノ下士ニシテ巡查志願ノ者ハ學術試驗ヲ要セス採用スルコトヲ得セシメラレタリ既ニ試驗ヲ要セスシテ採用スルコトヲ得ル程ノ者ナレハ試驗ノ上採用スル者ヨリハ優待セサルヘカラス而シテ其經驗ニ於テ警察官吏ニ必要ナル紀律秩序ヲ守ルコトハ十分ニ熟シ居ルチ以テ他ノ初メテ巡查トナル者ニ比セハ其差異ノ著シキコト論ヲ待タス斯ク特殊ノ技能アルカ故ニ之ヲ優待シテ二級俸ヲ給スルコトヲ得セシメタルナリ而シテ此下士タル者ハ必ス二級俸ヲ給セヨト云フニアラスシテ給スルコトヲ得トアルチ以テ其人物若クハ其他ノ事情ニ依リ二級俸ヲ給セス三級俸ヲ給

スルトモ府縣知事ノ權内ニ在ル事ナリ  
 審査精勤證書ヲ有スル者ヲ優待スルハ素ヨリ其所ナ  
 リ精勤證書ヲ得ルニハ少クトモ三年以上ノ實務ニ從  
 事シ事務ニ熟練セサルヘカラス且品行方正ニシテ體  
 質強壯缺勤ナキヲ要ス斯クノ如キ人物ヲ採用スルニ  
 於テハ普通ノ人民ヨリ試験シテ採用スルニ勝ルコト  
 萬々ナリ故ニ其俸給トテモ優等ニ居ラシムルハ當然  
 ナリ是レ則チ精勤證書ヲシテ巡查身分上ノ證明書ヲ  
 ラシムルノミナラス待遇ヲ受クルノ有價書トスルモ  
 ノナリ此精勤證書ヲ有スル者モ亦得ト云ヘル範圍内  
 ニアレトモ記者ハ冀望ス精勤證書ヲ有スル者ニハ必  
 ス二級俸ヲ給セラレンコトナ  
 但書ニ規定サレタル士官適任證書ヲ有スル現役滿期  
 ノ下士トハ如何ナル資格ヲ有スルカ今茲ニ士官適任  
 證書附與規則第一條ヲ掲出シテ以テ其資格ノ如何チ  
 顯示スヘシ其文ニ曰

士官適任證書ハ各兵曹長及ヒ軍曹常備服役中行狀  
 方正勤務勉勵ニシテ或ハ材幹アリ或ハ學藝熟達シ  
 後備軍士官適任ノ者ニ常備服役滿期ノ時ヲ以テ附  
 與スル者トス  
 此條文ヲ讀過セハ其資格ニ要スルモノハ既ニ知了セ  
 ン行狀方正、勤務勉勵、材幹、學藝熟達是等ノ要件  
 ナ具備スルニアラサレハ適任證書ヲ得ルコト能ハス  
 故ニ士官適任證書ハ是等ノ要件ヲ具備スル者ナルコ  
 トヲ證明スルナリ是レ則チ巡查トシテハ第一等ノ地  
 位ヲ踐ムノ價値アル人物トシテ視ルヘキナリ故ニ之  
 レニ一級俸ヲ給スルハ實ニ適當ニアラスヤ有爲ノ人  
 物ヲ特待スルハ後進ヲ獎勵スルノ道ナリ巡查ノ如キ  
 卑職ニテモ名譽ト責任トハ他ノ判任官ニ優ルコトア  
 リ陸軍現役滿期ノ下士ニシテ巡查トナルチ屑トセザ  
 ルモノアルト聞ク況ヤ士官適任證書ヲ有スル者ニ於  
 テオヤ嗚呼何ソ其レ陋ナルヤ陸軍下士ノ如キ紀律ノ

下ニ嚴肅ナル教育ヲ受ケタル者ニシテ一朝巡查トナ  
 リ軍隊ニ在ルトキノ如ク嚴格ニ其職務ヲ行ヒ警察官  
 吏タルノ名譽ト責任トヲ盡スニ於テハ其涵養スル所  
 ノ光輝ハ竟ニ陸軍ノ名譽ヲ喚起シ衆人羨望ノ念ハ實  
 ニ有爲ノ後進生ヲ養成スルニ至ラン  
 採用規則ノ各條註解ハ茲ニ完成セリ然レトモ條項中  
 未ダ悉サ、ルモノアリ或ハ本則ニ缺略シテ採用規則  
 ノ運用ヲ完全ナラシムルコト能ハサルモノアリ因テ  
 聊カ左ニ之ヲ補註セシト欲ス讀者請フ之ヲ諒セヨ  
 (未完)

ルコトナシ故ニ本條ニ於テ其禮式ハ本則ニ依ルコト  
 ナ規定セシナリ其各身分相當ノ禮式トハ本則第二條  
 ニ上官タルノ資格ヲ定メタルヲ以テ之レニ準依スル  
 コトナ云ヘルナリ之ヲ委シク言ヘハ消防機關士附屬  
 ノ消防機關士、消防士以上、消防機關士、消防士ノ  
 消防司令長以上、消防司令長ノ警視總監ニ於ケルチ  
 云フ且消防官吏ニ在テハ警察官吏ト敬禮ヲ交換スヘ  
 キモノナルチ以テ消防官吏ハ第二條ノ規定ニ從ヒ其  
 身分相當ノ敬禮ヲ行フヘシ尙ホ悉シク云ヘハ巡查ト  
 消防機關士附屬トハ同班ノ敬禮トシ警部以上ニ對シ  
 テハ上官タルノ敬禮ヲ行ヒ消防機關士、消防士ト警  
 部トハ同班ノ敬禮ヲ行ヒ警視以上ニ對シテハ上官  
 ルノ敬禮ヲ行フモノトス警察官吏ノ消防官吏ニ於テ  
 ルモ亦同様ナリ

●警察禮式註解

(承前)

第三十七條 警視廳消防官吏ハ本式

ニ依リ各身分相當禮式ヲ行フヘシ

消防官吏ハ警察官吏ニアラス然レトモ其職務ハ火災  
 消防警察ヲ行フモノナレハ其性質ハ警察官吏ト異ナ

難者アリ巡查ト消防機關士附屬トハ同班ノ敬禮トシ  
 トアルチ難シク曰消防機關士附屬ハ如何ナル職務ヲ

行ヒ如何ナル身分ノ者タルヤト云ハ其身分極メテ卑ク其職務ハ機關士ニ附屬シテ蒸氣ボンブノ作用ニ從事スルモノナリ身分ノ性質ハ雇ト同様ニシテ消防機關士附屬トハ職務上ノ名稱ニアラス然ルニ判任官ヲ以テ待遇セラル、巡查ト同班ナリトハ巡查ヲ蔑視シ判任官待遇ヲ輕侮スルモノナリ宜シク此ノ解ヲ改メテ消防機關士附屬ハ巡查ニ對シ上官タル敬禮ヲ行フコト、ナスヘシト至極有理ノ非難ト謂ツヘヤ然レトモ記者豈杜撰ニ此ノ解ヲ作ランヤ自ラ説アルアリ何ヤ曰消防機關士附屬ノ身分ハ雇タルニ相違ナシ勿論判任官待遇ノ巡查ト同視スルコトヲ得サルモノナリ然レトモ巡查ニ對シテ上官タルノ敬禮ヲ行フモノタルノ性質ヲ有セス凡ソ上官タルモノハ下班ノ者ニ向テ指揮命令監督ノ職權ナカレヘカラス巡查ハ其待遇コソ判任官ナレ其身分ハ依然雇同様ナラサルヘカラス故ニ本然ノ身分ノ性質ハ消防機關士附屬ト巡

自由意思ニ關スル權利毀損ノ一大問題ニシテ他人ノ進退意見ヲ變更セシムルヘカラサルニ關シテハ我議院法ニハ議員ニ關シテ此權利ヲ保護シ集會政社法ニ於テ總テ示威的運動ニ涉ルノ所行ヲ禁スルヲ見レハ本號ノ規定ハ吾人良民ノ爲ニ大切ナル命令ナルヲ知ルニ足ルヘシ夫レ吾人ノ一箇ノ意見ヲ有スルハ吾人ノ自由意思ニ出ツルモノナリ否ナ寧ロ吾人ノ貴重スヘキ權利ナリ吾人ノ進退モ吾人ノ自由意思ニ因リテノミ支配サル、所ノ一箇ノ貴重ナル權利ナリ此ノ意思ハ此自由ハ確固不拔何人モ如何トモスル能ハサルモノナリ然ルニ悲哉吾人臣民ハ生存競争ノ場理ニ存在スルノ間ハ往々自家ノ爲ニ一身ノ爲ニ他人ノ暴亂ナル不法ナル所行ニ由リテ其自由意思ヲモ枉ケサルヘカラサルヲアリ蓋シ之レカ因チ爲スモノハ多クハ無賴漢ノ脅迫勸告誘導暴力是ナリ曰ク何某ニシテ彼ノ説ヲ固執セハ其首ヲ斬ルベシ曰ク何某ニ

査トノ間ニ差異アルヘキ筈ナシ其身分ノ性質同様ナレハ之レニ對スル敬禮上ノ關係モ亦同様タルハ論ヲ要セスシテ明ナリトス是レ則チ前項ノ如ク註解ヲ加ヘシ所以ナリ請フ該解ヲ靜讀セヨ巡查ト消防機關士附屬トヲ以テ身分上ノ同班トハ云ハスシテ同班ノ敬禮ト云ヘリ同班ノ敬禮トハ上官ニ對スル敬禮ニアラサルコトヲ云フニ過キス故ニ斯ク同班ノ敬禮トナスト雖決シテ巡查ノ判任官待遇タル身分上ノ關係ハ變セサルナリ而シテ消防機關士附屬ハ巡查ニ對シテ下級ナルヲ以テ己レヨリ先ツ巡查ニ敬禮ヲ施スヘキモノトス (未完)

●豫戒令詳釋 (承前)

(四) 脅迫ニ涉ル書面ヲ用ユルカ勸告書ヲ送ルカ又ハ種々ノ方法ニ出テ暴力ニ因リテ以テ他人ノ進退意見ヲ變更セシメントスヘカラス抑此ノ規定タルヤ人ノシテ退カスンハ大ニ報ユル所アルベシ曰ク何日又何ト而シテ我邦國ニハ又金錢ノ爲ニ一身ヲ買ハレ或ハ危險ヲ犯スノ暴漢壯士輩ノ存スルアリテ往々カハル脅迫ヲ實行スルアルヲ以テ脅迫ヲ受クモルノ暴力ヲ示サル、モノ自他ノ爲ニ自説ヲ變スルトカ權利ヲ拋棄スルトカ止ムチ得シテ事ノ茲ニ出ツルモノアリ或ハ爭論ノ末ニ重傷ヲ負ヘリトカ或ハ外出チ妨ケシトカ實ニ言語ニ忍ヒサル暴行脅迫ヲ耳ニスル毎ニ本號ノ如キ命令ヲ爲スヲ得ル法令ノ發布ヲ渴望シテ止マサリシナリ實ニ本號ノ規定ハ必要不可缺金玉ノ法條トシテ視ルヘキモノト信スルナリ

(五) 其他凡テ他人ノ業務行爲ヲ妨害スルカ又ハ妨害セントスルノ所行ヲ爲スヘカラサルヲ命ス本款ヲ以テ前四款ヲ總括シ尙ホ他ニ他人ノ業務行爲ヲ干涉シテ妨害スルカ如キ所爲アルヘキナリ故ニ概括的ニ當局者ニ認定權ノ存在スルヲ指示セルモノナリ

第四號

人ヲ使用シテ總テ他人ノ開設シタル集會ヲ妨害シ又ハ妨害セントシ又ハ他人ノ業務行爲ニ干涉シテ其自由ヲ妨害シ又ハ妨害セントスルノ所行ヲ爲サシメサルヲ及ビ豫戒命令ヲ受ケタルモノヲ扶助シ又ハ使用スヘカラサルヲ命ス但シ親族ノ故ヲ以テ之ヲ扶助スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

本號ノ規定モ亦タ吾人臣民ノ自由意志及自由行爲ヲ保護スルノ精神ニ出デシモノナリ而シテ本號ハ余輩ノ所謂間接活動者ノ行爲ヲ抑制スルモノナリ即チ己レ自ラ主動者ノ地位ニ立タズ金錢日當ヲ與ヘテ人ヲ使用シテ集會ニ妨害ヲナシ又ハ他人ノ業務行爲ニ干涉シテ其自由ヲ妨害シ或ハ其企圖ヲナシ妨害ヲナサントスルモノニ向テ斯ル所行ヲナスベカラザル命令ヲ與フルノ規定ナリトス

チ指示スルカ或ハ學資ヲ供給シテ學業ニ從事セシムル等ノ如キ場合ニ於テ親族ハ皆其枝葉一門ノ繁榮盛大ヲ希望スルモノナレバ必ズ命令ヲ遵守セシメ其趣旨ヲ達スルノ仲介トナルヲ大ナレバ特ニ茲ニ例外トシテ規定スルモノナリ

以上第二條第一項ヲ説キ了ハレルヲ以テ之レヨリ第二條第二項ニ説キ入ラントス  
 第二項 前條豫戒命令ヲ爲スヲ得ヘキ第一號ヨリ第四號ニ至ル場合ノ其一ニ該當スルハ當局者ハ其者ニ向テ如何ナル所分ヲナスヘキカ  
 本項ヲ分類シテ左ノ三款トナス

第一款 前條第一號ニ該當スル者ニ對シテハ第一號第二號第三號ノ事項ヲ併セテ命令ス

前條第一號ニ該當スルモノトハ即チ一定ノ生業ヲ有セズ平常粗暴ノ言論行爲ヲ事トスル者ヲ指示セルモ

其他本號ニ於テハ豫戒命令ヲ受ケタル者ヲ扶助シ又ハ使用スベカラザルコトヲ命ズルハ尤モ本號ノ注意周到ナルヲ徵スルニ足ル豫戒命令ヲ受ケタルモノハ前ニ詳述セル如ク必ズ無頼ノ徒ニアラザレバ愚蒙ノ輩ナリ斯ル徒輩ヲ扶助スルハ是又不法不正ノ行爲ヲナシ易カラシムルモノニシテ換言セバ之ガ扶助者ハ即チ亦タ間接活動者ノ地位ニ立ツモノナリ恰モ刑法其他ノ法律ニ於テ犯罪ヲ曲庇シ犯罪人ヲ扶助スルヲ罰スルト全一ノ精神ニ出デシモノナリ豫戒命令ヲ受ケタルモノヲ使用スベカラザルハ余輩ノ茲ニ喋々ト要セザルモ簡單ナル理論ノ自ラ讀者ヲシテ了解セシムルアルベシ

豫戒命令ヲ受ケタル者ヲ扶助スベカラザル原則ニ一ノ例外アリ之レ本號未頂ノ規定是ナリ即チ親族ノ故ヲ以テ之ヲ扶助スル場合はナリ之レ蓋シ一定ノ生業ニ從事スベキヲ命ズル時等ニ於テ之ニ生業ノ方法ノニシテ此輩ニ向テハ第二條ノ第一號ヨリ第三號ニ至ル命令ヲナスナリ蓋シ無職業ナル粗暴ノ言論行爲ヲナスモノハ必ズ他人ノ開設スル集會ヲ妨害シ或ハ人ノ自由意思及自由行爲ヲ干涉妨害スル主動者ノ大部分ヲ占ムルモノナリ否ヲ舉テカ、ル舉動ニ出デザルモノナシ此レ本號ノ規定アル所以ナリ

第二款 前條第二號第三號ニ該當スル者ニ對シテハ第一號第二號第三號ノ事項ヲ併セテ命令ス

本款ハ前條第二號即チ他人ノ開設スル集會ヲ妨害シ又ハ妨害セントシタル者ニハ本條ノ第二號及第三號ノ命令ヲ併セテナスヲ及ビ前條第三號即チ公私仲間ハズ他人ノ業務行爲ニ干涉シテ其自由ヲ妨害シ又ハ妨害セントシタルモノニ對シテモ本條第二號及第三號ヲ併セ命令スルヲ規定シタルモノナリ蓋シ他人ノ集會ヲ妨害シ又ハ爲サントスル者ハ必他人ノ自由

意志及自由行為ヲ干涉妨害スル所行ヲナスモノニシテ他人ノ自由意志及自由行為ヲ妨害セ又ハ妨害セントスルモノハ必ズ又他人ノ言論集會ヲ妨害スルノ所行ニ出ヅルモノアルガ故ナリ

第三款 前條第四號ニ該當スル者ニ對シテハ第四號ノ事項ヲ命令ス

本款ハ間接活動者ニ向テ本條第四號ノ命令ヲ爲スモノニシテ別ニ前述ノ詳釋ヲ參照セハ理由ヲ掲グルノ必要ナキモノト信ズ  
以上ヲ以テ余輩ハ如何ナル行為ヲナシ又ハ爲サザルモノニ向テ豫戒命令ヲ發スルヲ得ルヤヲ論ジ叙テ豫戒命令トハ如何ナル命令ナルカヲ詳述シ併セテ其所分法ヲ説キ了ハレルヲ以テ次號ヨリ豫戒命令ノ効力及効果ニ説キ及ボスヘシ  
(未完)

スルコトヲ許サレタリ然ルニ火藥類ノ需用ハ大概山間僻地ニ多ク所在散點スルヲ以テ十人ノ商人ハ未ダ以テ供給ニ足ラサルノ感アリ因テ火藥類營業者ハ一地方十五人ニ定メシナリ此十五人モ地方ニヨリテハ供給ノ途布決セス定員ヲ増サントハ熱望スルモノアレドモ元來火藥類ハ危險物品中ノ最危險物ナレハ其取扱ノ慎重ヲ要スルハ論ヲ待テス之レカ取締モ嚴密ナラサルヘカラス其販賣店ヲ增多スルハ取締ノ不行届テ致スノ恐アリ且危險物貯藏ノ所在散點シテ多數ナルハ一朝變アルニ際シ頗ル懸念ナキニアラス故ニ其定員ヲ十五人ト限リ以テ一方ノ取締ヲ嚴密ナラシメント欲スルナリ

第三條 火藥類ハ營業者ニ限リ陸軍海軍兩省ヨリ其貯藏品ヲ拂下ク可キモノトス

陸軍海軍ニハ火藥製造所アリテ火藥ノ需用ヲ滿タス

法令註解

●火藥取締規則註解 (承前)

第二條 火藥類ノ賣買營業ヲ爲

サントスル者ハ管轄廳東京府ハニ願出免許鑑札ヲ受ク可シ但營業者ハ一管内ニ十五人以内トス

火藥ト云ヘハ硫黃硝石木炭ノ三種混和物ヨリ成ルモノニシテ其範圍極メテ狭シ故ニ類ノ一字ヲ加ヘテ其範圍ヲ廣フセリ然レトモ類ノ一字ノミニテハ如何ナル物ヲ指稱スルヤ詳ナラス因テ細註ヲ加ヘテ火藥及劇發火藥ヲ指稱スルコトヲ明ニセリ本條以下各條ニ火藥類トアルハ總テ火藥及劇發火藥ヲ云フコトハ之ヲ推シテ知了スヘキナリ  
營業者チ一管内十五人トセラレシハ別ニ深キ理由アルニアラス從前銃砲免許商ハ三府鎮臺アル縣開港場ヲ除ク外ハ三人ノ定員ナリ此三人ニテ營業セシモ供給ノ途需用ノ度ニ適セス爲メニ密商犯則ノ者ヲ生ズ取締ノ法立サルヨリ一ノ便法ニ依リ十人マテハ増員

コトヲ得ヘシ民間ノ製造ハ劈頭第一條ニ於テ之ヲ禁止セシヲ以テ供給ノ途アル陸軍海軍ニ於テ其製造ノ火藥ヲ拂下ク民間ノ需用ヲ滿タスハ自然ノ順序ナリトス是レ本條ニ於テ陸軍海軍兩省ニ於テ拂下ク可キモノトスト定メラレタル所以ナリ然ルニ其拂下ハ隨時自由ニ拂下チ爲スモノニアラスシテ時宜ニ依リ拂下チ受クルコト能ハサルモノアルハ頗ル缺點タルヲ免レサル不都合ナリトス何ソヤ曰其貯藏品トアル是レナリ既ニ貯藏品ト云フ以上ハ隨時供給スルノ意味ニアラスシテ貯藏品アレハ拂下チ爲シ貯藏品ナケレハ拂下チ爲サルモノタルコトハ文外ニ其意明ナリ陸軍海軍ノ火藥庫ニ貯藏スル所ノ火藥ハ能ク全國需用ノ數量ヲ滿タスニ足ルモノトスレハ可ナレトモ此兩軍ニ於ケル火藥ハ軍備及演習ニ必要ナル數量ノミニシテ剩餘ノ數量ヲ貯藏スルコトナシ且劇發火藥ニ至テハ陸軍ニモ海軍ニモ之ヲ製造スルコトナシ故ニ

其貯藏ノモノヲ拂下ルコトハ爲シ得サル所ナリ獨リ  
 拂下ヲ爲サ、ルノミナラス自己ノ需用サヘモ差支ア  
 リテ他ヨリ之ヲ仰カサルヘカラス斯アルヲ以テ火藥  
 類トアレトモ陸海軍ヨリ拂下ヲ受クヘキ目的アルモ  
 ノハ火藥ノミニシテ他ノ劇發火藥ハ到底拂下ヲ受ク  
 ヘキモノナシ

然ハ即チ民間今日ノ供給ハ何レヨリ之ヲ取ルヤ本條  
 ノ精神ハ民間ノ需用ハ陸海軍ヨリ之ヲ供給スルノ  
 外他ニ供給ノ途ヲ絶チシモノナリ如何トナレハ民間  
 ニ於テ製造スルコトヲ禁シ其需用ニ應スルハ陸軍海  
 軍ノ貯藏品ヲ拂下ルコト、定メタルヲ以テナリ民間  
 多量ノ需用ハ前項ノ如ク陸海軍ニ於テ之ヲ供給スル  
 コト能ハサルヲ以テ内國ニ於テハ供給ノ途絶ヘタリ  
 ト謂フヘシ於是乎外國ノ供給ヲ仰カサルヲ得サルニ  
 至レリ然ルニ外國人ヨリ買入ル、コトハ本則之ヲ規  
 定セス其規定ナキカ故ニ外國人ヨリ買入ル、コトハ

於テハ之ヲ爲シ得ス故ニ之ヲ開港開市場アル地方ニ  
 限リ其他ノ府縣ニ於テハ買入ル、コトヲ得サルノ法  
 ナ設クタル所以トス而シテ此便法ヲ利用スル者ハ獨  
 リ開港開市場アル地方ノ營業者ニ限ルニアラサルナ  
 リ何レノ地方ノ營業者ニテモ開港開市場アル地方ニ  
 至リ其地方ノ長官ニ願書ヲ出シテ許可ヲ經ルトキハ  
 外國人ヨリ買入ル、コトヲ得ヘシ  
 總テ外國人ヨリ買入ル、數量ハ第十三條ニ規定サレ  
 タルモノ即チ火藥五百貫劇發火藥五拾貫目ヲ超ユル  
 ナ許サス尤モ特別買入貯藏ノ特許ヲ得タルモノ即チ  
 鑛業用土工用ニ使用スルモノ、如キ者ヨリ營業者ノ  
 手ヲ經テ外國人ヨリ買入ヲ爲ストキニ於テハ地方長  
 官ハ内務大臣ノ特許ヲ得テ第十三條制限以上ノ數量  
 ナ買入ル、コトヲ得ヘキ便法アリ之ヲ以テ僅カニ内  
 國無數ノ需用ニ應スルコトヲ得ヘキナリ  
 開港開市場アル地方ニ限リ外國人ト賣買ソコトニ付

爲シ得テレサル者トス一方ニ於テハ貯藏ノ品ヲ缺キ  
 他方ニ於テハ買入ル、コト能ハストスレハ内國ニ於  
 ケル火藥類ノ使用ハ之ヲ廢絶セサルヲ得サルニ至ル  
 ヘシ其今日マテ使用ヲ廢セス供給ノ途ヲ絶タサルハ  
 全ク外國ヨリ輸入シ來ル者ヲ以テ之ヲ充タスノミ  
 内務大臣ハ本則施行ノ責任ヲ負フモノナリ其責任ヲ  
 負フト與ニ或ル特權ヲ有ス故ニ以上ノ不便ヲ補フ爲  
 メニ特別ノ處分ヲ爲シ我免許營業者ヲシテ一ノ制限  
 ノ下ニ外國人ヨリ買入ル、コトヲ許シタリ而シテ其  
 取締ハ地方官ノ權ニ屬セシム是レ即チ今日ニ於テ供  
 給ノ途絶ヘサル所以ニシテ需用者ノ不便ヲ感スルコ  
 ト少ナキ所以ナリ唯不便トシテ感スル所ノモノハ外  
 國人ヨリ買入レヲ爲シ得ルモノハ開港開市場アル府  
 縣ニ限リ他ノ府縣ハ此ノ便利ヲ得ルコト能ハサルモ  
 ノ是レナリ此ノ地方ヲ限リタル所以ノモノハ外國人  
 ト商賣取引ヲ爲シ得ルハ居留地内ニ限リ居留地外ニ

今爰ニ沿革ヲ示サン  
 一明治五年六月第八十五號布告  
 鐵砲取締規則中第二則開港開市場ニ限リ自今左  
 ノ通可取扱事  
 開港開市場ニ於テ免許商人ノ輩鐵砲并彈藥類  
 外國人ヨリ買入度儀願出候節ハ其管轄廳ニ於  
 テ嚴重取調ヘ一旦管廳ヘ買上然ル後願出ノ商  
 人ヘ可相渡賣拂ノ節モ同様管廳ニ於テ致取引  
 可遣事  
 但免許商人ヨリハ買入賣渡共其都度々々員  
 數書ヲ以開港開市場管廳ヘ願出處置ヲ可受  
 事  
 右ノ布告ハ我免許商人ヲシテ直接ニ外國人ト火藥類  
 ノ賣買ヲ爲スコトヲ禁シタルモノニシテ彼我ノ取引  
 ハ常ニ開港開市場アル地方ノ管廳ヲ經テ爲スコトナ  
 レハ其間種々ノ不都合アリシナラン延テ明治七年ニ

至リ幾分ノ經驗ハ彼我ノ間、地方廳ヲ介スルニ及ハサルコトヲ發見シ左ノ公達ヲ發セリ

一明治七年七月太政官第九十九號達

開港開市場有之府縣へ

鐵砲并彈藥類ノ外國人ヨリ買入ノ儀ニ付明治五年六月百八十五號布告ノ趣モ候處自今銃砲并彈藥類外國人ト賣買ノ義免許商人ヨリ願出候節ハ其管廳ヨリ陸軍省へ申請ノ上可取計此旨相達候事

此達文ニテハ管廳ヲ介スルヤ否ハ明了ナラサレトモ實際取扱ノ順序ハ免許商人ノ願書若クハ其寫ヲ添へ管廳ヨリ陸軍省(明治八年ヨリハ内務省)へ稟請シテ許可ヲ得管廳ハ又免許商人ニ許可ヲ與フレハ免許商人ハ直接ニ指定ノ外國人ヨリ買取ルコトヲ得ルナリ此法ハ實ニ本則發布後モ引續キ施行セラレ明治廿二年六月ニ至テ之ヲ廢シ終ニ地方官ニ委任スルコト

トログリセリンニ混合シタルモノ

### 寄書

#### ●典獄登用試験法ノ設定ヲ望ム

東北 佐原 生 稿

世ニ笹村隱士ナル人アリ本誌第三卷第四號ノ紙上ニ於テ典獄ノ任用ニ就キ隱士ノ希望ヲ述ヘラレタリ其要點ハ典獄特別任用令ノ規定ヲ賛成シ且司獄官吏中濟々タル多士ニ乏シカラサルヲ以テ警察其他ノ行政官ヲ以テ典獄ノ位置ニ補充ス可ラスト云フニ在リ余ハ敢テ隱士ノ說ニ反對スル者ニ非スト雖モ亦隱士ノ希望ノミチシテ未タ以テ満足スルモノニ非ス尙ホ進テ大ニ期望セサルヲ得サルモノアリ現行典獄特別任用令ノ定ムル所ニ依レハ(一)五ヶ年以上官務ニ従事シ(二)現ニ判任官四級以上ノ俸給ヲ受ク者ルニシテ(三)高等試験委員ノ銓考ヲ經タル者ハ當分ノ内試験ヲ要セス典獄ニ任用スルヲ得ルノ規定ナリ今此特別任用令ニ依リ典獄ニ任用セラル、資格ヲ有スル者

ハナレリ此委任セラレシ手續ハ長崎縣伺ニ對シ内務省ヨリ指令シテ第九十九號ノ手續ニ依ラス管廳限リ開届ケ一ヶ年分取纏メ翌年一月三十一日限リ報告スルコト、定メラレタルナリ (未完)

#### ●正誤

前號火藥取締規則註解ノ部第三十八頁上段初行電氣ノ下及チ脱ス  
同七行目共ハ其

同下段棉火藥云々ノ一項ハ簡略ニ過キ註解ニ適セサルモノアリ因テ四行目成ルモノ以上ヲ抹殺シ更

ニ左ノ如ク修正ス  
棉火藥トハ硝酸ナイトロゲン酸及ヒ硫酸スルファリク酸ノ混合液ヲ棉花

若クハ他ノ植物ノ纖維ニ吸收セヨメタルモノ、  
ナイトログリセリントハグリセリンニ硝酸ヲ化合シタルモノ、  
タイナマイトトハ粉末シタル「シリシク」酸三分ト極微ノ土一分トチ「ナイ

幾何カアル我司獄官吏多シト雖モ此資格ヲ有スル者ハ僅々三人ニ過キス(警視廳監獄署兵庫、廣島兩縣監獄署在勤ノ者)我司獄官吏ノ位置夫レ此ノ如ク低ク所謂下級ノ輩ノミ多キヲ以テ縱令濟々タル多士ニ乏シカラスト雖モ特別任用令ノ與フル資格ナキヲ如何セン實ニ慨歎ノ至リナラスヤ爰ニ於テ偶々警察其他ノ行政官吏中ヨリ撰任スルノ止ムヲ得サルニ至レリ是レ寧ロ當然ノ結果ナリトス我カ司獄官吏ニ取リテハ寔ニ遺憾千萬ナリトス然レモ余輩ハ今更此規則ヲ彼此論議スル者ニ非ス聊カ有スル所ノ卑見ヲ述ヘ以テ當局者ニ望ムノミ  
余ノ當局者ニ向テ期望スル所ノモノハ他ナシ彼ノ典獄特別任用令自ラカ已ニ明言スル通り之ヲ當分ノ内ニ止メ今日以降ハ昔日ノ如ク其人ニ乏シカラス監獄官練習所卒業生アリ其他同等若クハ同等以上ノ學力及ヒ實務ニ熟達セシ適器ノ人々少カラサレハ宜シク正則ニ復シ試験ヲ經テ任用セラレンヲ望ムニ在リ去リナカラ隱士ノ言ハル、如ク監獄ノ事業ハ普通行政ノ事務ト同視ス可キモノニ非ス一ノ専門的科學ナリ故ニ余ハ資格全廢說ヲ稱フル破壊主義ノ論者ニ同意スル者ニ非ス又一般ノ高等試験ヲ經テ任用ス可シ

ト云フニモ非ス宜シク別ニ典獄登用試験法ヲ設ク可  
 シト云フニ在リ論者或ハ言ハン試験ハ却テ危險ナリ  
 或ハ僥倖ニ由リ及第スル者ナシトセス故ニ寧ロ試験  
 ナ要セス適當ノ人ヲ選拔シ之ヲ任用スルニ如カスト  
 夫レ然リ豈夫レ然ランヤ凡ソ物ニ利弊ノ伴フハ數ノ  
 免レサル所ナルヲ以テ余モ亦敢テ試験ニ弊害ナキヲ  
 保スル者ニ非ス然レモ其弊害ヲ豫防スルノ途ナシト  
 セス則チ試験法ヲ完全ニシ且試験官其人ヲ得ハ弊害  
 ハ自然ニ除去スルヲ得ン良シヤ多少ノ弊害アリトス  
 ルモ其利ト害トヲ比較シ其害少クシテ其利ノ大ナル  
 モノハ之ヲ採用セサル可ラス而シテ試験ヲ要スルト  
 否トハ何レカ利益多キヤ此點ヲ論究スルニ當リ茲ニ  
 一言セサルヲ得サルモノアリ夫レ試験ナルモノハ其  
 方法如何ニ因リ利害其所ヲ異ニスルヲ以テ先ツ余カ  
 至當ナリト思考スル所ノ大要ヲ述ヘ然ル後彼此比較  
 シ以テ其利害ノ多少ヲ判別ス可シ

余カ考案ニ依レハ

- 一 受験者ハ三箇年以上獄務ニ從事シ(判任)現ニ司  
 獄官吏タルヲ要ス
- 二 試験ハ内務省及ヒ各府縣ニ於テ施行スルヲ  
 一 及第者ノ中ニ就キ高等試験委員ノ銓考ヲ經テ選

定スルヲ

是ヨリ右各項ニ付順次説明ス可シ

(一) 受験者ハ三箇年以上獄務ニ從事シ現ニ司獄官  
 吏タルヲ要ス 夫レ典獄ハ刑律上ノ罪人ヲ懲感感  
 化スルノ大任ヲ帶フル者ナルヲ以テ醫ノ病ヲ治療ス  
 ルヨリモ尙ホ至難ノ職務ナリトス何トナレハ醫ハ藥  
 石ヲ以テ患部ヲ瘥スヲ得ヘシト雖モ典獄ハ管ニ外部  
 ノ規律ノミナラス囚人其者ノ人心ヲ改良セサレハ刑  
 ノ目的ヲ達スル能ハサレハナリ其人心改良ノ至難ナ  
 ルヲ辨チ埃ダスシテ明カナリ然ラハ則チ監獄ノ事業  
 ハ一ノ専門的科學ナルヲ益々疑ナシ然ルニ若シ一朝  
 無經驗ナル者ヲ舉グテ典獄ノ任ニ就カシムルニ於テ  
 ハ其害管ニ醫カ治療ヲ過ル如キ比ニ非ス或ハ千百ノ  
 多キ囚人ノ方向ヲ過リ言フ可ラサルノ大害ヲ醸スニ  
 至ルヤモ知ル可ラス且他ノ高等官ニ在テハ縱令試験  
 ニ及第スルモ實務練習ノ爲メ若干年間試験ニ任シ經  
 験ヲ積マシムト雖モ典獄ハ他ノ高等官ノ如ク其數多  
 カラス僅カ一府縣一人ニ過キサルヲ以テ試験トシテ  
 任用スヘキモノニ非ス果シテ然ラハ實務練習ヲ要セ  
 ナル者即チ三年以上獄務ニ從事シタル司獄官吏ヲ以  
 テ之ニ充ツルヲ固ヨリ當然ノ事ナリトス知ル可シ第

一資格ノ必要ナルヲチ

(一) 試験ハ内務省及ヒ各府縣ニ於テ施行スルヲ 試  
 験ハ總テ中央政府ニ於テ施行センヲ望ムト雖モ數  
 百里ヲ隔テ而モ不便ノ土地ニ在ル者ニ對シテハ實際  
 之ヲ行フニ難シ然リト雖モ便宜ノ府縣ニ在ル者ノミ  
 ナシテ試験ニ應セシムルハ抑モ公平ヲ得タルモノニ  
 非ス故ニ實際ノ便宜ニ依リ或ル府縣ニハ中央政府ヨ  
 リ特ニ委任シ期日ヲ定メ同時ニ試験ヲ施行スルヲ可  
 トス從來ノ實験ニ因ルモノ一ケ年内凡ソ五名位ハ死亡  
 轉免等ニテ典獄ノ欠位アリ然ラハ一年ニ五人ハ採用  
 スルヲ得ヘシ今假ニ一府縣ノ志望者三名ト見ルモ受  
 験者ノ數殆ト百四五十名アルヘシ此中ノ及第者ヨリ  
 シテ五名ヲ選定スルハ敢テ難キニ非サル可シ否英邁  
 ナル人材ヲ選定シ得ヘシ

(二) 及第者ノ中ニ就キ高等試験委員ノ銓考ヲ經テ  
 選定スルヲ 爾々試験ヲ經テ登用スルヲトナル以上  
 ハ有意ノ司獄官吏ハ各々孜々進勉シテ其目的ヲ達セ  
 ソト計ルハ必然ナリ然ラハ多クノ司獄官吏中試験  
 ニ及第スル者亦隨テ多カル可シ果シテ然ラハ其及第  
 者中ニテ學力優等實務練達ノ士ヲ選フハ肝要ノヲニ  
 シテ且公平ヲ得ル爲メ選定ハ實ニ必要ナリトス或ル

輩カ試験ニ僥倖アリト非難スルモ亦此點ニ在リ故ニ  
 試験ヲ嚴格ニシ加フルニ平素其人ノ實務ヲ調査シ推  
 選ヲ誤ルヲナクシハ毫モ非難スル所ナカル可シ茲ニ  
 一言附記スヘキハ及第者ノ選任ハ其年年限リトシ翌  
 年ニ至リ需用アルハ更ニ試験ヲ用ヒ其及第者ノ中  
 ヲリ選定スヘキト是ナリ

右ノ外試験科目ニハ(一)監獄法(二)刑法(三)刑事訴  
 訟法(四)行政法(五)民法(六)理財學等ヲ選ム可シ併  
 シナカラ此點チ一々詳論スルニ於テハ數葉ノ能ク盡  
 ス所ニ非サルヲ以テ略シテ論セス

以上ノ私案ニ依リ今試験法ノ利益ヲ舉クレハ大略左  
 ノ如クナル可シ

第一 人材ヲ登用スルノ利益アリ 若シ試験法行ハ  
 レストセハ現行特別任用令ニ依ルノ外ナシ已ニ特別  
 任用令ニ依ルモノトセハ前段ニ詳論セシ如ク資格ヲ  
 有スル者至テ少數ナルヲ以テ止ムヲ得ス他ノ行政官  
 吏ヲ任用スルニ至レリ之ニ反シテ余カ私案ノ如ク試  
 験ノ行ハルハ、ニ於テハ多クノ司獄官吏中ヨリ學力并  
 ニ實務ヲ試験ニ選定ニ選定チ加ヘ採用スルヲ得ハ則  
 チ有用ノ人材ヲ登用シ得ヘキハ必然ナリ

第二 獄務改良ノ利益アリ 已ニ人材ヲ登用スルヲ

得ハ獄務ノ改良ハ期シテ埃ツ可キナリ加之試験ヲ受クルニ付テハ準備ノ爲メ各々孜々勉勵スヘキハ勿論ナルヲ以テ細大トナク注意行涉リ學問上ヨリシテモ有益ナルヲ發見スルヲ蓋シ多カル可シ

第三 良司獄官吏ヲ養成スルノ利益アリ 凡ソ人ノ其地位ニ安ンスルハ人類ノ免レサル弱點ナリトス其地位ニ安ンスルナキチ欲スルニハ希望ヲ大ナラシムルニ若カサルナリ今夫レ司獄官吏ニ典獄登用試験ニ應スルヲ得セシメハ老朽又ハ無學ノ輩ヲ除クノ外ハ誰カ志望ナキ者アランヤ其志望者數多アリトセハ

數年ノ後ニハ果シテ志ヲ達スル者多々之アル可シ勿論多キ其中ニハ或ハ目的ヲ達スル能ハサル者多少之アル可シト雖モ最初目的ヲ立テ奮勉セシ是等ノ輩ハ縱令不幸ニシテ典獄ト爲ル能ハサルモ其精神ト云ヒ其學力ト云ヒ良司獄官トシテ耻チサル能力ヲ有スルヤ蓋シ疑ナカル可シ

第四 僥倖ノ志ヲ斷ツノ利益アリ 司獄官吏ニシテ判任四級以上ノ位置ニ在ル者ハ若シ典獄ノ欠位アルニ於テハ己レ之カ候補者タラント欲シ或ハ上官ニ阿諛チ呈シ或ハ愛チ買ハント欲シ卑屈ノ働チ爲ス者ナキチ保ス可ラス然ルニ一旦試験法ノ行ハル、以上ハ

試驗ニ在テハ前段ニ詳論セシ如ク資格ノ必要アルヲ以テ再ヒ之ヲ論セス然ラハ他ニ弊害トシテ舉示ス可キモノハ一點モ之ナカル可シ

次ニ無試験ニテ登用スルトハ如何ナル利害ヲ有スルカ此點ニ付テハ詳論スル迄モナク前ニ掲ケタル試驗法ノ利益ハ之カ害トナリ利害全ク其位置ヲ異ニスルモノナリト謂フヲ得可シ

以上論述スル所ニ依レハ典獄試験法ノ利益ハ實ニ大ナルモノニシテ其害トテハ治ト之ナシト云フモ敢テ不可ナカル可シ然ラハ則チ先ニ余カ陳述セシ如ク其害少クシテ其利ノ大ナルモノハ宜シク之ヲ採用ス可シトノ格言ニ依リ本案ヲ採用セサル可ラス實ニ典獄登用試験法ノ必要ニシテ且目下之ヲ設定スルノ急務ナルヲハ以上ノ論旨ニ徴シテ明白ナリ我司獄官吏諸君ハ大体ニ於テ余輩ノ論旨ニ同意ヲ表セラル、者ノ

大多數ナルヲハ余ノ信シテ疑ハサル所ナリ果シテ然ラハ余カ論スル所ノ趣意ハ司獄官吏ヲ代表シテ述ヘタルモ同様ナルヲ以テ當局者ハ宜シク之ヲ採用セラレシトシテ況ンヤ今日世間多クハ官吏登用試験規則ノ改正ヲ論シ或ハ新聞ニ或ハ演說ニ之ヲ喋々シ政府モ亦改正ノ意見ヲ有スト聞ク此時ニ當テ余輩ノ之ヲ論

最早情實ナルモノ行ハレサルヲ以テ是等ノ鼠輩ヲ絶滅スルニ至ル可シ

第五 老朽ノ人物ヲ採用スル能ハサルノ利益アリ 此點ハ少シク余輩ノ公言スルヲ憚ル所ナリト雖モ元ト監獄ハ或ハ他官署ノ失策官吏カ或ハ老功ノ輩ヲシテ監獄官吏ニ貶シ否任用シタル者ナシトセス今日若シ是等ノ輩カ而モ上級ニ在テ長官ニ信用ヲ得ルニ於テハ或ハ誤テ典獄ニ任用セラル、コナシトセス然ルニ試験法ノ行ハル、曉ニハ斯ル老功ノ輩ハ亦如何トモ策ノ施ス可キ術ナカルヘシ

第六 任用ノ公平無私ナルヲ社會公衆ニ知ラシメ信用ヲ厚フスルノ利益アリ 公然試験ヲ行ヒ且選定ヲ嚴ニシ人材ヲ登用スル上ハ社會公衆ノ信用ヲ厚フシ其公平無私ナルヲ知ラシムルニ難カラス

試驗法ノ利益ヲ數フレハ此外尙ホ數多之アル可シト雖モ細說スルニ於テハ實ニ際限ナキヲ以テ茲ニ之ヲ止ム

然レモ弊害トテハ余輩之ヲ見出サ、ルナリ世ノ論者ハ試験規則ノ資格ハ有害無益ナリト説クト雖モ一般ノ官吏ニ在テハイザ知ラス苟モ司獄官殊ニ典獄登用

スル敢テ辯チ好ムモノナラヤ時機正ニ到來セシモノナリ當局者其之ヲ諒セヨ

●誰カ請願巡查廢スヘシト謂フ乎

後樂生

本題ニ謂フ所ノ請願巡查トハ玄溪學人カ警察監獄學會雜誌第三卷第三號ニ於テ説明シタル如ク明治十四年四月十八日內務省乙第二十二號達ニ由來シタルモノニシテ一私人、町村、若クハ會社、銀行ノ請願ニヨリ其費用ヲ以テ請願ノ場所ヘ配置スルモノ是ナリ而シテ其達文ハ實ニ左記ノ如シ

銀行又ハ諸會社又ハ町村協議或ハ人民一己ヨリ其費用ヲ納メ巡查ノ配置ヲ請願スル者ハ自今聞届請願ノ場所ヘ配置不苦候條該費收支方ハ國庫下渡金地方稅等ニ連帶セス別ニ其帳簿ヲ調製シ毎年地方稅收出精算書ト同時ニ報告スヘシ此旨相達候事

但本文配置ノ巡查ハ一般ノ成規ニ從ヒ異同無之樣取計フベシ

故ニ請願巡查ナルモノハ(第一)一私人又ハ私法人ノ請願ニヨリ(第二)其費用ヲ以テ配置シ(第三)他ノ巡查ト同シク一般ノ成規ニ從フヘキモノニシテ社會ノ

秩序安寧ヲ維持スル警察ノ本旨ニ依據シタルモノタルヘキハ論ヲ埃タス何トナレハ假令ヒ請願巡査ナルモノハ一人又ハ私法人ノ生命、財産ヲ保護スルモノナルモ又假令ヒ其費用ヲ以テ配置スルモノナルモ他ノ巡査ト同シク一般ノ成規ニ從ヒ社會ノ秩序安寧ヲ維持スルモノナレハ其配置ハ警察ノ本旨ニ背反スト謂フヘカヲサレハナリ唯夫レ請願巡査ノ配置ハ警察ノ本旨ニ背反セサルノミナラス警察ノ本旨ヲ貫徹スルニハ事實上大ニ其必要ヲ見ルナリ

又請願巡査ノ配置ハ公職ヲ以テ一人ニ私スルモノト謂フヘカヲサレナリ抑モ警察官吏ノ職務ニ從事スルヤ其間一人ニ私スルノ觀アルヲ免レサルハ必然ノ事ニシテ敢テ怪ムニ足ラス之ヲ例スレハ爭鬪者ノ一人ニ對シ他ノ一人ヲ保護スル如キ被保護者ヲ私スルノ觀アリト謂フヘシ然レモ其觀アレハトテ決シテ一人ヲ私スルノ實アリト謂フヘカラスシテ唯其觀アルハ事實上已ムヲ得サルニ出テタルモノト謂フヘシ請願巡査ノ配置モ亦然リ一人又ハ私法人ヲ私スルノ觀アリト雖モ個々事實上免ルベカラサル觀タルニ過キズシテ斯クセザルトキハ危害ヲ豫防シ社會ノ秩序安寧ヲ維持スルコト能ハサレバナリ況ンヤ其配

リ若シ其レ然ラハ外人等カ視テ以テ如何ナル觀念ヲ起スト雖モ個々異様ノ觀察ニシテ我カ警察ノ面目ニ關スルモノト謂フヘケンヤ

又玄溪學人氏ハ請願巡査ノ配置ハ徒ラニ會計上ノ煩勞ヲ増加スト云フト雖モ會計上ノ煩勞ト否サルトハ未ダ以テ請願巡査ノ配置ヲ當否スルノ理由トナスニ足ラス何トナレハ其配置ニシテ警察ノ本旨ニ從ヒ警察ノ實ヲ舉クルニ於テハ豈ニ其會計上ノ煩勞ヲ顧ミルニ違アランヤ若シ夫レ會計上ノ損失ヲ來ダスト云フ理由ヲ以テ其配置ノ當否ヲ論セハ猶ホ恕スヘシト雖モ其徵收、計算、出納、整理、等ノ煩勞ニ口實ヲ設ケテ其配置ノ當否ヲ論スルカ如キハ余ハ其論理ノ粗笨ナルニ驚カサルヲ得ズ

之ヲ要スルニ上述請願巡査廢止論ノ如キハ警察ノ本旨如何ニ關シテハ深ク之カ研究ヲサスシテ唯警察ノ目的トスル所ハ國家ナリト云ヒ又一私人ニ私スル觀アリト云ヒ又警察ノ不面目ナリト云ヒ又會計上ノ煩勞ヲ増加スト云ヒ皆外觀ノ皮想上ノ觀察タルニ過キスシテ余ハ毫モ請願巡査ヲ廢止スルノ理由アルヲ見ス而シテ論者ハ又今日ニ於テ尙ホ之ヲ存續スルノ不可ナルコトヲ唱フルト雖モ毫モ其論證ヲ舉示セザ

置費用ノ如キモ請願者ノ負擔タルニ於テヤ又玄溪學人氏ハ請願巡査ヲ以テ婢僕ト同一視スレモ豈ニ其レ然ランヤ婢僕ハ唯主人ノ命ニ服從スルヲ足レリトスルモ彼ノ請願巡査ハ他ノ巡査ト同シク一般ノ法規ニ從ハサルヘカラス換言スレハ學人氏ノ云フカ如ク一人ノ專用ニアラスシテ唯特別ニ一人ヲ保護スルニ過キサルナリ然レモ此特別保護アレバトテ個々警察ノ本旨ニ出タルコトナレハ一人ニ私スト謂フヲ得サルヘシ

又玄溪學人氏ハ請願巡査ノ配置ハ警察ノ不面目ナリト云フト雖モ氏ノ所謂ル警察ノ不面目トハ配置ノ不規則ナルヲ指示スルカ又何ヲ指示スルカ余ハ明瞭ニ了解シ能ハズト雖モ警察ノ不面目トハ其內實ノ欠點アルヲ指スニアラスシテ外觀ノ欠點アルヲ指スモノナルヘシ然レモ個々未ダ以テ請願巡査配置ノ當否ヲ論スルニ方リ根據アル理由トナスニ足ラス何トナレハ其配置ニシテ警察ノ本旨ニ依據シ警察ノ實ヲ舉クニ於テハ之ヲ如何シテ其配置ノ當否ニ容喙スヘケンヤ唯其配置ニ容喙スヘカラサルノミナラス警察ノ本旨ニ依據シ警察ノ實ヲ舉クルヲ得ハ其配置ハ實ニ善良ニシテ決シテ警察ノ不面目ト謂フヘカヲサルナ

レバ余ハ速カニ其廢止說ノ廢止セラレノコトヲ希望シテ已マサルナリ

●工藤襄氏ニ答フ

在長野 杉本 萬一

余一日警察監獄會雜誌第三卷第一號ヲ緝キ讀テ工藤襄氏ノ寄稿ニ係ル刑事被告人ノ獄則違反者ニ對スル制裁ヲ論スト云フ一章アリ議論正確文章流暢賞賛殆ト措ク能ハサルナリ余ヤ君ト相知ル實ニ一日ニアラス余ノ孤劔桑梓ヲ辭シテヨリ世道ノ險難ニ擠セリ千種ノ境遇ニ逢フテ或ハ北阪ニ轉シ或ハ南陲ニ泊シ流離水禽ヲ學ブト雖モ故郷ノ山河ハ依然トシテ客夢ニ伴フ爾來相見サル既ニ多年君曩ニハ司獄官練習所受業生トシテ上京ヲ命セラルルヤ余ヲ橫濱ニ訪フコト二回舊雨ノ情豈ニ楚水吳雲ヲ以テ隔意アラシ退テ自ラ悲ム余ヤ一事ノ成ルナク空シク長缺ヲ彈スルヲ而シテ君ノ業日ニ益々駸々トシテ王良造父ノ熟路ニ車輪ヲ行ルト一般到底議論ヲ上下スルノ資ニ乏シト雖モ相知ルノ厚キト深ク贊同ヲ表スルト共ニ聊カ所感ヲ陳シ敢テ高評ヲ仰カントス君幸ニ夫レ之レヲ諒セラレヨ

制裁トハ法律規則ヲ遵守セシムルノ方法ニシテ政治  
 社會ノ長上則チ主權者カ法律ヲ犯シタルモノニ加フ  
 ルモノニシテ所謂強制法ナリ苟モコノ強制法ナカラ  
 ン乎一法一令何チ以テ奏功チ期スヘケン社會ノ安寧  
 秩序何ニ依リテカ保持スルチ得ン曩ニ監獄則ノ改正  
 ト俱ニ未決囚ノ名稱ヲ廢セラレ替フルニ刑事被告人  
 チ以テ唱呼セシムルト同時ニ獄則違反者ノ罰則ヲ廢  
 セラレタリ論者則曰ク刑事被告人ハ請テ字ノ如ク刑  
 事被告人ナリト云フモ余亦タ更ニ解シテ云ハントス  
 刑事被告人ハ未決囚ナリ未決囚ハ刑事被告人ナリト  
 斯ク論スルモハ人或ハ云ハン刑事被告人ハ無罪純白  
 チ以テ之ヲ待ツ良ニ故アルナリ然ルナ之レニ囚ノ字  
 句ヲ冠セシムルハ不穩當ナルヨリ當局者爰ニ見ルア  
 リ囚ノ字句ヲ去リテ刑事被告人ト改稱セルナリト夫  
 レ或ハ然カララン然カト雖モ身ハ裸縛ノ苦楚ヲ嘗メ  
 姜里ニ囚ハレ暗室ニ幽セラル、ニ至リテハ一ナリ世  
 較モスレハ議論ニ走り空理ニ馳セ實用ヲ誤マルモノ  
 沿々豈ニ慨歎ニ堪ヘケンヤ

刑事被告人ニ制裁ヲ付セザル所以ノモノハ當局者精  
 神ノアル處未タ知ルニ由ナシト雖モ敢テ深意ノアリ  
 テ存スルニアラザルベシ要スルニ刑事被告人ヲ優遇

七テラレタルハ今日ニ於テ益々其尙早チ痛痒スルノミ  
 矣今ニシテ之レニ制裁ヲ付セシムルハ監獄ノ改良得テ  
 望ムベカラス治獄ノ要訣亦タ試ムルニ處ナカレベシ  
 今ヤ監獄ノ改良長足ノ今日最大理取ト云ハザルヲ得  
 ンヤ斯ク論シ來ラハ反對論者否好事家必ス云ハン武  
 斷的主義ヲ以テ規律ヲ保持セントスルハ時期已ニ遲  
 シ今日ハ之レ昔日ノ監獄ニアラス刑事被告人又タ曩  
 日ノ未決囚ニアラザルナリ民度日ニ新タニシテ又タ  
 日ニ新タナリ獄事ノ改良較々其序ニ就キ司獄官吏漸  
 ク將ニ其人ヲ得ルニ至レリ此時ニ當リ安リニ苦ンテ  
 武斷的主義ヲ濫用シ規律ノ嚴正ヲ保タントスルハ世  
 勢ノ如何チ知ラザルモノナリ法律規則ノ何物タルチ  
 解セザル僻見ナリト嗚呼何ツ夫レ誤マレルノ甚シキ  
 ヤ余前辯已ニ論シタル如ク有爲多識ノ士スラ較モス  
 レハ空理ヲ主唱シテ空中書閣ノ奇觀ヲ呈シ社會ノ安  
 寧ヲ保持スト云フ基礎ヲ措キテ顧ミス漫リニ被告人  
 一個ノ利益ヲ保護スルコトニ致々トシテ得色アルハ  
 恰カモ盜ニ權ヲ送ルト一般豈ニ歎セズンハアルベカ  
 ラザルナリ

己ニ基本根原ニシテ誤マル其結果ノ誤リナキテ得ン  
 ヤ退テ被告人ノ現況ヲ顧一顧セヨ犯罪人ノ増加ハ日

スルハ最早其ノ必要ヲ認メザルノ途ニ淵源スルナラ  
 ン是レ豈ニ思ハザルノ甚シキノミ矣今試ニ實際家則  
 テ多年獄事ニ經驗アル人ニ就キ其得失チ叩クヒハ萬  
 口同音皆ナ其不可チ説カザルハナシ回顧スレハ去  
 明治二十二年七月改正監獄則實施以來今日ニ至ルマ  
 テ殆ト三星霜此ノ三ケ年ノ長日月ニ於テ司獄官吏タ  
 ル者幾多ノ困難チ感シタルノミナラス治獄上著シキ  
 障礙チ呈シタルハ實ニ炳乎トシテ爭フベカラザルノ  
 事實ナリ而シテ各監獄ヲ舉ケテ雜居分房ノ二法トス  
 今其分房ノ法チ取ルモノ寥寥モ管ナラザルナリ  
 當長野縣ノ如キハ雜居分房ノ二法ヲ採用シ分房制ニ  
 就キ深ク實驗スル處アリト雖モ未タ以テ制裁ノ必要  
 ナシト云フベカラス然ルチ何ツ況ンヤ雜居分房ノ制チ  
 採擇スルモノニ於テオヤ嗚呼何ツ思ハサルノ甚シキ  
 今マ夫レ制裁ナキノ法律規則ノ下ニアリテハ如何ニ  
 苦心焦慮スト雖モ到底良効果ヲ奏スル能ハサルナリ  
 若シ強テ制裁ナキノ規則チ執行シテ規律ノ嚴正ヲ保  
 持セントスルハ百年清河ヲ望ムト一般豈ニ又タ得ヘ  
 ケンヤ

抑モ法律規則ハ世ノ風潮ト共ニ推移スルハ道理ノ伴  
 フ處法理ノ許ス處ナリト雖モ刑事被告人ノ罰則ヲ廢

二月ニ年ヲ追フテ繁殖シ而シテ其種別チ問ヘハ窃盜  
 犯チ以テ最トシ其次ハ贓物ニ關スル罪重罪ニマテハ  
 強盜且又其數尤モ多キハ再犯以上ノ者ニアラザルナ  
 キハ全國ノ統計ニ照ラシテ明カナリ斯クノ如キ惡漢  
 不良ノ徒ニ至リテハ全ク懲治ノ効力ナシト斷定スル  
 モ敢テ不可ナキモノト云フベシ初犯者ノ如キニアリ  
 テハ多ク一時ノ慾情チ制スル能ハスニテ免罪ノ希望  
 チ以テ刑罰ニ觸ル、モノニシテ矯正ノ策敢テ至難ト  
 セス然ルニ第一者ノコトキ兇奸暴戻ノ徒慢リニ人民  
 權利ノ尊重スヘキチ唱道シ獄則違反者ニ制裁ナキチ  
 奇貨トシ吾レハ無罪純白チ以テ遇セラル、處ノ刑事  
 被告人ナリ若シ一朝誤リテ有罪ノ宣告チ受クルアラ  
 バ直チニ控訴上告セン何ソ看守押丁等如キ意ニ介ス  
 ル處アラナンナド取モ直サス政府則チ國家ノ法律ヲ輕  
 侮スルモノ比々皆ナ然カラザルハナシ智者道義以テ  
 説クヘキモ愚者教フルニ理チ以テスベカラス湯チ緩  
 ムルニ水チ以テスベカラサル強チ制スルニ弱チ以テ  
 當ルヘカラザル已ニ兒童ノ解スル處敢テ識者チ待テ  
 知ランヤ

法律制度ハ社會狀態ノ反射ナリ今日不可ナリトスル  
 モ其行ハレタル當時ニアリテハ決シテ不可ナルモノ

ニアラス現ニ文明ト稱スル今日ニ於テ金科玉條ト賞  
 賛スルモ更ニ數倍開化シタル時代ニ比シテ之レヲ見  
 レハ大ニ其不可ナルモノアルナリ此變化ノ妙理ハ兎  
 角ニ趨勢ノ伴フ處豈ニ敢テ深ク怪ムニ足ラン格言ニ  
 曰ク必要ハ道理ヲ生スト全刑事被告人ノ獄則違反者  
 ニ制裁ヲ付スルノ愈々其必要今日ニ迫ルヲ見ル否今  
 日ニ於テ其必要發見シタルニアラス其制裁ナキヲ憾  
 ミトスル實ニ一朝一夕ノ事ニアラス今從來ノ實驗ニ  
 徴シ其希望ヲシテ益々堅固ナラシム是レ豈ニ偶然ナ  
 ランヤ

終リニ臨ンテ一言セシ余曾テ怪ム當時ノ狀勢局外者  
 ト雖ハ漸ク正ニ耳朶ヲ治獄ノ改良ニ傾クル今日ニ當  
 リ獄事家ヲ以テ錚々ノ聞ヘアル名論卓説ノ士知ラス  
 何ノ思フ處アリテ乎未タ一言ノ爰ニ及ビタルモノナ  
 キヲ以テ之レヲ推スニ敢テ或ハ今日ノ獄制ニ甘心ス  
 ルモノナラン若シ夫レ果シテ其必要ナシトスル乎願  
 クハ其説ノアル處ヲ聽カント切ニ希望ニ堪ヘザル  
 ナリ余未タ其理由ノ存スル處ヲ發見スルニ苦マスン  
 ハアルベカザルナリ敢テ明教ヲ垂ラレヨ是レ余カ謫  
 劣ヲ願ミス痛論シテ止マサル所以ナリ豈ニ徒ラニ辯  
 ナ好ンテ爾云ハンヤ

ナリ依テ警察ハ今ハ衆庶ノ熱望ノ府トナリ志願者ハ  
 山ヲ爲スニ至ラント想像セシニ豈ニ計ランヤ却テ其  
 人ヲ求ムルニ苦ムノ有様アリ實ニ驚嘆ノ至リニ堪ヘ  
 ズ然レモ亦其因無キニ非ラズ之ヲ探究スレバ即チ巡  
 査勤務法ナリ所謂習慣以テ性ヲ爲スノ謬ニ違ハズ強  
 チ勤務ヲ嚴酷ニスル所以ナリ目今ハ立憲的警察ヲ施  
 行スルノ時ニアリ今尙ホ昔日ノ如ク勞動的警察ヲノ  
 ミ施行スルノ時ニ非サルナリ宜シク當局者タル者ハ  
 此際勤務法ヲシテ改正シテ巡查ヲシテ手足ヲ伸ブルノ  
 時ヲ與ヘヨ然ラスンバ到底警察ヲシテ面目ヲ改ムル  
 一能ハズ日ニ萎靡縮退スルニ至ル余ハ素ヨリ山村僻  
 隅ニ住シ隨テ見聞狭ク加フニ不敏鈍才且亦此道ニ暗  
 クシテ如何ノ原由在テ然ルヤヲ知ルニ苦ムト雖モ兎  
 ニ角今日ニ當リ志願者少キハ大ニ巡查勤務法ノ影響  
 與テ力アルモノナラン如斯シテ經過セハ何レノ時カ  
 警察ヲシテ改良スルヤ何レノ日カ勅令第六十九號  
 ノ趣旨ヲ達スルヲ得ンヤ然レモ巡查ヲシテ巡邏ナサ  
 シムルヲ以テ警察ノ本務トスルト云ハ、唯默シテ止  
 ムノミ然レハ即チ其人ヲ得ルニ敢テ精撰スルニ要ナ  
 キカ如ク然リ而シテ人ハ神佛ニ非ラス形無クシテ觀、  
 聲無シテ聞クコトヲ得ザルヤ明ナリ曷ソ巡邏ノミナシ

● 巡查勤務法ニ就テ

石 岸 生

眸ヲ放テ我邦ノ現狀ヲ洞察スレハ日ニ月ニ駭々乎ト  
 シテ進ミ今ヤ已ニ立憲政体トナリ實ニ廿有年前ノ  
 日本ニ非サルナリ衆庶ハ以テ自由界ニ呼吸シ文ニ武  
 ニ工ニ商ニ日ニ旺盛ニ趣キ欣喜并躍ノ至ナリ物純粹  
 ヨリ複雜ニ入ルハ社會ノ情態敢テ怪ムニ足ラスト雖  
 モ一利アレハ亦一害アリ之ト共ニ又警察ノ取締ヲ嚴  
 密ニセズンハアルベカラス社會一步進メハ警察ハ二  
 步ヲ進ミ以テ衆庶ノ安寧幸福ヲ増進セスンハアルベ  
 カラズ實ニ警察ノ職務ハ至重至難之ニ從事スル巡查  
 タル者ハ職務ノ爲ニハ碎身粉骨斃レテ后止ムノ覺悟  
 ナクンバアルベカラズト雖モ苟モ生命ハ貴重ナリ徒  
 ラニ生命ヲ抛テ死シテ後却テ笑ヲ殘ス勿レ余ハ警察  
 職ヲ奉スルモノニ非ラスト雖モ目今ノ現況ヲ觀破ス  
 レハ聊カ痛嘆ニ堪ヘサルコトアリ回顧スレハ客年八月  
 勅令第九十六號ヲ以テ巡查俸給令ヲ定メラレ警察  
 ナシテ屑一屑鄭重一面目セラレタリ豈ニ至當ノ金令  
 ナラズヤ依之觀之警察官其人ヲ得テ真正ナル立憲政  
 体ノ警察ヲ組織セントスルコトアルヤ曷々テ俟タサル

テ惡漢ノ横行ヲ防クヲ得ンヤ渠等ハ機ヲ窺ヒ隙ヲ察  
 シ變幻出沒惡事ヲ逞フス之ヲモ顧ミズ勤務ヲ改正セ  
 ズンハ警察ノ信用地ニ墮チ復恢收スル能ハサルニ至  
 ル然リト雖モ余モ強チ勤務ヲシテ寛慢ナラセントス  
 ル者ニ非ズ少シク余地ヲ與ヘラレンコト敢テ當局者  
 ニ望ムノミ

● 再審の訴に就て

不學貧生寄

再審の訴は尋常の上訴にあらす既に確定したる刑に  
 對して其慥に冤枉に出でたるを證明し之か免除を乞  
 はしむるものなかり然るに控訴豫納金の制出て、より  
 以降其不免除の判決を受くる時は最早控訴も上告も  
 爲すへき途なきに由り漫に再審を訴ふるを宛も曩時  
 の上告に於けるか如き觀なきにあらす而して假留監  
 又は集治監に押送せられたる囚人中再審の訴を提起  
 せんと欲するもの近時頗る多しと聞く其言ふ所に依  
 れは原地方の監獄にて假留監に到着の上緩々再審の  
 訴を爲すへし刑の確定後何時にても再審の訴を提起  
 して權利を伸張するの道ありとの説論ありたりとて

刑事訴訟法第三百一條の條件には頓着せず唯漫然と無實の罪に陥りたりとか刑の適用不當なりとか種々雑多の口實を構へて徒に不服を鳴らすものありとなり四人の片言を聞きて信用するにはあらずとも萬一にも法律の趣旨に違ひ漫然容易に再審の訴を爲し得へきか如くに言ひ爲して四人に空望を懐かしめ一向少時も速く他監へ押發して面倒を避けんとするか如きとありては實に不親切と言はざるべからず法律の規定は何人と雖一般に知悉するを要するを今更辯を待たず若し四人にして訴訟法に通せざるものあらは懇切に之を教ふへし勞を厭ひて之を他に嫁するか如きは決してあるまじき次第なり殊に法律上爲すべからざるを誣ひて爲し得るか如くに言ひ做すは是れ明に人をも身をも欺くものなり予は勿論森嚴なる紀律の下に立つ監獄官吏の中に右様の不都合なる人ありとは夢にも信せされども屢々四人の口より聞くところありと云へば萬一にも事實ならんには官吏の威嚴に關するを甚しと信するを以て一言して大方の注意を乞ふなり

再審の訴に就ては尙一條の疑問あり序に識者の教示を仰かんと欲す刑事訴訟法第三百一條第三號の所記

犯罪以前に作りたる公正證書とは果して何々を指すか方今移轉の自由を憲法に由りて保證せられ且法律上の制限も監視者に止る世の中予は實に其徒法空文に屬せざるかを疑ふなり試に一例を設けて予の趣意を明にせん茲に甲乙兩人互に怨を結び甲は乙を陷害せんとし巧に謀りて自家を焼燬し以て乙をして放火の罪に抵らしめんとす若し乙者不幸にして郷黨に信せられず諸人認めて有罪と爲し裁判官等も亦此誤見を分つときは或は十分の審査を経ずして判決あるに至らんも計られざるへし犯罪前に作りたる公正證書とは些と無理なる注文にあらずや幸に識者の明教あらんと望む

統計

明治廿四年十二月末日現在  
全國巡查總員

府 縣 巡查人員

東京	三、四七二	山梨	二三〇	廣島	六六七
京都	九七〇	滋賀	四六六	山口	四五〇
大阪	一、三三四	岐阜	四四六	和歌山	三三四
神奈川	七七三	長野	六二八	徳島	三九七
兵庫	九四五	宮城	四六〇	香川	三二六
長崎	四六一	福島	五一七	愛媛	四九九
新潟	五六八	岩手	三五七	高知	三七七
埼玉	五九五	青森	二九九	福岡	六五〇
群馬	四四七	山形	四二七	大分	四二九
千葉	五五九	秋田	三五七	佐賀	三三二
茨城	五六五	福井	三五四	熊本	六五三
栃木	三五七	石川	四九九	宮崎	二三四
奈良	二九七	富山	三二六	鹿兒島	五六〇
三重	五六七	鳥取	二六〇	沖縄	一六〇
愛知	六九六	島根	三九二	北海道	四四四
静岡	五七九	岡山	五五五	總計	二六、二七〇

統計

四十七





香川	七四二、六〇二	一、六六〇	三、六〇〇	三、三六〇	三、三六〇	三、三六〇	三、三六〇	三、三六〇
愛媛	二九二、九六四	三、八五七、七四九						
高知	一七五、五三二、八	一、四九一						
福岡	一〇、八〇五、四三七	五、八五〇	三、四七二、一四七	三、四七二、一四七	三、四七二、一四七	三、四七二、一四七	三、四七二、一四七	三、四七二、一四七
大分	一、一六六、八二一	一、一五五	九〇二	九〇二	九〇二	九〇二	九〇二	九〇二
佐賀	一、八五二、九六六〇	一、七〇〇、八〇〇						
熊本	四、一四七、五二九	一、五〇	五九、六〇〇	五九、六〇〇	五九、六〇〇	五九、六〇〇	五九、六〇〇	五九、六〇〇
宮崎	二、六〇〇、二三八	六、一九六、六六〇						
鹿児島	三、三二七、二八七	三、〇〇〇						
沖繩	四〇、四二〇	三、六一四	一、九八八、八四八	一、九八八、八四八	一、九八八、八四八	一、九八八、八四八	一、九八八、八四八	一、九八八、八四八
北海道	一、〇〇四、二四八	三、六一四	一、九八八、八四八	一、九八八、八四八	一、九八八、八四八	一、九八八、八四八	一、九八八、八四八	一、九八八、八四八
總計	三三、七、四、四一五	一、二二七、七、五五五	六三、一、六七八、二四	六三、一、六七八、二四	六三、一、六七八、二四	六三、一、六七八、二四	六三、一、六七八、二四	六三、一、六七八、二四

# 雜 錄

## 看守訓授試作 (承前)

門外漢稿

十六、在監人ノ理髮入浴ニ關スル心得  
 清潔法ハ衛生ノ一要素ナリ而シテ衛生ハ人身ノ健康

人及拘留囚ノ鬚髮ハ不潔ナラサル様梳理セシムヘキ  
 コトヲ規定シ其髮ヲ短薙セサル者ノ監房ニハ木梳一  
 箇ヲ備ヘ置クヘキコトヲ命セリ、是レ舊監獄則ニ見  
 サル所ニシテ現行監獄則ハ清潔法ノ必要ヲ認メ一層  
 之ニ注意ヲ加ヘ又能ク外觀ノ醜体ヲ防制セントスル  
 ノ旨趣ニ基因セシムルハアラス、又入浴ノ定度ニ就テ  
 モ舊監獄則ハ毎年六月ヨリ九月マテハ五日毎ニ一  
 次、十月ヨリ五月マテハ十日毎ニ一次ト制限セシモ  
 監獄則施行細則ニ於テハ之カ定度ヲ増加シ毎年六月  
 ヲ起九月マテハ五日毎ニ一次以上、十月ヨリ五月マ  
 テハ十日毎ニ一次以上ト改正セラレタリ、其一次以  
 上トハ最寡限ヲ規定セシモノナレハ此最寡限ヨリ減  
 スルコトヲ許サ、ルノ意ヲ明カニシ寧ロ其度數ヲ増  
 加スヘキモノタルヲ示セシナリ、斯ノ如ク入浴ノ度  
 數ヲ増加セラレタルハ蓋シ衛生ノ旨義ヲ貫徹セント  
 スルニ外ナラサルナリ

ヲ保全シ其發育ヲ助成スル上ニ於テ必須欠クヘカラ  
 サル要務ナリトス、夫ノ在監人ノ理髮并ニ入浴ノ制  
 アルハ即チ身体ヲ清潔ナラシメ専ラ衛生ノ要ヲ盡ス  
 ニアリ、尙又理髮ハ外觀ノ醜惡ヲ粧理シテ不体裁ニ  
 失スルコトナカラシメントスルニアルナリ、監獄則  
 施行細則ニ據ラハ刑事被告人又ハ定役ニ服セサル囚

且ツ夫レ罪囚ハ多ク無能無知ニシテ衛生ノ何タルヲ  
 解セス又規律的生計ニ嫻ハス、其起居動作ハ規矩ト  
 スル所ナク、汚穢塵垢ノ厭惡スヘキモノト雖尙且ツ  
 意トセス、不規律不清淨ノ習慣ハ終ニ其性情ヲ馴成  
 シテ復タ改ムヘカラス、吾人ヲシテ不規律不清淨ハ  
 殆ント罪囚ノ專有物ナルヘキカト疑ハシムルモノア  
 リ、而シテ其不規律不清淨ノ結果ハ懶惰放逸ニ流レ  
 テ職業ニ勉ムルノ念慮ヲ喪失シ只管遊手徒食スルノ  
 外他事ナク爲メニ自活ノ道ヲ失シテ惡事ヲ犯シ終ニ  
 法網ニ觸レテ固圜ニ繫禁セラル、ニ至ルナリ、罪犯  
 ノ基因ニシテ此ヲ去ル者ハ殆ント稀ナリトス罪囚ヲ  
 矯正感化シ其實ヲ舉ケント欲セハ須ラク先ツ規律的  
 習慣ヲ得セシメテ其惡習慣ヲ擊破セサルヘカラス、  
 監獄ニ於テ清潔法ヲ行ヒ衛生ノ道ヲ講スルモ蓋シ在  
 監人ノ健康ヲ保全セント欲スルカ爲メノミナラス亦  
 在監人ヲシテ不淨不潔ヲ厭忌スルニ至ラシメ隨テ其

起居動作ハ規矩ニ則ラシメ居常規律の習慣ヲ養成シテ間接ニ矯正感化ヲ裨補スル實益アラシメント欲スルニアリ、若シ夫レ在監人ニシテ身体ヲ清潔ニ保チ不淨不潔ヲ厭忌スルノ習慣ヲ得ルニ至ラハ起居動作モ自然ト規矩ニ適シ外部ノ改良ハ延ギテ内部即チ衷心ニ及ホシ知ラス識ラス其改良ヲ促成スルニ至ルナリ猶ホ沐浴セシ者ハ必ス衣ヲ振フテ之ヲ着スルカコトシ身ノ察々ヲ以テ物ノ改々ヲ受クルハ人情ノ欲セサル所ナレハナリ、故ニ清潔法ヲ行フテ身体ヲ清淨セシムルハ規律の習慣ヲ得セシムルノ媒助ニシテ罪囚ノ感化矯正上ニモ亦必要欠クヘカラス、一要件ナリト云ハサルヲ得サルナリ

夫レ然リ而シテ理髮并ニ入浴ヲ行フ方法順序ニ就テハ注意ヲ加ヘサルヘカラス、殊ニ之ヲ行ハシムルノ前後如何ハ大ニ在監人ノ感情ヲ毀傷スル恐アリ最モ注意ヲ要スルナリ之カ前後ヲ定ムルハ囚人ニ在テ

若シ之カ剃刈ヲ許可セントセハ最モ慎重ナル注意ヲ要スルモノタルコトヲ記憶セサルヘカラス、又浴湯時ハ不穩ノ舉動多キモノトス平常ノ無事ニ忤レ或ハ在監人ノ溫從ヲ奇貨トシ其戒護ヲ怠リテ之ヲ緩慢ニ附スルカ如キハ最モ慎戒セサルヘカラス、凡ソ入浴ニハ人員ヲ限リテ順序正シク之ヲ行ハシムルヲ要ス不規律不順序ニ多人數ヲ混浴センメハ必ス喧噪亂雜ニ渉ル喧噪亂雜ハ動メテ之ヲ防遏セサルヘカラス、又戒護ヲ嚴ニシ敢テ或ハ逃走セントスルノ機械ヲ得サラシメ又死刑ノ宣告ヲ受ケタル者ヲ入浴セシムル場合ニハ特ニ之ヲ嚴戒シ一層精密ナル注意ト觀察トヲ加ヘスンハアルヘカラス總テ入浴時間何程ト其時間ヲ定メ置キ徒ニ長浴セシムルノ惡弊ヲ防キ、理髮ハ其日時ヲ定メ又理髮スルノ時間ハ一人ニ付何程ト凡ソ其制限ヲ定メ置キ之ヲ履行シ又之ニ依テ督責シ其他理髮夫二人アルハ各自ニ其理髮用器具ノ持主

ハ賞表所有者ヲ先ニシテ其中ニ就キ尙ホ其最多數ヲ有スル者ヨリ始メ漸次其個數ノ少キ者ニ遞及シ若シ同數ナレハ年長者ヲ先キニシテ又尋常囚人ハ平常ノ行狀如何ニ依リ行狀不良者若クハ懲罰ヲ受ケタル者ハ最後ニ爲サシムルコト、シ、一ハ賞表所有者優遇ノ道ヲ明カニシ、一ハ行狀ノ不良ヲ擯斥スルノ實ヲ示シ以テ感化遷善ヲ獎勵スルノ一助ヲラシメサレハカラサルナリ

又戒護ニ從事スル者ハ常ニ在監人ノ鬚髮ニ注目シ短薙剃除スヘキ者ノ鬚髮ニシテ伸長シ剃刈其時期ヲ失スルモノアラハ之ヲ看過セス相當ノ手續ヲ行フテ剃刈セシムヘシ、刑事被告人又ハ無定役囚及拘留囚ニシテ其鬚髮ノ剃刈ヲ請フ者アラハ之ヲ聽過セス上官ニ申告セル等相當ノ手續ヲ行フコトヲ怠ルヘカラス但刑事被告人ノ鬚髮ハ濫リニ剃刈シ難シ何トナレハ鬚髮ノ有無ハ相貌ニ關スルコト渺カラサレハナリ、

ヲ定メ他人ノ持主ニ係ル器具ヲ濫用スルノ獎習ヲ防キ以テ亂雜紛更ヲ防制スルモ亦注意ノ一ナルヘシ尙ホ理髮并ニ入浴ニ關スル心得中必要ナル事項ヲ左ニ列記シテ以テ當局者ノ參考ニ供セント欲ス

- 一、 臨監中ハ在監人ニ注目シテ寸時モ視點ヲ他ニ移シ又ハ他事ノ思考ニ沈鬱シテ戒護ヲ怠ルカ如キコトナキヲ要ス
- 二、 臨監中ハ新聞紙其他ノ書籍類ヲ閱讀スルコトヲ戒慎スヘシ
- 三、 囚人ノ頭髮ハ少クトモ一ヶ月ニ一回ハ之ヲ短薙シ鬚鬚ハ少クトモ一回ハ剃除セシムル様注意スヘシ
- 四、 理髮夫ノ舉動ニモ注目シ鬚髮剃刈上粗略暴慢ニ渉ルノ行爲ナカシメ又故ラニ被剃刈者ニ負傷セシムルカ如キコトナカラシムヘシ
- 五、 理髮夫ト被理髮者間相互ノ談話ハ之ヲ嚴禁ス

- 六、理髮夫二人以上アリテ各自ニ其理髮用器具ノ持主ヲ定メアルルハ濫リニ他人ノ持主ニ係ル器械ヲ使用セシメサル様注意スヘシ
- 七、理髮用ノ器具ハ理髮ヲ了リタル後ハ一々之ヲ點檢シ散失セシメサル様取締ヲ爲スヘシ
- 八、浴場ニ在監人ヲ引卒シ又其入浴了リテ還房セシムルルハ必ス人員ノ點檢ヲ爲スヘシ
- 九、死刑ノ宣告ヲ受タル者ハ一人ツ、入浴セシメ同時ニ二人以上ヲ入浴セシメサル様注意スヘシ
- 十、土方若クハ練瓦土練等ノ如キ身体ヲ汚穢ニナス役業ニ従事セシ者ヲ入浴セシムルルハ其汚穢セシ部分ヲ洗滌セシメタル後ニアラサレハ浴槽ニ入ラシムヘカラス
- 十一、入浴者ノ舉動ハ仔細ニ注目シ入浴者中濫リニ湯水ヲ費消シ又ハ徒ニ長浴スル者ナカラシム

- ル様注意スヘシ
- 十二、入浴中ハ勤メテ沈靜ナラシメ喧嘩口論ケ間敷コトハ之ヲ嚴禁スヘシ
- 十三、入浴者ノ衣服ハ散亂セサル様一々正當ノ地位ニ置カシメ交換受授セシメサル様取締ヲ爲スヘシ
- 十四、浴場ニ在テハ尙ホ焚夫ニモ注目シ又火災ノ虞ナキヤ否ヲ注視スヘシ
- 十五、若シ制止ヲ肯セサル者アルカ又ハ教令ニ違反シ若クハ獄則ヲ犯ス者アルヲ認ムルルハ其姓名ト當時ノ狀況等ヲ具シ之ヲ看守長ニ申告スヘシ

●藝妓取締に屬する住居の制限

雜錄子曾て岐阜縣に遊ひ其規定する所の藝妓取締規則なるものを見るに藝妓は料理店飲食店若くは宿屋本令ハ明治二十五年四月一日ヨリ大阪市、堺市及其接續町村ニ限り施行ス

に同居寄留することを得ずとの條項あるを目撃して思へらく藝妓は宴席に侍して藝を賣る一種の自由營業者なり故に營業を爲さんとするものは所轄警察署又は分署に届出へしと定めたり一片の届書を以て營業者たることを得るの藝妓にして其住居に制限を附するは何事ぞや我憲法は法律の範圍内に於て住居移轉の自由を許したるに岐阜縣何とて自由營業者なる藝妓に對し其住居の自由を奪ふや此疑の未だ解けざるに又大坂府に一層強制的住居制限を見るに至れり即ち本年一月十一日府令第三號を以て左の如く命令を發したり

藝妓(酌人ヲ除ク)ハ貸坐敷免許區域内ニ住居スヘシ又外泊セントスルトキハ所轄警察署若クハ最寄巡查派出所ニ届出ヘシ違フ者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

此府令は實に大阪市の町藝妓に非常の恐慌を惹き起したり大阪には舊時に於ては町藝妓を許さず總て遊廓地に於てのみ營業を許し來りしも十二三年前之を許せしより所在町藝妓の隆盛を致し延て密賣淫を盛ならしめ風俗取締上捨置くへからざる狀況を呈せしを以て斷然之を禁するに至りしなり而して此府令を解剖すれば町藝妓たりし者は貸座敷免許地内に入るには實際慣習上困難なる事情あるを以て自然廢業せざるへからざるに至るへし即ち大阪府は町藝妓をして自滅せしむるの方策を取りしならん之を岐阜縣に比せば住居の制限は一層嚴重なる強制にして住居移轉の自由は全然剝奪せられたるものと謂ふへし然るに岐阜縣は大阪府の所爲に倣ふるものか本年四月藝妓取締規則の第二條を改正して遊廓所在地に於て

營業する藝妓は其廓内に居住すへしとせり大阪府令第三號に比せば輕重自から判然たれども住居の制限を狭はめられたる點は同一なり

憲法を按ずるに其第二十二條に曰日本臣民は法律の範圍内に於て住居及移轉の自由を有すと既に居住及移轉の自由を我憲法に於て許されたる以上は法律を以て禁制せられざる間は何れの地に住居し何れの地に移轉するも自由なるべき理なり然るを大坂府岐阜縣に於ては藝妓の居住を制限し之れに加ふるに違警罪の刑を以てす嚴の又嚴酷の又酷なる法制と謂ふべし然るに藝妓に於て苦情を唱ふる者なく又監督官廳は之を默過して其改正を命せざる所を見れば藝妓營業者の居住を制限するは憲法に牴觸せざる理由のありとならんと考量し沈思熟案漸くにして其理由を發見したり其理由とは如何、曰憲法第二十二條の旨趣は臣民全般に對する大綱を規定したるものにして風

に於て之を營むことを得ずといはれり其居住を移さざるを得ざるに至るへし憲法は決して絶對的に居住の自由を與へたるにあらず  
然るに會社の現象は變態極りなく甲是乙非所かはれば品かはるの習に洩れず福岡縣に於ては從來藝妓は貸座敷免許地に限り許可したるに昨年十二月藝妓取締規則を改正し宿屋料理屋飲食店に同居し若くは寄寓するの外何れの地に於て營業するも妨げなきこととせり東の地方に於ては嚴重なる制限を設け西の地方に於ては制限を解除して自由に營業を爲すことを許せり土地風俗の差異は斯くさて緩嚴の差あるものによつて又長崎縣に於ては娼妓取締規則に於て娼妓に制限を與へて(一)公園ニ立入ルコト(二)群集ノ場所ニ立入ルコト(三)免許地外ニ於テ遊客ト同行スルコト(四)免許地外ニ於テ華美ノ衣服ヲ着スルコトを禁したるに本年四月縣會第三十七號を以て之を削除し其自由

問 答

紀に關し特に警察上の取締を要する營業に對し必要なる規制を設くるは敢て臣民の權利を害するものにあらず畢竟取締上居住地の制限を設けされは風俗を規正する方法に不便なるより之を設くるのみ即ち日本臣民たる權利上に屬する居住の自由は更に害する所なく營業を爲す期間に於ける制限たるに外ならず故に一朝營業を罷むれば直に住居自由の權利を恢復するものにして全く營業に伴ふたる不自由たるのみ彼の娼妓稼業者の居住を制限して貸座敷免許地とせしも警察上風俗取締に屬する強制權を行ふなり藝妓の居住を制限する復性しむに足らず  
右の理由は之を擴張して各府縣に及ぼすへし各府縣に於ては大坂府岐阜縣と同様に藝妓の居住地を制限することを得へし風紀取締に必要な限りは之を規制するも憲法違反にあらざるなり憲法は營業に伴ふたる居住の自由を云はず法律に於て或る營業者に市街

に放任せり實際の事情は素より窺ひ知るを得されども長崎縣に於て斯く放任せしは夫れ丈の理由のありしとあるへし總て取締の規制を設くるは皆必要ありて後之を設くるものなれば之を解除するにも亦必要ありて然るものなり福岡縣と云ひ長崎縣と云ひ皆九州陸奥の土地なり一緊一縱土地の狀況に従ふものなれば一概に之を論ずるは不可なれども既に緊收したる制限を放縱するは惜むべき次第ならずや或は云ふ徒らに牽制を施すは憲法治下の臣民を遇する所以にあらずと是れ思はざるの謬見たるを免れず當局者請ふ之を考察せよ

問 答

●警察禮式第十五條の疑を解く  
本誌第三卷第一號(本年一月十五日出版)法令註解の

部警察禮式第十五條の註解に於て左の如く説述せり  
 但書ノ巡查歩行中云々ハ同班相互ノ間ニ於テ兩手  
 ニ物品ヲ携帯シタル場合ヲ指定シタルモノナラン  
 何トナレハ上官ニ對シテハ停歩シテ禮式ヲ行フコ  
 ト勿論ニシテ云々右手ヲ舉ケテ禮式ヲ爲スコトヲ  
 得ルトキハ同班ノ間特ニ停立スル必要ナシ若シ敬  
 意ヲ效スノ義ナレハ本條但書ニ之ヲ規定セストモ  
 第九條ニ於テ規定スヘキモノトス然ルニ其規定ヲ  
 此條ニ置キヨ<sup>○</sup>物品ヲ<sup>○</sup>携帯シタルト<sup>○</sup>キニ<sup>○</sup>限ルノ意  
 義ナルコトヲ明ニシ云々  
 せり此解は本條の文字以外に叙述したる説なるを  
 以て或は記者の捏造にはあらざるを疑ふものあり其  
 説に曰  
 記者は物品携帯の場合に於て敬禮を交換するには  
 互に停歩して敬禮を效すへし此條但書の巡查歩行  
 中なれば停立して敬禮の意を表すへしとあるを同

明文に従ひ停止するを以て正當とすれば爰にも之  
 を掲出せしなり記者の説の如く特に同班相互の規  
 定と爲すへきにあらす若し夫れ同班相互即ち巡查  
 同士の敬禮として兩手に物品を携帯したる場合停  
 止する者とすれば他の物品を携帯せざる者は歩し  
 つゝ舉手し我は却て上官に對すると同しく停歩す  
 るは頗る奇觀なりとす故に本條但書は上官に對す  
 る場合のみと定め置き同班相互の間に於て停歩せ  
 ざるを以て正當とす  
 と此説大に事實に反するものたるを免れず何とな  
 れば記者は第廿九條を忘れたりと云ふ是れ一ツ但書  
 の停歩は上官に對するときのみとする是れ二ツ此二  
 箇の謬見ありて該註解を讀む故に自然記者の註解を  
 恠しむものなり記者第廿九條あるが爲めに本條但書  
 を同班相互とせしなり語を換へて之を言へば巡查歩  
 行中上官に對して敬禮を行ふ場合には必ず歩を停む

班相互の間に於て兩手に物品を携帯したる場合を  
 指定したるものならんと斷定せりその斷定を下す  
 に若し巡查の上官に對し敬禮を行ふ場合に於て停  
 歩するとなれば此條の但書となるを要せず第九條  
 の文中に之を定めて可なり然らずして本條但書に  
 於て特に掲出したるものは上官に對するものにあ  
 らずして何そやとの意を以てせり蓋し記者は第廿  
 九條に於て巡查は上官を距る三四歩前に停止し本  
 文の敬禮を爲すへしとあるを忘れたるならん否ら  
 されば停立敬禮の事を第九條に規定すへきものと  
 云はざるへきなり斯く明了なる事柄さへも誤謬あ  
 りとすればその註解にも誤謬なしと云ふへからず  
 本條は物品携帯の場合に舉手の禮を行ふと能はさ  
 るるとき單に體の上部を少しく前に傾くるを以て敬  
 禮に代ふることを規定したるまでにて停止のとは第  
 廿九條に譲るへきなり然れども巡查は第廿九條の

ると第廿九條の明文われは他の條項に於て之を云は  
 すとも自然此法に従ふとは明白なり何を必しも物品  
 携帯のときに限らんやその物品携帯のときに此規定  
 を掲けたるは他なし相互の間停歩せざるを此場合に  
 限り停歩せしむるの意なると知るへきなり又説者の  
 如く相互の間に於て停歩するにあらす上官に對する  
 ときに限り停歩するものとせん歟此條中上官に對し  
 行ふへきを言はず故に上官に對し停歩するものを  
 定むるは條文を變更する杜選の説たるを免れず此但  
 書を正當平穩に解釋するには上下の區分を附せず總  
 て停歩するものを見るへきなり又他は歩しつゝ舉手  
 し我は停歩するの奇觀ありと云ふといへども是れ亦  
 恠しむに足らず彼舉手の代に我停歩す其義一なり且  
 條文にも停立して敬禮の意を表すへしとあり則ち舉  
 手は敬意を表するの一舉動なれば停歩して之に答ふ  
 るは至當の義なりとす

### ●屏禁處罰囚に科する座業に就ての疑問

獨 醒 子

甲曰く屏禁處罰囚に科する座業と雖も監獄則第十八條に従ふは勿論なりとす而るも反對者は同條に獨服役を免すと書したるは刑法の所謂定役にして屏禁囚の座業迄を意味するものに非すと云ふと雖も何如せん同條には廣く服役を免すとあるにより屏禁囚の座業のみを別物と認むるを得すと云ふ

乙曰く屏禁囚に科する座業は刑法の所謂定役とは質を異にする然るを甲論者は之を同一視す何ぞ事理を解せざるの甚しき試に屏禁罰を分拆せば則ち左の如し

- 一 晝夜他の監房又は役場と隔絶したる監房に獨居せしむる事
- 二 服役時間座作の業を課する事

掛け午後一時頃にはさしにも廣き會場も講堂立錫の餘地なきに至れり通常入場券を所有する者は正面の玄關より入りて思ひ／＼に座席を占め場内正面の一段高き處に演壇の構へありて其左右及後部を特別席と定め此處は案内狀を携有せる人の座席とし用意おさ／＼等閑ならざりし又講義室の後にある所の附屬舎を以て案内狀を有せる人の休息所に充て此處にはビール、葡萄酒及茶菓を備へて來會者に供し接待到らざる所なく注意周到なりと午後一時過發起人諸氏は休息所にある所の來會者を講義室に誘導して設けの座席に就かしめ席定まりたるを見て發起人石澤謹吾氏紹介の勞を取り發起人都筑馨六氏先づ起て演壇に進み開會の旨趣を述べ、次ぎに小松原英太郎氏演壇に進み出て「監獄改良の語てう題にて講話を始め或は學理に或は實際に一々例證を挙げ説述する所肯綮に當らすと云ふとなく旨趣明晰、聽者をして自然に監獄改良の必要を感せしめたり、次ぎは北垣國道氏自己の經驗に係る獄務上の談話を爲せり辭々切切殊に其の老練の辯舌を以て監獄費地方稅支辨となりたる來歴を叙述したる一段の如きは最も聽衆の感動を惹き起したりと覺ゆ、次ぎは貴族院議員清浦奎吾

以下の二要素を備へて該罰の全きを得るものなり換言せば處罰囚に科する所の座業は普通の定役に非ずして懲罰の分子なり見よ無定役囚と雖も屏禁罰に處したる時は座業を科するを以て之を律すへし若し甲論に依らば大祀令節國祭の日及び父母の喪に丁りたる日に於て他の懲罰は之を全科し單り屏禁罰に限る其一半を寛恕するの奇觀を呈するに至る獄則上豈に斯の如き不權衡の處置あらんと云ふにあり

右大方の識者及び本會の明判を乞ふ

### 雜報

#### ●獄事講話會の詳況

四月十六日は會て本誌に掲載せしか如く東京市神田一ツ橋外大學講義室に於て獄事講話會を開設せられたり當日は天氣清朗櫻花爛熳たる好時機なるにも拘らざる聽衆は午前十一時頃よりそろ／＼會場へ押し

氏にて「何ぞ天然の園圃を修潔せざると云ふ演題なり、話中歐洲に於て調査せられたる事項を交へ其得意の雄辨を以て一揚一抑、監獄の改良せざるへからざる所以を痛論せられたる所などは空理に失せず實際に流れず論し盡して餘蘊なく聽者をして感奮に堪へざらしめたり(筆記の大意は別冊附録とす)閉會せしは午後四時前なりし當日は聽衆夥多なりしにも拘はらず會場至て靜肅にして敢て講話を妨害する者なく能く各位の講話を聞き取るを得たり如此靜肅なりしは發起人諸氏の注意行き届き會場の縮り宜しきを得たると講話者諸氏の熱心に其講話せられしとに由るとは言へ亦た以て時勞の趨向する所を知るへきなり當日來會せられたる諸氏の内には貴族院議員中川久成、同青山幸宜、同酒井忠道、同清棲家敬、同小松行正、同正親町實正、同村田保、同小原重哉、衆議院議員菊池九郎、同本間耕曹、同小野隆助、同齋藤良輔、同大坪利晋、同加藤淳造、同福田久松、同藥袋義一、同加藤政之助、東京府會議員小澤庄助、同大貫實、同佐藤正典、同鈴木昌信、同河原伊平、同富田彦太郎、同關根柳助、同藤堂高義、同永井喜柄、同花井源兵衛、風祭甚三郎、東京市會議員稻田政

吉、同松南宏雅、同芳野世經、内務次官白根專一、東京府知事富田鐵之助、京都府知事北垣國道、大坂府知事山田信道、神奈川縣知事内海忠勝、新潟縣知事籠手田安定、宮城縣知事船越術、熊本縣知事松平正直、埼玉縣知事久保田貫一、群馬縣知事中山元雄、茨城縣知事石井省一郎、三重縣知事成川尙義、山梨縣知事中山錫胤、福島縣知事渡邊清、青森縣知事佐和正、山形縣知事長谷部長連、秋田縣知事廣瀬進一、石川縣知事鈴木大亮、富山縣知事森山茂、鳥取縣知事西村亮吉、岡山縣知事千坂高雅、和歌山縣知事沖守固、德島縣知事關義臣、香川縣知事谷森眞男、愛媛縣知事勝間田稔、福岡縣知事安場保和、宮崎縣知事永峰彌吉、内務省社寺局長國重正文、同庶務局長大谷靖、國省衛生局長荒川邦藏、司法省參事官橫田國臣、司法大臣秘書官曲木如長、判事永井岩之丞、同菅谷正樹、同福原直道、檢事岩野新平、宮城集治監典獄八木秀太郎、兵庫假留監典獄長屋又輔、京都府典獄小野勝彬、大坂府典獄前田素志、神奈川縣典獄小泉保直、兵庫縣典獄下見重慎、新潟縣典獄小林三郎、埼玉縣典獄小金元吉、群馬縣典獄福原三藏、千葉縣典獄福原元資、茨城縣典獄

酒泉温忠、栃木縣典獄若山義雄、奈良縣典獄宮地良一、三重縣典獄新妻駒五郎、静岡縣典獄千頭正澄、山梨縣典獄井上眞平、滋賀縣典獄佃宜正、岐阜縣典獄中川靜、長野縣典獄櫻井高尙、福島縣典獄林恣、青森縣典獄大西直藏、秋田縣典獄白上俊一、福井縣典獄萩原縫、石川縣典獄高北忠吾、富山縣典獄大樂新造、鳥取縣典獄堀内久保、島根縣典獄遊佐正人、岡山縣典獄西村茂範、廣島縣典獄石井翼、山口縣典獄岡野正輝、和歌山縣典獄濱田時郎、高知縣典獄永松傳、學士三好太郎の諸氏并に河村、土屋、窪田、松本、石田、の五内務省試補其他各新聞記者等を見受けたり聞く所に據れば當日案内状を持參來會せしは貳百名許にして普通入場券にて入場せし人員は八百餘名なりしと、監獄の改良を急務とする今日に當りて如此官民相共に獄事の講究の爲めに公會を催さるゝは實に獄事の爲めに祝し且賀せざるを得ざるなり

●獄事講話會後の懇親會の詳況

前項記載の講話會後直に上野櫻雲臺に於て懇親會を開かれ席上發起人の一人なる中山寛六郎、秋田縣知事廣瀬進一、内務次官白根專一諸氏の演説あり來會者は百餘名にして中々の盛會なりし來會者中重なる

人々白根内務次官内海神奈川縣知事、松平熊本縣知事、石井茨城縣知事、中山山梨縣知事、大越滋賀縣知事、淺田長野縣知事、渡邊福島縣知事、佐和青森縣知事、廣瀬秋田縣知事、沖和歌山縣知事、谷森香川縣知事、關德島縣知事、清浦貴族院議員、小松原内務省警保局長、古市内務省土木局長、大谷内務省庶務局長、大浦警保局主事、妻木河合兩内務技師、地上警視、前項に掲載せし集治監假留監及府縣の各典獄、石田、土屋、河村、松本の四内務省試補安田藤重、前田傳、怙士信吉、岡真一、橫江勝榮、木村義利、花房教、古田元詮、廣瀬伊藤次、梅村寬逸、三浦貢、柴村敬直、高田眞清、竹内千里、川崎策五郎、河村稻穗、増村嘉則、廣川則修、早味悅術羽島和造、中川新次郎、蘆立安之、神谷仙松、藤吉習教、田宮富三郎、黒岩知新、黒田剛、中島幹事、和田鍊太、大越光朝、佐々木俊三郎、秋山平八郎、田川乙作、岡田正章、飯田直之丞、東郷助五郎、柏島孝美、神谷彦太郎、眞木喬、小島吉太郎、佐野尙及發起人都築馨六、中山寛六郎、石澤謹吾、久米金彌、小河滋二郎の諸氏なりし

●典獄講習會

獄事講話會の爲め出京せられたる典獄を内務省に召集し四月十七日内務省會議室に於て警保局長會頭となり議事を開かれたり議按は警保局より發せられるものにして十八ヶ條ありたる由十七日一日にては議了せず且議事の抄取り悪しき故典獄中より委員を選定し該委員にて答按を附し其答按の可否に就きて審議することになり、委員は典獄諸君の請求に依り警保局長より指名することとなり長屋兵庫假留監典獄、小泉神奈川縣典獄、小林新潟縣典獄、濱田和歌山縣典獄、若山栃木縣典獄、新妻三重縣典獄、白上秋田縣典獄の七名其選に當れり、委員諸氏十八日終日并に十九日の午前は問題に對する答按を審查決定し十九日午後より更に内務省會議室にて該答按典獄會の議に付し午後六時頃迄審議を盡し尙は議了せざるに付本日は閉會し、其翌日午後は警保局長各典獄を卒ひて巢鴨なる警視廳監獄の新築地を延覽せられ、廿一日午後又々内務省に於て會議を開かれ餘す處の問題を議了せられたり聞く所に據れば此度の講習會に附せられたる問題は總て實務上一定を要する事項なれば決議に基き尙は警保局にて精査を遂げ追て訓令なり通牒なりを以て發表せらるゝ趣なり此語

問會に出席せしは獄事講話會に出席せし各典獄の外山下警視廳典獄、渡邊三池集治監典獄、岡野山口縣典獄を合せ合計三十七名なりし又各典獄の隨行員には傍聴を許されたり

●遺失物の處分

公署内遺失物は總て官署内遺失物と同じく物主知れざるものは一ヶ年經過の後之を官沒せしは既に本誌にも記載せしとありしか其後聞く所に依れば公署を官廳に準ずるは兎も角も遺失物の如き財産收入に關するとは一般人民と同一の權利なかるへからすとの議起り從來の例を打破一掃して左の如く決定せられたりと

- 一 市町村役場内に於ける遺失金品は之を其市町村に給付すると
- 一 公立學校内に於ける遺失金品は其學校所屬の市町村に給付すると
- 一 私設鐵道構内に於ける遺失金品は該鐵道會社に給付すると
- 一 社寺の殿堂に於けるものは其社寺に劇場内に於けるものは其持主に給付すると
- 斯く決定せられしを以て警察官吏の拾得したるもの

を除き官沒の處分を爲すものは官廳内郡役所内官設鐵道内等の遺失金品にして地方團體即ち市町村有の構内に於けるものは總て其市町村の所有に屬せしむるとす而して従前之に牴觸せし指令等は更正せられたりと云ふ

●警部長の召集

内務省に於ては北海道廳沖繩縣を除く外各府縣の警部長を召集し諮問會を開設せらる其諮問の事項は素より窺ひ知るを得されども聞く所に依れば警察制度上地方團體の新組織即ち市町村制實施したる今日に於て舊來の配置を存するは適宜ならず且追々人知の進歩するに従ひ警察事故も頻繁を加ふるを以て警察官吏の配置に變更を要する事情ありて往々其詮議ありと云へは是等の事に付或は諮問に附せらるゝともあらん歟尙は二三の要件に付指示する所あり而して參集日は本月廿八日にして廿九日より會同を始め一週間を経過せば終了すへしとの由なり

●部長來らす

某地方の輪蹄輻輳の通衢に於ける派出所の外に立へる巡查は派出所内に休憩せる同僚に向ひ今日は珍らしく部長が來らなんだと語るを聞けり此部長なる職

は大概巡查部長を指稱すれども此地方に於ては巡查部長なし是れは外勤部長なる警部を指稱せしと明白なり此部長は何の爲めに派出所を見廻るか自己の率ゐる巡查の勤惰を監督する爲めならん既に監督の爲めとすれば一日に數回の巡視を爲さるへからす然るに一日間一回の巡視も之を缺くとは實に緩慢至極の部長殿と稱せざるを得ず總て市街の巡視は度數を多くし耳目を繁忙にするを以て監督も能く行届くへし緩慢なる巡視は徒らに巡查の怠惰心を増長し警務の機關を鈍らしむるに至らん職に監督に居る諸君爰に注意を怠らす余輩をして再び部長來らすと巡查の獨語を聞かしむると勿れ

●劇場内巡查の靴

芝居を見物する人は悪人にあらず又下等社會の人にあらざれば皇族を初め華族あり貴顯あり中位としては高等官より紳士紳商あり唯下等に至て日稼の族輩なきにあらず然れども芝居即ち劇場内に於ては視聽の權は同一なりとす婦人歩み尊姐行き令嬢來るの廊下は蓮歩羅裙塵埃を附くるを許さず高貴の官人紳士紳商に至るまで跣足徒歩す罕れには上靴上草履を穿つものあれども元と塵埃のあるへき場所にあらず

れは強ち上はきを用ゐざるもの多し然るに劇場に臨監する巡查を見るに廊下階段の差別なく道路と同じく靴の儘歩行して憚からず路上汚穢の塵埃を廊下階段に導き來て看客の足底羅裙に附着せしめて願慮する所なし何ぞ其れ不作法なるやこれにても説あるとにて漫に靴の儘歩行するにあらず職務執行上靴を脱するの違なきを以て之を爲すのみと答へん然れども劇場は犯罪人を製造する場所にはあらず唯行爲の鄙猥に涉らざるか群衆の看劇安を妨くる者なきやを視察し之に觸るゝものあるときは靜かに之を制して可なり若し制止を肯んせざる者ありて劇安を妨害するども靴を穿ち居られされは瞬間の機に應ずるに足らざるが如き急遽の事はあらず如何に警察の事務は急遽の事多しとて劇場内靴を脱することを許さずとする程の急變あるへしと思はれず紳士貴女の面前土足を憚からざるは聊か平和を旨とせる行政警察の旨趣にも反するにあらずや記者は熱望す東京府下の如き上等劇場に於ては巡查の穿靴を廢し之れに換ふるに上靴を以てし而してその上靴は劇場主をして之を供給せしむるの制とせられんことを或は云はんども巡查の靴は場に上るとき塵埃を掃ふて後ち上る

を以て靴底塵埃を留めずと然は余は云はんとす看客も亦靴底を掃淨せば脱却するに及ばず直に場に入るを得へし豈獨り靴のみならんや木履高麗憚る所なきに至らん請ふ之を三省せよ

●防火非常線

出火の際には其場より一丁以内に群衆の入るを許さざる爲め非常線を張り巡査數人道路を横斷して入る者を呵誰し漫に線内に入れざるなり其旨趣は無關係の者の難遣を防ぎ盜賊の掙了を制止し罹災の民をして其財産を安全に運搬せしめ消防夫の働作を自在ならしむるの要に在るへし然るに東京府下本月十日神田の火災は實に十年來の大火とて人々の狼狽一方ならず又遠方に在る縁者等は打鐘の簡略なると風勢の強甚なるを以て遅く之を知り周章災に趣く者さへ少しとせず斯る有様なれば路上の混雜は實に名狀すべからず其盛に鍛冶町に延焼し來る際に大通りの一角に非常線を張り通行を遮斷せしを見る荷を運ぶものは阻し荷を取りに入る者は拒す強て入らんとすればステツキ(ステツキは巡査の携帯すべき物にあらず之を持するは不審)を以て毆打し或は足を搦らんとて仆す畏に赴くもの荷を運ぶものをとて幾多の辨解

一定の上内務大臣へ建議し以て之れが制定を促かされんと最も必要なる方法にして其制定を速かならしむるの捷路なるへし警部長諸君以て如何となす豈に之を制定するに意なからんや

●巡回中雪に埋死したる巡査へ給助金給助

富山縣知事は本年二月内務大臣へ稟議し雪に埋没して斃死したる巡査に給助例に依り遺族へ給助金を給助するとの許可を得たり今其大要を掲出せん

富山縣魚津警察署所屬入善分署第二管區駐在巡査高田隆七ハ本年一月廿日所屬分署長ニ復命スヘキ要件ヲ帶ヒ受持部内警邏ヲ兼テ早朝駐在所ヲ出發セリ此日數日來ノ降雪ノ爲メニ積雪堆ク殆ント五尺ニ達シ道路阻隔シテ步行ニ難ク風ハ雪ヲ捲テ面

ヲ向クヘキニアララルモ高田巡査ハ毫モ屈撓セス警邏ヲ爲シ漸ク午後二時三十分入善分署ニ着シ受命事件ノ復命ヲ了シ尙ホ分署長ヨリ歸途警邏ヲ終

ヘ歸所スヘキ命ヲ受ク午後三時十分分署ヲ出發警邏ノ途ニ就キタル儘其踪跡ヲ失ヒタリ爾來之ヲ搜索セシニ同月廿五日ニ至リ同受持部内下新川郡飯

野村大字蘆崎村字下株分ト稱スル原野ニ於テ制服ヲ着シ「カンシキ」ヲ穿テタル儘仰向ニ斃レ總身深

と保證とを費して漸く通行することを此間家は央焼け落て家財の大半を烏有に歸し或は倒家の爲めに傷を負ふものさへ見受けたり非常線の設は實に名案にして一も非難すべしとなきも之を實施するに際し緩急その適度を量らす防制其法を得されは終に人民をして其不法を怨み抗官妨務の行爲あるを致さしむるに至らん火先き熾んにして家財運搬の急忙なる道路に於ては漫に非常線を張りて救難搬財の不便を來さるゝるゝに注意せらんとを希望して止まず當路の諸君請ふ反省する所あれ

●警察官吏の稱呼

警察官吏相互の間に呼稱するには何々君何某さん若くは何某殿と口に任して呼稱するを以て秩序の上に於て大に其當を得ざるものあり尤も地方に依りては或は稱呼を定めたるものなきにあちざるも未だ全般一致の制定あるにあらざれば一地方限の定めは又却て錯雜を來たすとあり今聞く所に依れば其筋に於ても警察稱呼の一定を規するの冀望ありとてか果して然らば從來の不体裁を一掃し上下の秩序を整頓するの美觀を呈するに至るへし而して余輩は望む此回警部長諸君の會同を幸に諸君に於て審議を盡され各地方

雪中ニ埋没シ僅カニ面部ヲ現出シアルヲ發見セリ思フニ同巡査ハ分署長ノ命令ヲ重シク風雪劇烈ナルヲモ厭ハス警邏ヲ爲シ吹雪ノ爲メニ前後ヲ辨セス行路ヲ失ヒ彷徨ノ際身體疲勞凍餒シ進退谷リテ終ニ非命ノ死ヲ遂クルニ至リシモノナラン畢竟上官ノ命令ヲ確守シ自己ノ危難ヲ顧ミス凜烈タル雪風ヲ冒シテ警邏ニ從事シタルハ能ク其本分ヲ盡シタルモノニシテ全ク職ニ斃レタルモノナリ因テ明治十五年七月第四十一號公達巡査看守給助例第二條第三項ニ依リ其遺族へ相當ノ給助金ヲ給與セント欲ス

右に付三月廿五日を以て伺之通之指令せられたり給助例第二條第三項は死亡給助にして其細註に云く職務の爲め重傷死に至る者及び負傷後其傷痕に原して死亡する者又は職務上傳染病に罹り死亡する者の遺族に之を給すとあり故に論者之を難して曰給助例の明文は傷痕に關したる致命と職務上傳染病に罹り致命したる者のみに限る本件の如き凍死の場合を規定せざる所を見れば給助例の精神は斯くの如き死亡には給與せざるにあるへし故に本件は特別の理由に依り給助金を給與するは格別とし當然本項に據らし

ひるは不可なりと釋者之を駁して曰抑々給助例の設定あるや自己の危難を顧みず職務を行はしむる惟一の獎勵法たるを以て若し難者の如く給助例を狭く解して第三項明文の外は致命の原因如何を問はず當然給與せるものにあらすとするときは獎勵法たる給助例に對し權衡を得ざるものあり東北地方の如き比年雪災の多き地に於ては吹雪の爲め窒息し或は潰雪の爲め埋没して死亡する者多々あるを見る巡查にして警邏の際此危難に逢ひ死亡したるとき大死として給助例の恩恵を受ると能はずとせば誰か能く此危難を踏つて警邏査察に従事する者あらんや法文の缺漏は後生の事實を以て之を行ふとを得へし徒に明文に拘泥して之を論ずるは尙ほ膠柱彈琴の譏を免れずと而して後説竟に前説に打勝ちたり此事獨り雪災に限らず職務執行中に生起せし事變には總て之を適用するを得べきなり

●警察の惰眠

警察は不休不眠なりと常套に言へる語はいつしか消滅して警察の惰眠となりしこそ是非なけれ聞く所に據れば其筋に於ては近來警察の精神漸く沈澁して疑一々稍退歩の傾あり畢竟久しきに慣れ他の刺戟

夫レ此舉ニシテ好結果ヲ收ムルニ至ラバ他日刑除ノ人ヲシテ暗夜ニ燈ヲ得セシムルノ幸ヲ與フルノミナラズ犯罪防遏ノ要義ヲ貫徹シ社會ヲ益スルヲ少々ナラザルベシ居士大ニ感スル所アリテ貴社ニ投ズ  
明治廿五年三月廿日在監囚人ノ文字ヲ調査スレハ左ノ如シ

男囚三百九十九人

内譯

- 百一人 毫モ讀ミ書キ能ハサルモノ
- 二百五十七人 假名字ヲ讀ミ書キ得ルモノ
- 四十一人 本字ヲ讀ミ書キ得ルモノ
- 女囚三十一人

内譯

- 三人 假名字ヲ讀ミ書キ得ルモノ
- 二十八人 毫モ讀ミ書キ能ハサルモノ

●監視と警察官

何つの頃にや有りけん或る地方とのみにて其詳細を知るに由なきも司獄官中の有志者相結約し曾て初年囚某甲か全く改悛せしを確認し満期の後ち或る職工場に通勤の紹介をなしたり某甲は素より先非を悔悟せしものなれば工業に勉勵は申も愚か殊に品行を正

を受くると稀れなるより自然此状を呈するに至れるあらん因て其原由及實況視察として其最も甚しき地方へ事務員を派出せしむるの評議あるよし歐洲輸入の制度にして進歩最も速に且最も早く整頓したるは警察事務なり今一策の功を費して完備の域に至らんとする場合に臨み却て退歩の傾を生せるとは其職に當る人々豈心に疚しきものなからんや請ふ再三思慮を廻らして進歩の途を謀られんことを私かに冀望して已まざるなり若し夫れ巡視員派遣の曉其失態を看破せられ監督官廳の注意を陥ふが如きとあらは其不面目果して如何ぞや

●山梨縣監獄一斑(承前)

芙蓉居士

山梨縣監獄署ニ於テ治獄上一問題タル彼ノ丁年以上ノ囚人ヲ學校的教育(監獄則三十一條十六才)ヲ授ケシムル能ハサルノ憾アラシムルノ點ニ對シ當局者ハ大ニ思ヲ焦シツハアリシモ犯罪ノ主因ハ概テ無教育ニ胚胎スルハ統計上多數ノ事實ナルヲ以テ客月廿八日ヨリ毎日正午休役時間ヲ利用シ教育ヲ爲スコトニ決シ眼ニ一丁字ナキ所ノ不學者ヲ極キ教師ヲシテ先いろはヨリ教授ヲ始メシト云フ實ニ注意周到ト云フベシ

ふし被管視人たることを覺知せられざる様注意怠らざりし爲め工業大いに進み後來生活の道漸く相立んとするに至りしかは本人は更なり有志家某々も世話甲斐ありしと末へ頼もしく歎ひ居たりし然るに何んぞ闖らん一日警官該職工場に到り告げて云ふ某甲は曩に何々の犯罪有り何に監獄に拘禁たりしものにて現時は監視執行中なり宜しく其意を含み居て可なりと意外の注意を與へられたる社主某は喫驚一方ならず以爲く某甲の品行上毫も欠くる所なく且つ業も大いに進む前途望みあり然りと雖ども今尙ほ幼仲なり一旦犯行の再燃することあれば臍を噛むの悔ひあらん之れか出入を絶つにしかじと忽ち某甲のみならず有志者某の周旋に係る眞誠潔白の乙某迄も俱に解約の難に會ひしと云ふ抑も警察官は人民保護の職にして監視は犯人をして再犯を豫防し正業に歸らしむるの法にあらすや然るに上來述る如きの結果を來したるものは保護の精神に出たるには相違なきも是れを偏重と云はざらんと欲するも得んや監視の何物たるを知らざるものと云はざるを得ず假りに一步を譲り某甲は俗説に所謂身から出たる錆なりと諱らむるも其餘波を蒙りたる乙某の迷惑はいか有る志家某の

胸中いかん生は素より信す今日に於ては斯の如き警官あるべきに非ずと思維するも又當局者参考の一助にもと茲に無用の言を書くの如し (豊水生投ス)

●終身囚の行狀勘査期計算方に就て  
終身囚は十五年經過せば假出獄を許可するの成規なるを以て他に犯罪ありて二三刑を有する者にては皆十五年を以て行狀勘査期となし十五年を五分し其一分を以て一年となし此一期に對して賞表一個を附與する扱なりし處今般此先例を改め若し終身刑の外に尙ほ刑を有する者は其刑の四分の三を終身刑の十五年に加算し而して其和を五分して其一分を一期となすことにせられたる由全く有期刑囚と同様の計算方にせられたるなり當局者諸君の参考に供す

●看守部長の外套卸  
看守部長は戒護上の監督を補助すべきものなるにより他の尋常看守とは自ら識別する處なかるべからず又實際上必要あるを以て外套の卸は眞鍮の標形のものを用ふることを或向より其筋へ伺出たるに今般許容せられたるやに傳聞す

●看守部長の提燈  
も亦他の看守と異にする必要あるを以て徽章は看守す伸延する場合なきを保し難し萬一にも如此事實ありとせば其責は獨り看守に歸し甚た穩ならざるのみならず監獄の威信を失す如此手續は一日も早く之を改め解免日に至らば必ず其都度看守長より看守に命じて之を執行せしむることにせられたし敢て切望す

●監獄官吏は理髮囚をして理髮せしむる勿れ  
監獄官吏は威嚴を保持するの注意を要す又在監人と押扱するの道を絶たざるべからず然るに監守押丁諸氏の内往々理髮夫をして自己の鬚髪を剃削理髮せしむる人あるを傳ふる者あり果して事實ありとせば押扱の媒となり在監人をして輕侮の念慮を抱かしむるに至り獨り威嚴を失するのみならず事休甚た宜しからず苟も監獄官吏たる者は勿論給仕小使に至る迄在監人をして鬚髪を剃削理髮せしむることは嚴禁すべし

●理髮夫には監外人を用ゆべからず  
在監人の鬚髪を剃削するには別に理髮夫なるものを置かず在監人相互に剃削せしむる處あり又多人數の處にては囚人の一作業として理髮夫を置くあり中には良民を備ひ入れて在監人の鬚髪を剃削せしむるあり良民を備ひ入れて剃削せしむるときは或は通信に

提燈を其儘用ひ府縣并に監の字等を除きて之を騎馬製になし看守の分と殊別することに相成りたる由

●特設拘置監に看守部長の設置

監獄署所在地に拘置監を特立せしめ本署より遙か距りたる場處に設置しある所あり例之せば三重縣監獄署、岡山縣監獄署、福岡縣監獄署等の如し此等の拘置監は監獄署の一分部となり居りて名目こそ支署ならざるも實際は支署の姿を爲し支署の變形とも云ふべきものなれば本年内務省訓令第二號に準して看守部長を置くも之を設けられたる精神に背反する處なし故を以て右様特立の拘置監には看守部長を設くることを伺出たる向ありたる輒の處詮議の上其筋に於ても聞き届けらるゝこととなりたる趣なり

●在監人の懲罰執行并に其解免に就て

囚人及懲治人等の懲罰執行に就ては其期日及び解免日等を看守長に於て之を調査し豫め看守に申渡し置くのみにて其執行并に解免を看守に一任する向もあるやに傳聞す如此事實は是れなかるべしと雖賞罰は獄治の秘訣なり最も鄭重ならんことを要す若し看守に一任し置くときは必ず間違を生じ或は期日に先たちて解免し或は期日に至るも之を解免せず知らず識ら

或は物品の交遞に媒介をなすこと掛からず故に理髮夫は是非囚人を使用することにすへし又刑事被告人の鬚髪は押丁若くは小使をして剃削せしめ囚人は刑事被告人に接近せしめざる様せられんことを望む

●傳染病の看護に囚人を使役する上に就て

看病は監獄作業の一にして定役囚を使役すへき業種なり然而定役には定役囚を強制使役し得べきものなれば危害の其身に及ぶべきものは避けしめざるべからず看病即ち尋常普通の疾病を看護するの謂たるは言を俟たざるなり然るに往々傳染病の看護にも強て看病囚を使役し敢て怪ます之に使役するは當然なるかの感想を抱く向掛からざる由なり是れ謬見なりと云はざるべからず囚人は官吏の指揮命令に違背し若くは之に抗するを得ざるものとす危害の其身に及ぶを以て之に従はざらんか懲罰なる利劍は忽ち其頭上に墮落す退かかんか懲罰の其身に及ぶあり進まんか傳染病の其躬に感染する恐あるを如何せん進退維谷り刑罰外の刑罰を蒙るに等しく先つ一身を犠牲に供せざるを得ず之を強ふるは猶ほ囚人を死地に陥れるがごとし定役に服せしむるの旨趣豈此にあらん哉寧ろ殘酷なる使役方と云はんのみ若し傳染病を看護し

之に感染して死亡せし四人には死後吊慰の法ある乎  
 又は遺族扶助の道なればまたしもの事なれども  
 目下此等の特別法なし九で夫死にとも云ふべき有様  
 なれば尙更囚人を強制使役するの不可を認む尤本人  
 の請に依て之に従事せしむるは格別更に不可なきも  
 左もなきときは囚人を強制使役することを止めて小  
 使の名義にても可なり特に傳染病の看護に限りては  
 監外人を備入れ之を使用することにすること穩當の  
 處置なるへしと信す監獄には往々傳染病の侵入する  
 あり注意を喚起すること爾り

●又々幌内炭山の瓦斯爆發す

客歲も爆發して出役囚中の死傷甚からず其實況は當  
 時の本誌に掲載したりしか又々本年三月十八日午前  
 十時三十分頃同炭山本坑西一番に於て出役囚の携ふ  
 る所の提ランプより瓦斯へ移火爆發して輕傷を蒙り  
 たる者一名あり又炭柱及留木等へ燃へ移りたるを以  
 て之か消防中午後一時三十分頃再び提ランプより  
 移火爆發し溜の澤坑へも延焼し其際囚人中に死亡せ  
 し者三名負傷せし者八名ありたる由如此屢々爆發し  
 て死傷者を出すは痛ましき次第なれば吾人の云ふま  
 ではなく狭くに注意の上にも注意を加へたること

●監獄費國庫支辨被

は前期の帝國議會にて否決せしは讀者諸君の知る所  
 なるが來五月開議せらるべき特別議會に提出せられ  
 飽迄も通過せしめんとすの意氣込あるやに洩れ開けり

●獄事講話會の寄附金

獄事講話會に要せし費用は豫て有志者の寄附金より  
 成立せしやに聞き居りしか果して傳聞に違はず、今  
 其寄附せし人名を洩れ聞くに小河滋二郎氏、大  
 浦兼武氏、杉本重遠氏、大谷靖氏、古市公威氏、久  
 保田貫一氏、金五郎、大森鐘一氏、都築馨六氏、  
 中山寛六郎氏、石澤謹吾氏、久米金彌氏、  
 發入清浦全吾氏、松岡宛、小松原英太郎氏、白根  
 專一氏、金武、里田綱彦、山縣伊三郎の諸氏なる由  
 文、荒川邦藏、中央監獄官練習院の設立に就て  
 は這回各府縣典獄の發起にて出京中の典獄を東京市  
 其他監獄員諸氏の發起にて出京中の典獄を東京市  
 吳服橋の柳屋に會して協議を遂げられたる趣の處  
 人も不贊成を唱ふるものなく各典獄とも出金の議  
 り各府縣より練習生を出すこととなりたる由に資  
 金の協議も纏りたるにより愈々設立のことに着手せ  
 らるの便益と實効とを見ることなるへしと信す尙は設  
 上に付聞込むことは報道を怠らざるへし

●監獄教誨師會同

近府縣監獄教誨師の會同は豫期の如く東京築地本願  
 寺に於て六に於て其開會の當日は、先づ發起人下間  
 鳳城氏假議長となり、議長、副議長を公撰せしめら

信すれば爆發の原素たる提ランプに改正を加へ又瓦  
 斯を稀薄ならしむるの方法を講せられんことを敢て  
 炭竈社に向て又出役囚監督廳に向て切望す

●別房留置者の減食方は舊の儘なり

別房留置者にして教令に従はず其他獄則を犯すとき  
 は之を處罰し得るの道を開かれたるは明治十六年太  
 政官達第六十二號にして舊監獄則第七條に據り減  
 食の罰に處し常食の半若くは三分の二以下を減する  
 にあり而して別房留置者の處遇及び處罰方は總て舊  
 の如く取扱ふべきものなるにより其處罰方は即ち明  
 治十六年太政官達第六十二號に據らざるへからず然  
 るを監獄則の改正と共に別房留置者の處遇及處罰方  
 も改正相成りたること、心得へ減食するに於ても改  
 正監獄則の如く二合若くは三合に減する向あり是れ  
 誤解なり改正監獄則には一も別房留置者の事を規定  
 せず寧ろ之を度外視す其規定外に係る者を他の在監  
 人と同様改正監獄則の支配を受けしめんとするは甚  
 だ謂れなきことなり故に別房留置者の減食方は舊監  
 獄則の如く取扱ふへし斯く取扱ふこそ正當の扱なれ  
 はなり改正監獄則に據て減食する處にては速かに舊  
 に復すへし

議長には多田賢順氏、副議長には下間鳳城氏多  
 數を以て登任せられ、茲に於て議長(多田氏)下間氏  
 に代り、議長席に著き最初開會の旨趣を演説せられ  
 了て、第一號議案より逐條討議せられ一週日を以て  
 各案悉く議了し本月廿三日正午無事に閉會せられた  
 り、而して該會に臨み演説せられたる一人々には、清  
 浦全吾君、小原重哉君、久米金彌君(二人)、石澤謹  
 吾君、小河滋次郎君、佐野尚君、島地默雷君等にして  
 何れも監獄教誨師上に重望を懐かる、先覺諸氏の事  
 て其道に取り有益の談話ならざるは莫く、取り分け  
 久米氏の演説は、會同諸氏の注意を曳き、頗る感動  
 其議事を傍聴せしに、流石の日本語なり、余輩は數次  
 其議事を取り、三寸の舌を執りて勸化遷善を司る名譽  
 知識の團集とて其議論の靜肅なるに拘はらず議論  
 切にして而かも氏等の特有なる音調話頭を以てせら  
 る余輩思はず感涙否精神を奮ひ去らる、去らんと欲  
 して去る能はざりしは記者か眞一面目の紹介人諸氏  
 の盡力に由るは勿論なりと雖ども亦近時監獄改良と  
 俱に教誨進歩の氣炎、内に胚胎したる現象として見  
 るべく、斯道の爲めに賀するに餘りあり、諸氏より  
 諸師諸氏よ、諸師の前途は遠遠なり、宜しく千百の障  
 碍を排除して、斯道の爲めに改良を圖られんと國家  
 爲に冀望して已まざるなり、余輩も亦其職分として  
 諸君の助力を辞せざるべし、因に議案及決議の細事等  
 は次號を以て報道すべし

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 一 | 番 | 本 | 須 |
| 二 | 番 | 大 | 寂 |
| 三 | 番 | 三 | 雄 |
| 四 | 番 | 光 | 雲 |
- 會同出席者人名  
 石川島 本 那  
 青森縣 本 須  
 千葉縣 本 寂  
 新潟縣 本 雄  
 福岡 本 雲



(附 録)  
監 獄 官 談 話 會 談 話 筆 記

冊三番  
冊四番  
冊五番  
冊六番

群馬  
東京  
埼玉  
市ヶ谷  
集治監

本本本  
本(會長)  
本(副會長)

多下後  
田間 藤任  
賢鳳 誠翁  
順城 壽秀

行行政政  
政政政  
裁裁裁  
判判判  
所所所  
評評評  
定定定  
官官官

本進馬  
製波屋川  
金十有  
一六造影

○本誌改題

本會發行警察監獄學會雜誌ハ今回都合ニ依リ警察監獄學雜誌ト改題ス

○本會移轉

本會事務所手狹ニ付同町二十七番地へ移轉セシヲ以爾來本會へノ往復ハ荒木町廿七番地トセラレタシ

○本誌雜則改正

本誌雜則更正スル所アリ表紙裏面ニ就キ一讀セラレタシ

○本誌附錄

法律原論ハ每號附錄トシテ掲載シ終ニ一部ノ書籍ヲ完成スルノ計畫ヲ以テ已ニ二十八頁迄刷出シ又假表紙ナモ送呈セシニ素ヨリ書籍ノ性質ヲ有スルヲ以第三種郵便物トシテ本誌ニ添付スルヲ能ハサルニ至レリ依テ遺憾ナカラ該附錄ハ爾今添付セサルヘシ然リト雖モ如此有益ノ法律書特ニ中途ニシテ刊行ヲ廢スルハ本會ノ遺憾ニ堪ヘサル所ナルヲ以直ニ一部ノ書籍トシテ出版シ纔カノ實費ヲ以之ヲ諸君ニ頒ツカ又ハ時々數拾葉宛ヲ刷出シ附錄トナサスシテ送呈スルカ一ツノ中其一ヲ撰ミ不日實行スル所アルヘシ

監獄官談話會筆記

正ニ場シモ、本誌トシテ一覽ニ其詳ニシテ今月ヨリ刊行スルノニ至リテ刊行アリ。ハ、一、REPRINT

之ヲ諸君ニ願ツカ又ハ時々數拾葉宛ヲ刷出シ附録トナサスシテ送呈スルカ一ツ  
ノ中其一ヲ撰ミ不日實行スル所アルヘシ

監獄官談話會筆記

左ニ掲ルモノハ本月十六日東京大學講義室ニ於テ開會セラレタル監獄官談話會場ニ於ケル談話筆記ナ  
リトス然ルニ小松原英太郎君及清浦奎吾君ノ談話ハ專ラ其大意ヲ筆記セシ者ニシテ速記法ニ因リタル  
モノニ非ス故ニ細密ヲ欠クノ憾アルヲ以該速記ノ完成ヲ俟テ其他ノ諸氏ノ筆記ト俱ニ輯メテ一冊子ト  
シ諸君ヲ満足セシメンヲ期スヘシ敢テ一言ヲ附記ス

警察監獄學雜誌記者識

○監獄改良ノ話

小松原英太郎君演說

監獄ノ事ハ從前餘リ世人ノ注目セサル所ナリシカ維新來追々世人ノ注目スル所トナリ又改良ノ論モ起リ爾  
來氣運一變シテ今日ニ於テハ學者政治家等熱心此事業ニ注意スル者大ニ其數ヲ増加スルニ至レリ今日此ノ  
獄事講話會ノ開設ヲ見ルカ如キハ則其例證ナリ幸ニ此ノ講話會ノ如キモノアツテ今後益々斯事業ヲ學術的  
及實際的ニ講究スル所アラハ大ニ獄事改良上ニ裨益ヲ與ヘ其進歩ヲ促スニ至ルヘシト信ス

茲ニ監獄ノ性質及目的ニ就テ聊カ說述スヘシ抑監獄トハ如何ナルモノカト云ヘハ國法ニ悖リ公安ヲ害スル  
行爲アル者ニ對シテ裁判上ノ審糺ヲ確保シ及刑罰ヲ執行スルカ爲メニ設クル所ノ場所ナリ然ルニ往時ニ在  
テハ監獄ハ唯社會ノ危害ヲ防制シ裁判上ノ審糺ヲ確保スルカ爲メニ犯罪者ヲ監禁スル所ノ場所タルニ止マ  
リ刑罰ヲ執行スルノ場所ニハアラサリシナリ其刑罰執行ノ場所トナリタルハ實ニ近世ノ創始ニ係ル則チ刑

法ニ於テ始メテ自由刑ナルモノヲ採用スルニ至リタル以來監獄ヲシテ之ヲ執行スルノ場所ヲラシムルコトトナレリ

刑法ノ目的ニ就テハ諸家ノ見ル所多少ノ異同ナキニ非スト雖モ要スルニ刑法ノ目的ハ一面懲戒ヲ施シテ以テ其行爲ヲ責罰シ一面矯正ヲ加ヘテ以テ其罪惡ヲ匡治セシムヘシト謂フニアルモノ、如シ刑法ノ目的ニシテ若シ果シテ此ニアラシメハ監獄モ亦タ此ヲ以テ其目的トナシ宜シク此目的ヲ達セシムルニ適當ナル方法ヲ以テ四法ヲ取扱ハスンハアルヘカラス

刑法ト監獄トハ其關係最モ密着セルモノニシテ今假リニ之ヲ兒童ノ成育ニ譬フレハ刑法ハ恰モ生兒ノ如シ監獄ハ猶養育所ノ如シ其兒ハ如何ニ健全ニ利發ニ生ル、モ之ヲ養育スルノ方法其宜ヲ得サルトキハ成人ノ後社會有用ノ人物トナルコトヲ得サルヘシ之ト同シク刑法ハ如何ニ善美ナルモ監獄即チ刑ノ執行場ノ管理其宜シキヲ得サルトキハ刑法ノ目的ヲ貫徹スルヲ得ス刑法ト監獄トハ斯ノ如ク密接ノ關係ヲ有スルカ故ニ苟モ刑法ノ完美ヲ計リ裁判ノ適正ヲ求ムルニ汲々タルモノハ又宜シク監獄ノ改良ヲ圖ルニ汲々タラサルヘカラス

往時ニ在リテハ何レノ國モ監獄ハ誠ニ不完全ナリシナリ殊ニ泰西諸國ニ於テハ最モ太甚シカリシカ如シ監獄歴史ニ據テ之ヲ見ルニ前世紀ノ初メ頃迄ニ於ケル泰西諸國ノ監獄ノ狀況ハ實ニ其慘憺ヲ極メタルモノ、如シ然レモ其慘憺ヲ極メタルハ反ツテ大ニ監獄ノ改良ヲ促進セリ彼レニアツテハ監獄改良ノ論局内ニ出テスシテ局外ニ起リ世ノ學者政治家慈善家等ト稱スル者卒先シテ盛ソニ之ヲ唱道シ終ニ堅牢ナル監獄ノ鐵壁

ヲ破ツテ改良ノ勝論ヲ其屋頂ニ立ツルニ至レリ我國ニ於テハ泰西諸國ト事情ヲ異ニスル所アリ維新已後監獄改良ノ事ヲ唱フモノ追々出テタルカ政府當局者モ銳意之カ改良ヲ圖リタル爲メ既ニ幾多ノ改良ヲ施シ大ニ其面目ヲ更新シタルコトハ論スル迄モナキコトナカラ今後尙ホ改良スヘキコト又研究スヘキコト少カラズ而シテ之ヲ改良ニ研究スル上ニ於テ世上ノ學者政治家等ノ盡力ヲ要スヘキコト一ニシテ足ラサルナリ擬監獄改良トハ如何ント云ヘハ監獄改良トハ犯罪人ヲ懲感化シテ再犯ヲ防遏シ良民ニ復歸セシムルノ目的ヲ達スルニ適當ナル方法ヲ以テ監獄ヲ管理スヘシト謂フニアリ故ニ囚徒取扱ノ方法ハ飽マテ嚴正ニ飽マテ公平ニ飽マテ摯實ニシテ囚人ヲシテ國法ノ正クシテ犯スヘカラス國權ノ強大ニシテ抗スヘカフサルコトヲ知ラシメ其罪惡ヲ悔悟セシメ良民の生活ニ馴致セシメサルヘカラス且其獄舎ハ罪惡ノ傳播ヲ防キ感化ヲ施スニ適スルノ構造タルヲ要ス若シ監獄ノ構造不完全ニシテ罪惡ノ練習傳播ヲ防キ感化ヲ施スニ適セサルカ或ハ囚徒取扱ノ方法其宜ヲ得スシテ嚴正公平且ツ摯實ノ旨ヲ失フトキハ監獄ハ到底其目的ヲ達スル能ハサルナリ

監獄改良ノ旨意ハ右ニ述フルカ如シ故ニ之ヲ實行スルノ方法順序ハ大別二種トナルナリ曰ク獄舎ノ改良曰ク囚徒取扱方法ノ改良即チ是ナリ一ハ即チ多額ノ金ヲ要シ一ハ金ヲ要スルコト割合ニ僅少減ハ全ク之ヲ要セスシテ實行シ得ルモノナキニ非ス而シテ其金ヲ要スルモノハ財政上ノ關係アルヲ以テ實行上多少ノ困難ナキ能ハサルヘキカ故ニ便宜其容易ニ實行シ得ヘキモノヲ先ニシテ其困難ナルモノヲ後ニスルハ止ムヲ得サル次第ニシテ今日若々此順序ニ依テ實行セラルル狀況ナリト雖モ前ニモ述ヘタル如ク獄舎ノ良否ハ治獄上最

モ重大ノ關係アリ獄舎ニシテ不完全ナルトキハ到底嚴正ニ刑罰ヲ執行シ且ツ罪惡傳播ノ弊害ヲ防キ監獄ノ目的ヲ達スルコト能ハサルヘシ是ヲ以テ多少ノ困難ハ之ヲ排シ成ルヘク速ニ獄舎ノ改良ヲ實行セサルヘカラス我國ノ監獄ハ其構造多クハ唯囚徒ヲ監禁セテ社會ヨリ隔離セシムルニ適スルモ彼ノ自由刑ヲ執行シテ懲戒感化ノ目的ヲ達セシムルニ適セス故ニ其監獄ノ改良ヲ計ルニ方テ獄舎ヲ改良スルノ一事ハ最モ急務ナルヲ信ス又經濟ノ點ニ於テモ永遠ノ經濟ヲ計レハ益アリテ決シテ損ナシ何トナレハ漫ニ監獄建築ノ費用ヲ節減シ不完全ナル獄舎ニ囚徒ヲ拘禁シ刑罰ヲ執行スルノ結果ハ犯罪ヲ養成シ犯罪者ヲ増加スルコト益、多ク結局國家ノ損害ヲシテ愈々大ナラシムルヲ免レサレハナリ

今日我國獄舎ノ實況ハ更ニ改築ヲ必要トスル他ノ理由アリ即チ甲乙地方ノ間其構造ノ良否殆ント比較スヘカラサル程ノ大差アルコト是ナリ例ヘハ或ル地方ニ於テハ構造稍、完全ナル獄舎ヲ建設シ且各監房ニ適當ナル囚員ヲ分配拘禁シ衛生檢束等ノ點ニ於テ行届キタルモノアリ或ル地方ニ於テハ封建時代ノ牢屋若クハ他ノ建物ニ少シク修補ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ充テ甚シキハ幽闇ナル一室ニ數十囚ヲ集禁シ老幼相混スルハ勿論重罪人モ輕罪囚モ一房内ニ雜居シ彼ノ兇漢惡徒ノ數々監獄ニ出入シテ狡メサル者モ初犯ノ者若クハ罪質ノ不良ナラサル所謂偶發犯者ト稱スル者ト其居テ同フセシムルモノアリ此ノ如キ監獄ニ於テハ罪惡傳播ノ弊甚ク行ハレ一度監獄ニ入ルモノヲシテ往々終ニ矯正スヘカラサル慣習の罪族トナリ終身監獄ノ厄介物タラシムルニ至ルノミナラス疾病死亡等ノ比例モ亦甚ク割合ニ多數ナルヲ免レス

今均シク懲役何年若クハ禁錮何年ニ處セラレタル者ハ同シク國法ヲ犯シ同一ノ國法ニ依リ同一ノ國權ヲ以

テ而カモ同一ノ處分ヲ受ケタルモノニ非スヤ然ルニ其管轄地方ヲ異ニシ其拘禁セラル、所ノ監獄ヲ同クセザルカ爲メ行刑上ニ於テ實際刑罰ニ輕重アルヲ免レサルノ有様ナリ是豈行刑ノ公平ヲ保ツ所以ナランヤ管ニ行刑ノ公平ヲ得サルノミナラス罪囚ヲ懲戒感化スヘキ場所ハ偶々以テ小惡ヲ化シテ大惡トナシ益々社會ノ危害ヲ大ナラシムルニ至ルヘシ

獄舎ノ不完全ナル地方ニ於テ之ヲ改良スルノ必要ハ當局者ハ勿論一般地方ノ人モ亦之ヲ知ラサルニ非ス之ヲ知ルモ尙ホ之ヲ實行スル能ハス甲乙地方ノ間ニ太甚シキ差異ヲ生スル所以ノモノハ抑モ府縣監獄費ノ地方稅支辨ナルカ爲メナルニ非スシテ何ソヤ蓋シテ地方ニ依リテハ或ハ其財政ノ豊カナルモノアリ或ハ豊カナラサルモノアリ或ハ屢々水害其他ノ天災ヲ被ムルノ地方アリ或ハ全ク其災害ヲ免ル、ノ地方アリ或ハ急ニ道路開鑿其他必要ナル地方事業ニ着手セサルヘカラサルノ地方アリ或ハ差懸リ別ニ着手セサルヘカラサル事業ナキノ地方アリ故ニ地方財政ノ豊ナル地方又ハ水害其他天災ヲ被ムラス又ハ他ニ緊急事業ナキカ若クハ緊急事業アルモ財政ニ餘裕アルカ又ハ多少ノ困難ヲ排シテモ監獄改築等ノ如キ必要ノ事業ヲ經營スル地方ニ在リテハ稍、完全ノ獄舎ヲ建設スト雖モ地方財政ノ豊ナラス又ハ屢々水害其他ノ天災ヲ被ム、若クハ他ニ緊急ノ事業アル地方ニ在リテハ少トモ監獄改築ノ必要ヲ知ルト雖モ勢ヒ先ツ獄舎ノ以テ囚人ヲ容ルヘキモノキハアレハ當分以テ足レリトナシ一時姑息ノ計ヲ爲スヲ免レス是レ甲乙地方ノ間獄舎ノ善惡殆ト比較スヘカラサル程ノ大差アル所以ナリ故ニ監獄費ヲ以テ國庫支辨トナスニ非サル以上ハ到底其改良ノ目的ヲ達スルコト能ハサルヘシ

囚徒取扱上ノ改良ニ至テハ囚徒ノ取扱ヲ嚴正公平ニシ其規律ヲ嚴肅ニシ或ハ司獄官吏ヲシテ其職務ニ練熟セシムルカ如キハ既ニ政府當局者ノ最モ意ヲ注キ力ヲ盡ス所ナリ然レモ彼ノ囚徒ニ給與スル所ノ衣服食料等ノ狀況ヲ見ルニ地方ニ依リ多少厚薄ノ差スルカ如ク又囚徒使役等ノ方法ニ就テ之ヲ見ルモ或ハ縣ニ於テハ單ニ收入ヲ多クシ若クハ作業費ヲ節減スル爲メニ米搗、外役等極メテ簡單ニシテ且勞苦ノ最モ甚キ使役法ヲ採用スルモノアリ或ハ囚徒出獄後生計ノ道ヲ立テシメルノ便ヲ計リ成ルヘク多少作業ノ種類ヲ備ヘテ各種ノ囚徒ヲ適當ノ役業ニ就カシメ使役スルモノアリ又囚徒ノ衛生、教誨等ノコトニ就テモ地方ヲ異ニスルニ從テ多少ノ差異アルヲ免レス又看守ノ俸給ノ如キハ甲地乙地ノ間著シク厚薄ノ差別アリ俸給ニ厚薄アルノ結果ハ勢ヒ其人物ニ優劣アルヲ致シ延ヒテ遇囚規律ノ張弛ニ其影響ヲ及ホスコトヲ免レサルヘシ而シテ其斯ノ如ク同一ノ刑法ニ據リ同一ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シ之ヲ待テニ不同ノ狀況アル所以ノモノハ職トシテ監獄費ノ地方稅支辨ナルカ爲メ地方議會カ其地方ノ狀況ヲ斟酌シテ區々ノ議決ヲナスニ由ラスンハアラス其結果ハ竟ニ刑罰執行上不公平ヲ免レサルナリ此弊失ハ地方稅支辨ヲ轉シテ之ヲ國庫支辨トナスニ非サレハ到底之ヲ一掃シ能ハサルヘキコト猶ホ彼ノ獄舎改良ノ事ト一般ナリ

右ハ實際監獄ノ改良上、其費用ヲ國庫支辨トナスノ必要ヲ論シタルモノナルカ尙ホ道理上ヨリ之ヲ見ルモ監獄ハ國法ニ悖犯スルノ行爲アル者ニ對シ國權ヲ以テ之ヲ監禁シ及刑罰ヲ執行スルノ場所ナルカ故ニ之ヲ建設シ維持シ且ツ管理スルノ任務ハ宜シク行政及司法ノ全權ヲ掌有スル所ノ國家其物ニ屬スヘキハ事理ノ當キニ然ルヘキ所ニシテ其費用ヲ以テ地方稅支辨ニ屬セシムルカ如キハ全ク事ノ變例ニ涉ルモノナリト謂フヘシ

今若シ監獄費ヲ以テ之ヲ國庫支辨トナストキハ獄舎ノ改良ナリ若クハ囚徒取扱上ノ改良ナリ事ノ緩急ヲ計リ諸般ノ改良ヲ一般ニ實施スルノ便ヲ得ルノミナラス又治獄上便利ヲ得ルコト少小ニアラサルナリ抑モ監獄ナル者ハ固ト其收禁スヘキ罪囚ノ種類ニ應シ其府縣ノ收監人員ヲ目安トシテ之ヲ營造シタルモノナルカ故ニ若シ嚴正ナル刑罰ノ執行ト懲感化ノ効ヲ收メントナラハ常ニ適度ノ人員ヲ拘禁シ且其罪質、年齡、犯數、品行、性質等ニ由テ罪囚別異ノ法ヲ實行シアルヲ要ス然ルニ一朝或ル地方ニ於テ非常ニ囚徒ノ増加ヲ致スカ如キコトアルトキハ忽チ罪囚別異ノ法ヲ攪亂シ其結果終ニ刑罰執行上勢ヒ懲感化ノ目的ヲ阻止スルニ至ルチ免レス斯ノ如キ場合ハ往々實際ニ見ル所ナリト雖モ其費用ノ地方稅經濟ニ屬スルノ間ハ縱令ヒ或ル地方ニ於テ非常ニ囚徒ノ増溢ヲ見ルコトアリトスルモ其餘レルモノヲ他府縣ノ監獄ニ轉送シ彼此互ニ相融通シ以テ常ニ適度ノ囚徒ヲ拘禁シ置ク等ノ便宜ヲ得ル能ハス又女囚ノ如キハ各府縣ニ於テ割合ニ其員數ノ寡少ナルカ爲メニ其拘禁上、別異其他諸般遇囚ノ方法最モ不完全ナルヲ免レサルノ實況ナリ然ルニ若シ監獄費ヲ以テ之ヲ國庫支辨ニ移ストキハ便宜或ハ數府縣ノ間ニ一ノ完全ナル女監ヲ設ケ其ノ近府縣ノ女囚ヲ集禁シテ適當ナル取扱ヲナスコトヲ得ヘシ又懲治場幼年監ノ如キモ或ハ一ノ特別ナル建物トシテ適當ナル位置ニ之ヲ創設シ特ニ必要ナル機關ト方法トヲ備ヘテ之ヲ管理シ所謂犯罪ヲ嫩芽ニ芻ルノ効ヲ舉クルヲ得ヘキナリ其他各府縣ノ罪囚ヲ彼レ此レ相融通シテ拘禁スルノ便ヲ得ルトキハ場合ニ依テハ管理上及

經濟上ノ便チ計リ或ル物價ノ廉ニシテ罪囚ノ拘禁ニ適當ナル地方又ハ相當ノ役業アル地方ノ監獄ニ於テ長  
刑期ノ罪囚ノミチ集禁スルコトヲ得ヘク又監獄諸般ノ需要品ノ如キモ或ル適當ナル地方ノ監獄ニ於テ之ヲ  
製造セシメ廉價ヲ以テ其需要ヲ充タス等ノ便利アルヘシ

之ヲ要スルニ今日監獄改良事業ノ前路ニ横ハル所ノ一大困難ハ監獄費地方稅支辨ノ一事即チ是ナリ此困難  
ヲ排除スルニ非サレハ監獄改良ノ目的ハ容易ニ之ヲ達スルコト能ハサルヘシ到底刑罰執行ノ公平ヲ保ツコ  
ト能ハサルナリ故ニ今ノ時ニ當リ監獄費ヲ國庫支辨ノ舊ニ復スルコトハ獄事最モ必要ナルヲ信ス滿場ノ  
諸君願クハ監獄改良ノ事業ニ向ツテ大ニ協力セラレンコトヲ希望ニ耐ヘサルナリ

○何ソ天然ノ園圃ヲ修整セサル 清浦奎吾君演說

余ハ本會ノ發起人ガ余ニ監獄ニ關スル演說ヲ爲スノ榮譽ヲ以テセラレタルヲ喜フ余ハ田舎漢ノ江戸見物同  
様ナカラモ歐洲各國ヲ巡歴シ頃口歸朝シタル身ナルヲ以テ何方珍ラシキ土産話ニテモアルナラント期セラ  
ル、人モ有シナレトモ不幸ニ能キ目ト能キ耳ト能キ口トヲ具ヘサルヲ以テ能キ土産物ヲ見出聞出買出シテ  
諸君ニ進呈スルコト能ハサルヲ遺憾トス尤モ少シハ買出シテ持歸リタル材料モアレバ我國ノ經濟ノ度々生  
活ノ習慣カ進ギリテ許サヌニ拘ハラス徒ニ高遠ノ理論ヲ唱ヘ新珍ノ方法ヲ演ヘテ萬一ニモ喝采ヲ博セント  
試ミルカ如キハ余ノ良心ノ余ニ指命セサル所ナレハ己レ自ラ己レノ良心ヲ欺クニ忍ヒス余ハ之ヲ實際ニ行  
ハサルヘカラス之ヲ行ハントスルモ格別難事ニアラサルコトヲ以テ敢テ改良ヲ望マント欲ス又余ハ監獄改

良ノ方法ヲ論スル引合ヒニ現今施行方法ノ完全ナラサル點ヲ指摘スルノ避クヘカラサルニ遭遇セリ敢テ辯  
チ好ミ攻撃ヲ快トスルノ意ニアラス

余ハ監獄改良ノ旗幟ヲ押立テ鼓チテ監獄ノ改良ヲ唱ル一人ナリ其改良ヲ望ム所以ノモノハ監獄ハ邦國ノ開  
明未開明ヲ知ルノ測量器械ナリト入言ニ依テ徒ニ國ノ体面ニ紅粉ヲ施シテ文明ヲ粧飾セントスルカ爲メニ  
ハアラス又彼無知不幸ノ囚徒ヲ憐ミ給養ヲ厚クシ取扱ヲ寛ニスル義ニモアラス唯國家ハ國家本領ノ義務ト  
シテ國法執行ノ精神ヲ貫ク爲メニハ監獄當然ノ目的ヲ達スルダケノ義務ハ勉メテ盡サ、ルヲ得サルモノト  
信ズルヲ以テナリ申スマテモナク監獄ハ刑ノ執行場タリ然ルニ其監獄ニシテ刑ノ執行ノ方法刑法ノ精神ニ  
副ハスンハ是レ國家自ラ刑法遵守ヲ怠ルモノナリ歐米諸國ニ於テモ外ニハ萬國改良會議ヲ開キ内ニハ監  
改良ノ機關ヲ設ク大ニ力ヲ監獄ニ盡ス是豈ニ政治家ノ道樂ノ爲メナランヤ又豈學者ノ好事ノ爲メナランヤ  
實ニ必要已ムヘカラサルモノアレハナリ

傳染病流行ノ時ニ當テヤ官民共ニ力ヲ豫防消毒隔離法施行等ニ從事シ殆ト餘力ヲ遺サス實ニ官民力ヲ合セ  
策チ一ニシ傳染病ノ惡魔ヲ退治スルノ勇氣ニ至テハ敢テ賞讚スルコトニ躊躇セサルナリ

犯罪ハ一種ノ傳染病ナリ又一種ノ遺傳病ナリ其害毒ハ實ニ恐ルヘキモノニシテ若シ之レニ對スル感化懲治  
ノ道其宜シキヲ得サルハ延ヒテ傳播シ吾人ノ共同生存スル社會ハ其毒氣ニ汚染セラレ吾人ノ性命財產ハ  
其安固ヲ保ツチ得サラントス斯ノ如ク恐ルヘキ傳染質及遺傳症タル犯罪ナルニ之ヲ感化懲治スルノ道ニ至  
ツテハ衛生官其他ノ人々カ六種傳染病ニ對シ豫防撲滅ノ勢力ヲ奮フカ如キ勇氣果シテ之レアリヤ葡萄或ハ

林檎ヲ植ヘタル園圃ニハ能ク空氣ヲ流通セシメテ勉メテ蟲害ヲ豫防シ若クハ之ヲ驅除スルヲ怠ラズ人ハ世界ト云フ天然ノ園圃ニ生シタル美果良種ニアラスヤ然ルニ其蟲害ヲ豫防シ若クハ之ヲ驅除スルノ力ヲ盡スコト却テ葡萄林檎ヲ愛養スルニ及ハサルモノハ抑モ何ノ心ソヤ

國家力健全ナル生存ヲ保ツハ善良ナル性質活潑ナル氣象勤勉ニ耐ルノ体力ヲ具ヘタル人民ノ力ニ因ラサルハナシ歐洲ノ某國ナトハ地味ハ瘠セ氣候ハ惡シク我國ノ膏腴且溫和ナルニ比スレハ天然ノ不幸ハ實ニ霄壤モ管ナラス然ルニ人爲ノ力ヲ以テ天然ノ薄福ニ打勝テ斯ク生産力ヲ進メ富強ヲ致ス所以ノモノハ何ソヤ人民ノ活潑ナル氣象善良ナル性質勤勉ニ堪ルノ体力ニ因ラサルハナシ犯罪者ハ概テ此性質氣象体力ヲ欠クモノナレハ犯罪人ノ多キハ即國家ノ生存ヲ不健康ニ導クモノナリ是ノ如キ徒ノ國ニ増殖スル焉ソ國家ノ健全ナル生存ヲ望ムヘケンヤ假令ヒ亡國タラサルモ不治ノ肺患者ニテ生テ死シタル國ト云ハサルヘカラス監獄ノ學理ヲ論スルハ獨リ監獄學者ノ任ニアラス又監獄行政ノ改良ヲ圖ルハ單ニ獄務當局者ノ責メミナラズ其他ノ人士ニ於テモ亦間接ノ責任アリト云ハサルヘカラス世ノ人士カ監獄ヲ度外視スルハ即チ監獄ノ改良セサル所以ナリ放免囚保護會社ノ隆盛ニ興起セサル世ノ人士カ監獄ニ冷淡ナルカ爲メナリ監獄ノ事ハ學者及當局者ノ責任ニ存スルトシテ之ヲ放下シ置ハ餘リ無頓着過ルニアラスヤ吾人ハ監獄ノ費用ヲ負擔スルノ義務アリ又其制度及施行ニ關シテ容ルノ權利モアルカラハ監獄ノ事ハ宜シク知悉セサル可ラス又吾人ノ同胞ヲ拘禁シテ之ヲ矯正スル場所ナレハ其取扱ノ甘足ルキトカ辛過ルトカ云フ位ノコトハ承知シテ之ニ處スルノ考ナカルヘカラス余ハ官民カ力ヲ協セ傳染症ノ退治ニ勇氣アルカ如ク犯罪ト云フ一種ノ傳染

病發遺傳疾ニ對シテモ亦協同シテ力ヲ盡スニアラサレハ此惡魔ヲ吾人ノ共同生存スル社會ヨリ追拂ヒテ天然ノ園圃ヲ修潔スルコト能ハサルヘシ

我邦近年獄事ノ改良ニ從事シ或ハ獄務官練習所ヲ設ケ或ハ監獄巡閱官監獄評議會等ヲ設ケ力ヲ盡シタルヲ以テ之ヲ往年封建時代ノ監獄ニ比スレハ較ヤ其面目チ一新シタリト雖モ願ミテ之ヲ歐洲監獄ノ狀況ニ比スレハ未ダ完全ノ域ニ達セザルノミナラス猶ホ幼稚ニシテ中ニハ監獄ト謂フヨリ寧ロ犯罪人共同農場ト稱スル方名其實ニ適スルモノ、如シ我國監則ノ規定スル所ニヨレハ犯罪ノ種類犯數及犯人ノ年齢等ニ因テ各監房ヲ別異スヘキノ制ナレトモ實際施行ノ有様ハ府縣廳所在地ノ大監獄ト雖モ中ニハ此目的ヲ達スルコト能ハサルモノアリ其他ノ監獄ニ在テハ儘カニ男囚女囚區別スルダケガ漸ク出來得ル位ノ現況ナリ實ニ今日ノ監獄ハ國庫金及地方費ヲ以テ惡業者ヲ養成スルカ爲メニ設置シタル敎習所ナリト謂フモ亦強チ誣言ニアラサルヘシ假令ヒ文明チ假裝スル爲メ監獄ヲ改良セントスルニアラサルモモセヨ又交際向キハ身代相應トハ申シナカラテ對等條約ヲ締結セントノ希望アルニモ拘ハラス惡業傳習所トカ犯罪人共同農場トモ云フヘキ監獄ニ外國人ヲ押込置クハコナラノ勝手デ差支ハナキモノ、コレハ少シク考ヘテハナラヌヲナリ四年前カノ條約改正案取調ノ際外國人ハ衣食住ノ習慣我國人ニ異ナルヲ以テ若シ外人カ我法權ノ下ニ立ツ日ニ至テハ外國人ニ對スル監獄ノ取扱ハ特別ニスレハ可ナリナト云フ驚入タル說モアリタルヤニ聞ク併シ此論ノ失當取ルニ足ラサルハ今茲ニ辯スル迄モナキコトニテ同一ノ法律ニ服スヘキ人民ニシテ眼睛ノ青色本アル鬚髮カ棕色テアル衣食住ノ習慣カ異ナルカラテ其取扱ヲ別ニスルト云フコトガ出來得ルナラハ同日テ

人ヲモ上流社會ノ白キ人物ヲ平素衣食住ニ贅澤三昧ヲ極込テ居テ者モ亦其取扱ヲ特別ニシテ宜キヤリ  
合ナリ斯ノ如キ不都合ハ法律豈ニ之ヲ認メン哉

刑事統計表ノ吾人ニ示ス所ニヨレハ明治廿三年中入監シタル囚人ハ十三萬八千四百六十二人ニシテ其中傳  
染ノ最甚シキ性質即チ財產ニ對スル受刑者ノ數ハ七萬四千八百五十二人ニシテ實ニ總員五割七分餘ニ當ル

各監獄現在囚徒全數ハ六萬千〇廿三人ニ非スヤ明治廿三年中ニ於ケル出獄囚人十四萬五千〇八十五人ノ内  
再犯以上ノ者三萬九千九百九十五人ナリ尤モ前科調査表未ダ十分整頓セサルヲ以テ前科ヲ包藏シ易ク其實

再犯者ハ猶頗ル多數ヲ占ムルナランナリ再犯者斯クノ如ク多數ヲ占ムル所以ノモノハ犯罪ヲ醸生スル社會  
的ノ原因他ニ之レアルニ因ルト雖モ亦入監中惡業傳習ノ惡成績惡結果ト謂ハサルヘカラス

幼年者ハ所謂小松ヶ原ノ若綠リ年經テ國ノ柱トモカナト云フベキモノナレハダトヒ囚徒ニセヨ幼年者ハ  
最モ心ヲ用ヒ檢束ヲ加ヘ教育ヲ施サレ可ラサルモノナリ然ルニ幼囚ヲ遇スル今日ノ如キハ人ヲシテ其放

膽ナルニ驚カシム  
余ハ幼年囚徒ヲ普通監獄ヨリ分離シ數縣ヲ合シテ單純ナル幼年監ヲ設ケ出來得ル限リ之ヲ分房制ニ構造シ  
強制教育的精神ヲ以テ彼不幸憐ムヘキ者ヲ養成シ純白ノ質ニ化セシメシコトヲ希望ス又幼年ノ不諭罪者ニ

シテ二十年ニ滿ツル迄懲治場ニ入ル者ノ如キニ感化院又ハ強制教育所等ノ設立アル地ニ於テハ一日若クハ  
一週若干ノ賄費ヲ以テ之ニ委託シテ懲治セシメ得ルノ法ヲ設ルモ亦必要ナル業ナリトス  
初期ノ犯罪者ハ初期ノ肺患者ノ如ク其治療ニヨリテハ十分回復ノ望アル者ナリ然ルニ我國ノ現況ハ初期ノ

犯罪ニシテ改悛ノ望アル者ハ却テ監獄中最モ不完全ナル監獄ニ拘禁セラレ之ヲ檢束スル紀律之ヲ改悛セシ  
ムルノ教誨十分ナラス役業ハ稿工ノ如キ以テ役トナスニ足ラサル業ヲ執ラシメ給養亦或ハ欠ル所アルヲ免

レス是豈ニ初犯者ニ對スルノ道ナラムヤ斯ノ如キ將來ニ改悛ノ望アル者ハ可成之ヲ良制ノ監獄ニ入レ若  
出來得ルモノナレハ之ヲ分房ニ拘禁シ其改悛ノ情狀顯著ナル者ハ假出獄等ノ恩典ニ浴セシメ斯民ヲシテ一

入タリトモ純白ニ復セシメンコトヲ希望スルハ則チ吾人ノ共同生存スル此社會ヲ情淨安寧ナラシメンガ爲  
ニ過キス又教誨師ハ犯罪ト云フ傳染兼遺傳病者ノ醫師ニシテ說教ハ其病根ヲ治療スルノ藥劑ナレハ可成良

醫否良教誨師ヲ求メ良藥ヲ投シテ貰ヒタシ是迄ノ様ニ日曜休役ノ后ニ定リノ儀式様ニ總囚ヲ混同シテ說教  
スルカ如キハ所謂氣休メニ賣藥ヲ服用スルト一般ニテ其効能ナカルヘシ頃ヨ各監獄ノ教誨師連ガ都下ニ集

テ教誨改良ノ協議アリト聞ク余ハ教誨師タル釋迦ニ說法ハシナイカ最少シハ張込シテモラハナラヌ  
之ニ反シ一方ニ於テハ彼ノ習慣犯罪即チ同權ノ罪惡ヲ屢犯行シテ生活ノ業トナシ屢罰セラルモ懲ルコ

トナキ者ノ如キハ意氣地ナキ懶惰ノ人民ニノ社會ノ有害物タルハ勿論ナレモ左程危險ノ恐ナキモノナリ斯  
ノ如キ徒ノ仲間ニ於テ惡習傳染ヲ防遏スルノ必要モナケレハ不完全ナル監獄ニ拘禁スルモ妨クナク可成嚴

ニ強制ノ役業ヲ執ラシメ力食ノ習慣ヲ養生スルコソ必要ナルヘシ余ハ白耳義國司法省ニ就テ此事ヲ取調タ  
ルニ警保局長ハ同國政府カ千八百九十年再犯加重ニ關スル改正法律案ノ國會ニ提出セラレタルモノヲ示セ

リ其説明書ニ曰ク凡ソ同種ノ罪ヲ反覆犯行スルヲ以テ一個ノ常業即チ生活ノ道トナス者ホド社會ニ有害ナ  
ルハナシ斯ル犯人ヲ普通犯人ヨリモ久シク閉固ニ拘禁スルハ社會ノ必要ヨリ謂フモ正理公道ヨリ論スルモ

甚々望マシキコト、云フヘシ故ニ本法案ニ於テハ已ニ刑法第五十六條ヲ以テ性質ヲ異ニスル犯罪ニ對シ裁判所ニ於テハ其刑ヲ加重シ得ルノ能力ヲ判官ニ附與セルノ規定ハ依然之ヲ存置キ而シテ更ニ第五十五條(補一)及第五十條(補二)ノ兩條ヲ設ケ若シ職業的又ハ慣習的犯罪ニ係ルハ裁判官ハ法定上ノ義務トシテ其刑ヲ加重セサルヘカラス而シテ其加重ノ割合ハ其犯罪ノ度數ニ因ルコト、ナシタルナリ斯ノ如ク此法律案、伊國刑法、露國刑法草案ベラシエー氏ヨリ元老院ニ提出セル佛國法律案并ニ英國法律ト同シク此習慣的犯罪ナルモノヲ認メテ以テ我刑法ノ欠點ヲ補填スルモノナリト謂フヘシ云々トアリ何レノ國ニ於テモ習慣犯罪ニ對スル防禦線ハ嚴ニ之ヲ施張セリ

放免囚保護ノ道各地ニ周到ナラサルモ亦再犯者ノ多キ一原因ナルヘシ余ハ放免囚保護會社ガ一時ノ流行熱ニ浮サレテ起ルニアラスシテ健康ナル体格ヲ具ヘテ各監獄所在地ニ起ルヲ希望ス放免囚保護會社ハ第一放免囚徒ニ出獄后重ニ正當ナル宿所ヲ得セシムルコト第二夫々ノ慣手長技ニ應ジテ仕事ノ口入ヲ爲シ出獄后手ヲ空フスルコトナク速ニ正シキ職業ヲ得セシムルコト第三確固タル業務ノ見込アルニアラサレハ可成貯ヘノ工錢ヲ交附セサルコト等ヲ主トスヘシ保護會社ヲ貧民救助會社授業場ノ如キ組織ニ設クルハ最モ失當ナリトス何トナレハ折角監獄ニ於テ罪質年齡犯數等ニヨリ區別ヲ設ケ悔過遷善ノ道ヲ圖リタルモ之ヲ授産場ノ如キ組織ニスレハ犯罪人共同繫場ニ復スル如キ姿ニテ監獄ノ目的ヲ害スレハナリ斯ノ如キ組織ノ保護會社ハ寧ロ起ラサルヲ優レリトス保護會社ノ設立ニ關シ最モ密切ノ關係アルモノハ監獄、警察、工業會社等ナリ是等ノモノカ機關トナリテ互ニ氣脈ヲ通シ保護ヲ盡スコトハ實ニ必要欠クヘカラサルコトナリ彼等ハ長キ年月不自由ノ身ニテアリツレハ一朝監獄ヲ出ルヤ一杯ノ祝酒ニ多年ノ苦ヲ慰セント欲シ一杯一杯又一杯終ニ轉シ青樓半宵ノ春夢ニ永日ノ鬱勃ヲ散セントシテ其醉未タ醒ノス其興未タ盡サルニ遂ニ復罪ヲ犯

サ、ルヘカラサルノ境遇ニ陥ル己レ自ラ己レノ情慾ニ制セラレ之レニ克ツコトノ能ハサル情力カ然ラシムルト云ヒナカラ保護ノ道不行届ナルハ社會ニ於テモ其責ヲ免レ難シ保護會社設立ノ事ハ右ニ演ル通り極メテ必要不可欠ノ業ナリ白耳義國ニ於テ再犯防遏ノ目的ヲ以テ再犯加重ニ關スル改良法律案ヲ國會ニ提出セル其説明書ノ末項ニ曰ク凡ソ刑法及監獄制度ノ改良問題現ハル、毎ニ世人ノ注意ヲ喚起スヘキモノハ彼出獄者保護事業ナリ政府ニシテ如何ニ再犯者鎮壓ノ方法ニ苦慮スルモ保護事業ニシテ完全ナラスンハ決シテ實蹟ヲ著ハス能ハス希クハ保護事業ニ時ト勞トヲ膏マレサル忠實ノ士此法律ヲシテ正法良制ノ實ヲ表ハシメラレシト希望ニ堪ヘサルナリ云々

囚徒作業ノ點ニ付テハ世間隨分議論多シ或ハ曰ク囚徒ノ作業ハ官工事タルヘシ曰ク官カ保證人トナリテ囚徒ノ製造ニ係ル物品等ヲ販賣スルハ民業ト競争スルモノニシテ官ハ商業ヲナスヘカラストノ原則ニ背ク曰ク囚徒ノ作業ハ其作業ノ利益ヲランヨリ寧ロ身体ヲ勞動スルノ甚シキ作業ニ服セシメサルヘカラス云々ト右ハ經濟即チ作業ノ價值ニ注意セス故ニ努力ヲ徒費スル不生産的ノ仕事即チ空車輪廻鐵丸運轉等ニ使役セリ近來ハ作業ノ能力ハ國民資本タルノ理ヲ唱道スルニ至レリ故ニ其作業ハ個人ト國家ト社會ト利益アル作業即チ生産的ノ仕事ヲラサルヘカテサルコトヲ認ムルニ至レリ作業ノ利益ハ誰レカ之ヲ受ルヤト云ヘハ一ハ監獄費ノ幾分ヲ償ヒ二ハ放免後生活ノ資本ヲ得セシム三ハ無職無賴漢カ仕事ヲ爲シ做ヒ國民ノ資本ヲ増スハ吾人カ共同生存スル社會ノ利益アリ作業ハ現今執ル所ノ方法即チ官ノ仕事及努力ヲ貸ス所ノ受任仕事ハ最モ適當ノ業ナルヘシ官ガ工業資本ヲ掛ケ物品ヲ製作セシメ之ヲ市場ニ販賣スルハ甚タ不適當ナルベシ故ニ余ハ官工事及請負作業ニシテ刑ノ執行ノ目的ニ反セサル仕事(危險不健康ヲ除ク)ナラハ何業ニ限ラス之ヲ爲サシメ可成作業ノ途ヲ廣クスルチ個人及國家ニ利アリ從テ社會ニ益アリト信ス

監獄ノ改良ヲ圖ルニハ其仕事小大ニシテ足ラス或ハ有形ニ屬スルモノアリ或ハ無形ニ屬スルモノアリ其有形ニ屬スルモノハ金ヲ要シ其無形ニ屬スルモノハ改良ノ爲メ金ヲ要セサルノミナラス改良ヲ却テ費用ヲ減シ得ヘキモノアリ實ニ有形ニ無形ニ改良ヲ加フヘキ事件ハ吾人ノ眼前ニマテ押寄セ來レリ豈ニ押寄セラレ攻掛ケラレナカラ眠テ之ニ應セサルノ理アラシヤ

監獄ノ改良ヲ圖ルニ之レカ主因トナルモノハ實ニ監獄費ノ支出方是ナリ此費用ガ監獄ノ改良ヲ遮防スル一大岩礁トハナリ居レリ余ハ監獄費國庫支辨論者タルコトハ余カ昨年四月新聞紙ニ公ニシタル論案ニ就テ御承知ノ方モアラン故ニ余ハ復茲ニ贊セス併シ余ハ絶對的ニ監獄費ヲ國庫支辨ト爲サル可ラストハ論セス監獄改良カ主タル目的ニシテ監獄費負擔方ハ改良ノ方法タルニ過キサレバ果シテ地方稅負擔ニテモ改良カ出來得ルモノナレハ是非之ヲ國庫支辨ニセサルヘカラスト云フコトハナシ然レモ之ヲ既往ニ徵シ現在ニ照シ及將來ヲ察スルニ地方稅支辨ヲ以テ改良ノ目的ヲ達スルヲ難シ左スレハ之ヲ國庫支辨トナシテ或ハ有形或ハ無形ニ夫々改良ヲ圖ルヲ要ス國庫支辨トシテ改良ヲ圖ルニ便益ナルコトハ世ノ監獄費國庫支辨論者カ業既ニ其得失ヲ考究シ社會ノ耳目ニ訴ヘタルモノアルヲ以テ其方法ヲ贊成スルノミ余昨年十二月ノ通常會ニ於テ神聖ナル議會カ道理アリ便益ナル監獄費國庫支辨ノ議題ヲ十分ノ理由ヲ明示セスシテ一抹ニ廢棄シタルヲ痛惜セスンハ非ス政府カ國會ヲ解散シタル理由ハ該案否決モ亦其一因ナリトハ聞ク果シテ然ラハ政府ハ來ル五月ニ開ク所ノ議會ニ再ヒ該案ヲ提出スルコトニ躊躇セサルヘシ否提出セサルヘカラサルノ行掛アリト信ス議會ハ吾人ヲシテ復ヒ神聖ナル其体面ノ爲メニ痛惜セシムルノ議決ヲ爲スカ吾人ハ希望ス又吾人ハ信ス議會カ吾人ヲシテ痛惜ヲ復タヒセシメサルコトナ

○開會ノ趣旨

都筑馨六君演說

私ハ今日開會ノ主意ヲ述ブル丈ナリ先ツ其主意ヲ述フルニ先ダテ近縣并ニ數百里ノ遠隔地方ヨリ我輩等ノ案内ニ應シテ來會ノ諸君ニ向テ一言謹謝セサル可ラス斯ノ如ク夫レ諸君カ監獄ノ事ニ關シテ極メテ熱心ナルノ一事ハ獄事ノ爲メ社會ノ爲メ國家ノ爲メニ大ニ賀スヘキコトナリ

監獄ハ刑罰ノ大部分則チ自由刑ヲ執行スルノ場處ナリ若シ此ノ監獄ノ制度ニシテ不完全ナラン乎、所謂刑罰ノ目的ヲ達スル能ハサルナリ固ヨリ刑罰權ノ基本ニ付テハ其說種々ニシテ未ダ一定セス時、國、各自ノ說ニ依リ各々相異レリ然レモ余ノ考フル所ニ依レハ刑罰ノ目的ハ一ニシテ足ラズト信ス社會ノ公義正道ノ爲メ、社會ヲ警戒スルカ爲メ、犯罪人カ社會ニ出テ、惡事ヲナスヲ防衛スル爲メ、刑罰執行ニ犯罪人ノ性質ヲ改良スル爲メ、之ヲ罰スルナリ是故ニ若シ刑ヲ執行スル所ノ監獄ニシテ宜シキヲ得サラン乎是等ノ目的ヲ達スル能ハサルナリ而シテ今時日本ノ監獄ハ如何、充分ニ刑罰ノ苦痛、社會ノ公義正道ヲ感セシムルニ足ルヲ得ヘキヤ否ヤ、一タビ監獄ノ門ニ入りタル者ハ再ヒ之ヲ潜ルヲ恐ル、ヤ否ヤ、貧民ハ監獄ヲ以テ生計ノ方便ト認ムルノ弊ナキヤ否ヤ貧民ハ監獄ヲ以テ生計ノ方便ト認ムルノ弊ナキヤ否ヤ、即チ之ニ據テ饑渴ヲ凌キ以テ糊口ノ道トナシ甚シキニ至テハ產婦ノ如キハ分娩兒ノ生育所トナスコトナキヤ否ヤ、監獄ノ周壁ハ高ク堅牢ニシテ逃ル、コト能ハサルヤ否、彼北海道ニ在ル良民ノ如キハ隨分逃走者ノ爲メ損害ヲ被レリト唱ヘ大ニ苦情ヲ訴ル所アリト聞ク、然レモ是等ハ凡テ無根ノ誣說ナルヤ否、今日ハ囚人ヲシテ十分遷善改過セシムルノ準備ナリヤ否ヤ、例ヘハ再犯者ノ數少ナキヤ否ヤ監獄ハ犯罪ノ教育所トナルノ恐ナキヤ否ヤ、余カ以上ノ數問題ニ答フルニ當テハ大ニ疑ヲ懷カサルヲ得サルモノアリ余輩ハ以テ爲ラク今日ノ監獄ハ十分ニ整頓シタルモノニ非ルコトナキヲ斷言スルヲ憚カラサルナリ、今日ノ監獄ニ刑罰ヲシテ十分ニ其目的ヲ達セシムルコト能ハサルナリ實ニ刑罰ヲシテ其目的ヲ達セシムルコト能ハサラシムルニ止マラハ

尙可ナリ未タ以テ大ニ憂トナスニ足ラス若シ今ノ監獄ニシテ毫モ改良スル所ナクンハ社會ニ大害ヲ及ボス  
 一アルニ至ルチ如何セシ、監獄ニハ監獄特有ノ惡習惡病アリ所謂監獄ニ入りタル者出獄スルニ當テヤ社會  
 ニ向テ獄内滞在中ニ受ケタル犯罪的教育並ニ獄内固有ノ惡風習ヲ散布セシメ加フルニ今日ノ監獄ハ流行病  
 ノ先驅トナルコトナシト謂フ能ハサルカ故ニ或ハ社會ノ塵芥場却テ塵芥ヲ社會ニ散布スルノ感ナシト云フ能  
 ハサルナリ故ニ今日ニ於テ日本ノ監獄ニ改良ヲ加ヘ又改良ノ方法ヲ講究スルハ最モ急務ナリト信ス其改正  
 スヘキ點ハ一ニシテ足ラス或ハ刑法及刑事訴訟法ノ如キモ亦今日ノ人民ノ教育及ヒ其財政ノ程度ニ對シ  
 テ不釣合ナル點モアルヘシ又監獄則、獄務細則、監獄ノ建築、獄吏ノ教育等ニ於テモ改良ヲ加フヘキコト尙  
 多々アリ、然リ而シテ如何ナル點ニ就テ改良ヲ施スヘキカ如何ナル方針ヲ以テ之ヲ改良スヘキカ及其ノ改  
 良ヲ實行スルノ方法ハ如何監獄ノ改良ニシテ今日ノ急務ナレバ此三問題ヲ攻究スルモ亦實ニ急務ナリト謂  
 ハサルヲ得ス而シ是等ノ問題ヲ講究スルニ當リ地方ニ在リテ日夜囚人ニ接近セテ其ノ事ニ苦慮セラル、  
 ノ司獄官吏、牧民ノ責ニ任セラル、地方長官、刑罰執行ノ事ニ關シテモ立法ノ責ニ任セラルベキ諸君、學  
 識經驗等ニ由テ監獄ニ注目スルコト怠ラサル所ノ諸君ニシテ相集テ過去ノ經驗ト攻究トニ依テ得タル各自  
 ノ考案ヲ交換スルコトヲ得バ監獄ノ爲メ非常ノ便益アルハ論ヲ俟タス獄事改良ニ關シテ結晶シタル定案モ成  
 立シ得ヘク當局者モ亦之ニ由テ大ニ得ル所アルヘク輿論ヲ代表スル責任ヲ有スル人モ亦益スル所アラン本  
 會ハ即監獄改良ノ爲メ相互ノ考案ヲ交換スルノ極テ大ナル利益アルチ知テ之ヲ聞キシモノナリ然リ而シテ  
 之ヲ公開シタル理由則チ一般ノ人士ヲシテ大ニ監獄ノ内部ニ目ヲ注カシメタランニハ或ハ間接ニ輿論ヲ起  
 シ或ハ直接ニ保護會社ノ如キ制度ヲ設ル等ノ手段ニ依リ斯事業ノ爲ニ熱心ニ輔翼スル所アルヘキチ信シタ  
 ルニ依ルナリ要スルニ若シ責任者及ヒ博識ノ輩ニシテ協心共力スル所アランニハ社會ノ塵芥場反テ社會チ  
 シテ塵芥場トナリ去ラシムルコトヲ豫防スルコトヲ得ヘシト信シタルニ依ルナリ

●論 說  
 一 ●刑事訴訟法第七十九條第二項の